

Ⅱ. 年金保険

1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで超高齢社会へと移行している。そこで、年金保険の事業状況について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成16年の平均寿命（厚生労働省：平成16年簡易生命表による）は、男78.64年（前年比0.28年増）、女85.59年（同0.26年増）で、世界最高の水準に達している。また、65歳の平均余命は、平成16年は男18.21年（前年比0.19年増）、女23.28年（同0.24年増）である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46～49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成16年は出生数が111万人と前年に比べて2万人減少し、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計）は1.25と前年の1.29を下回った。

年齢別人口をみると、平成16年10月1日現在で65歳以上人口が2,488万人と総人口の19.5%を占めており、逐年増加している。将来推計（国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計、中位推計）では、65歳以上人口の割合は平成12（2000）年現在の17.4%から平成26（2014）年には25%台に達し、日本人人口の4人に1人が65歳以上人口となる。65歳以上人口は、平成30（2018）年以降平成46（2034）年頃まで、おおよそ3,400万人台で推移するが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて平成30（2018）年以降も上昇を続け、平成45（2033）年には30%台に達する。そして、その後も持続的に上昇が続き、平成62（2050）年には35.7%の水準に達する。すなわち2.8人に1人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては若年人口が減少し、高齢人口が急速に増加しており、しかも平均寿命も着実に延びている状況にある。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます

重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

公的年金制度の現状を平成16年の国民生活基礎調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）でみると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,085万2千世帯と、全世帯（4,632万3千世帯）の45.0%を占めている。

65歳以上の者のいる世帯は1,786万4千世帯と全世帯の38.6%を占めているが、このうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は1,726万2千世帯で、65歳以上の者のいる世帯（年金受給者の有無不詳の世帯を除く。）の96.8%に達している。

また、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、またはこれらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）は787万4千世帯で、全世帯の17.0%であるが、高齢者世帯の平均所得（平成15年所得）290万9千円の種別金額の構成割合は、公的年金・恩給が71.9%、稼働所得が17.6%、財産所得が5.4%等となっており、公的年金・恩給が半分以上を占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が100%の世帯（すなわち、所得のすべてが公的年金・恩給である世帯）は64.2%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが示されている。

2. 年金保険（総括）

昭和61年4月に国民年金法、厚生年金保険法及び共済組合各法の改正法が施行され、公的年金制度の改革が実施された。

この改革によって、それまでは自営業者等を対象としていた国民年金の適用が、厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者にも拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展するとともに、厚生年金保険、共済組合は基礎年金の上乗せである報酬比例年金を支給する制度に改められ、公的年金制度は、1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例年金の2階建ての制度に再編成された。

基礎年金の導入により、昭和61年4月から公的年金の適用・給付の体系が大幅に変更されたが、新法の老齢基礎年金は法施行時に年金受給権が発生していない60歳未満の者（大正15年4月2日以後に生まれた者）に対して適用され、既に受給権が発生していた者及び60歳以上の者（大正15年4月1日以前に生まれた者）の老齢年金については旧法の給付が引き続き支給されるなど、新法・旧法の給付が併存することとなった。また、この改正において船員は厚生年金保険の適用となり、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。したがって、新法の船員保険は職務上年金（障害年金、遺族年金）のみとなっている。

また、被用者年金制度の一元化に向けて平成9年4月より旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合（以下「旧三共済」という。）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、これらの組合員は厚生年金保険の被保険者となったが、統合前に改正前国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けた者については引き続き国家公務員等共済組合法に基づく給付を受けることとなっている。

平成14年4月には、農林漁業団体職員共済組合が厚生年金保険に統合された。また、厚生年金保険の被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満に引き上げられることとなった。

なお、従来、公的年金加入者の記録は加入制度ご

とに付された整理番号（年金番号）によって別々に管理されていたが、平成9年1月に制度間で共通に使用する「基礎年金番号」が導入されたことにより、加入記録は一元的に管理されるようになり、この基礎年金番号に基づいて年金相談や年金裁定等の事務が行われている。

(1) 年金制度の概況

平成16年度末現在の国民年金制度の被保険者総数は6,975万人、老齢基礎年金等受給権者数は2,355万人となっており、制度全体での年金扶養比率は2.96となっている。

また、被用者年金制度の状況についてみると、被用者年金制度の適用者総数3,713万人、老齢（退職）年金受給権者は1,343万人となっており、年金扶養比率は2.76となっている（第Ⅱ－1表）。

(2) 加入者数

平成16年度末現在の公的年金制度の加入者総数は7,029万人であり、総人口1億2,768万人の55.1%を占めている。また、制度別にみると第1号被保険者数2,217万人（対前年度末23万人、1.0%減）、第2号厚生年金保険被保険者数3,249万人（同39万人、1.2%増）、第2号共済組合組合員数464万人（同4万人、0.8%減）、第3号被保険者数1,099万人（同10万人、0.9%減）となっている。

加入者数の推移をみると、平成3年度から学生が第1号被保険者として強制適用されることとなり204万人（3.1%）の増加となった。その後平成11年度末までは0.2～0.9%増で推移してきたが、平成12年度末に昭和61年度以降の初の減少となり、平成13年度末も引き続き0.5%減少、平成14年度末は0.4%増加、平成15年度末は17万人（0.2%）の減少であったが、平成16年度は1千人（0.0%）の増加となった（第Ⅱ－2表）。

(3) 受給者数

平成16年度末現在における公的年金の受給者数は、延人数で4,885万人であり、前年度末に比べ194万人（4.1%）の増加となっている。厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数（延人数）は平成

第Ⅱ－１表 公的年金制度の概況

○国民年金制度

(平成16年度末(平成17年3月末)現在)

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給者数 ②	年金扶養比率 ① ②	老齢基礎年金 平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料 (平成18年4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
第1号被保険者	万人 2,217	万人		万円	兆円 3.6	兆円 9.7	兆円 [9.7]	4.7 [4.6]	円 13,860
第2号被保険者	3,658	2,355	2.96	5.8					65歳
第3号被保険者	1,099				—	—	—	—	
合計	6,975								
(参考) 公的年金加入者合計	7,029								

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、5万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給者数は、老齢基礎年金受給者数に、旧国民年金法による老齢年金受給者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給者に係る平均年金月額である。このほか、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給者および旧国民年金法による老齢年金受給者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.3万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

○被用者年金制度

(平成16年度末(平成17年3月末)現在)

区分	適用者数 ①	老齢(退職)年金 受給者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ① ②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当) (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な 支出総費用額	積立金 簿価ベース [時価ベース]	積立比率 簿価ベース [時価ベース]	保険料率 (平成18年4月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成18年度)
厚生年金保険	万人 3,249	万人 1,117	2.91	万円 16.9	兆円 30.7	兆円 137.7	兆円 [138.2]	% 5.3 [5.2]	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳 坑内員・船員 57歳
国家公務員共済組合	109	63	1.73	22.4	1.9	8.7	[8.9]	7.2 [7.3]	14.638
地方公務員共済組合	31.1	15.5	2.00	23.2	5.0	38.1	[38.8]	10.9 [10.9]	13.738
私立学校教職員共済	4.4	9	5.14	21.8	0.3	3.2	[3.3]	10.5 [10.6]	11.168
合計	3,713	1,343	2.76	17.9	38.0	187.6	[189.2]	6.0 [6.0]	—

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給者数に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達していない者が除外している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、15.456%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。また、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、15.058%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金資金運用基金における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賅う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

第Ⅱ－２表 公的年金加入者数の推移(年度末現在)

(単位:千人)

年度	加入者数 加総	国民年金第1号被保険者	国民年金第3号被保険者	被用者年金被保険者(第2号等)			総人口	加入者総数 / 総人口	
				厚生年金保険		共済組合			
				厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成6年	69,548	18,761	12,195	33,211	32,740	471	5,381	125,102	55.6
7	69,952	19,104	12,201	33,275	32,808	467	5,372	125,635	55.7
8	70,195	19,356	12,015	33,462	32,999	463	5,362	125,950	55.7
9	70,344	19,589	11,949	33,468	32,990	478	5,339	126,284	55.7
10	70,502	20,426	11,818	32,957	32,486	470	5,302	126,552	55.7
11	70,616	21,175	11,686	32,481	32,020	461	5,273	126,780	55.7
12	70,491	21,537	11,531	32,192	31,736	456	5,231	127,033	55.5
13	70,168	22,074	11,334	31,576	31,147	429	5,184	127,333	55.1
14	70,460	22,368	11,236	32,144	31,336	809	4,712	127,560	55.2
15	70,292	22,400	11,094	32,121	31,334	787	4,677	127,650	55.1
16	70,293	22,170	10,993	32,491	31,724	767	4,639	127,678	55.1

- 注1. 総人口は翌年度4月1日現在の推計人口(総務省統計局)である。
 2. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。
 3. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。

16年度末現在で3,860万人であり、前年度末に比べ107万人（2.8%）の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実年金受給権者数は、3,223万人（他の公的年金の受給権を持たない老齢福祉年金受給権者を含む。）となっており、前年度末に比べて88万人（2.8%）増加している。

平成16年度末における公的年金の受給者数（延人数）を制度別にみると、国民年金（旧法拠出制及び基礎年金）が2,300万人（延受給者の47.1%）と最も多く、次いで厚生年金保険が2,233万人（同45.7%）、共済組合が347万人（同7.1%）、福祉年金が5万人（同0.1%）となっている。

制度別に前年度末の受給者数と比較すると、国

民年金が89万人（4.0%）、厚生年金保険が96万人（4.5%）、共済組合が11万人（3.2%）とそれぞれ増加しており、福祉年金は2万人（25.1%）の減少となっている（第Ⅱ－3表）。

平成16年度末現在における公的年金の受給者数を年金の種別別にみると、老齢年金が3,262万人（船員保険の新法職務上年金を除く公的年金受給者数の66.8%）と最も多く、次いで通算老齢年金が937万人（同19.2%）、遺族年金が487万人（同10.0%）、障害年金が189万人（同3.9%）、通算遺族年金が8万人（同0.2%）となっている。受給者数を老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）、障害給付（障害年金）、遺族給付（遺族年金及び通算遺族年金）ごとにまとめると、老齢給付が4,200万人と86.0%

第Ⅱ－3表 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成6年	30,417 (28,182)	13,913	8,137	5,776	13,231	12,601	630	2,791	482
7	32,363 (29,479)	14,751	7,853	6,898	14,254	13,621	633	2,958	400
8	33,940 (30,351)	15,611	7,543	8,067	14,956	14,324	632	3,044	329
9	35,765 (31,397)	16,585	7,228	9,357	15,778	15,178	600	3,134	268
10	37,404 (32,291)	17,469	6,892	10,576	16,503	15,918	585	3,218	215
11	39,062 (33,111)	18,362	6,554	11,808	17,233	16,666	567	3,296	171
12	40,906 (34,114)	19,304	6,234	13,070	18,074	17,521	552	3,392	137
13	42,857 (35,210)	20,238	5,907	14,332	19,005	18,469	536	3,507	107
14	44,873 (36,334)	21,222	5,578	15,643	20,315	19,465	850	3,254	82
15	46,908 (37,533)	22,111	5,246	16,865	21,369	20,544	825	3,365	62
16	48,849 (38,600)	22,997	4,917	18,080	22,334	21,534	800	3,473	47

注1. 船員保険（新法職務上）は含まない。

2. ()内は厚生年金保険（平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別併給している者の重複分を控除した場合の数である）。

3. 共済年金は受給権者数である。

第Ⅱ－4表 公的年金老齢年金受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法拠出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成6年	19,113 (17,982)	10,440	5,758	4,682	6,285	5,823	462	1,906	482
7	20,548 (19,065)	11,276	5,513	5,763	6,859	6,400	459	2,013	400
8	21,695 (19,813)	12,158	5,262	6,896	7,158	6,705	453	2,050	329
9	23,067 (20,742)	13,160	5,011	8,149	7,543	7,102	441	2,096	268
10	24,277 (21,527)	14,076	4,746	9,331	7,854	7,424	431	2,132	215
11	25,460 (22,212)	14,985	4,479	10,505	8,142	7,724	418	2,162	171
12	26,821 (23,080)	15,959	4,230	11,729	8,519	8,112	407	2,206	137
13	28,252 (24,028)	16,930	3,977	12,954	8,951	8,556	395	2,264	107
14	29,767 (25,036)	17,956	3,725	14,231	9,571	9,036	535	2,158	82
15	31,239 (21,863)	18,890	3,472	15,418	10,074	9,556	518	2,212	62
16	32,624 (26,948)	19,820	3,225	16,595	10,490	9,989	501	2,267	47

注1. ()内は厚生年金保険（平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別併給している者の重複分を控除した場合の数である）。

2. 共済年金は受給権者数である。

を占め、障害給付が189万人（3.9%）、遺族給付が500万人（10.1%）となっている（第Ⅱ－5表）。

平成16年度末現在における老齢年金受給者数を制度別にみると、国民年金が93万人（4.9%）、厚生年金保険が42万人（4.1%）、共済組合が5万人（2.5%）の増加に対し、福祉年金は2万人（25.1%）の減少となっている（第Ⅱ－4表）。

老齢年金受給者数の推移をみると、人口の高齢化に伴い着実に増加している。なお、平成3年度末以降は老齢基礎年金受給者数が大幅に増加しているが、これは平成3年度から65歳到達により老齢厚生年金または退職共済年金と老齢基礎年金を併給する者が発生するようになったためである。

(4) 年金額

平成16年度末現在における公的年金受給者の年金総額は44兆5千億円（船員保険の新法職務上年金を除く。）であり、対国民所得比は12.3%となっている。

年金総額を前年度末と比べると、9千億円（2.0%）増加している。近年の年金総額の推移をみると、平成15年度末までは毎年1兆円以上の増加が続いていた。これは、基礎年金と厚生年金保険の年金総額の増加が大きく影響しているものである。

平成16年度末現在の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、厚生年金保険が23兆6千億円（船員保険の新法職務上を除く受給者年金総額の53.1%）と最も多く、共済組合が6兆5千億円（同14.7%）、国民年金が14兆3千億円（同32.2%）、福祉年金が2百億円（同0.0%）となっている（第Ⅱ－6表）。

平成16年度末現在の公的年金受給者の年金総額（船員保険の新法職務上年金を除く。）を年金の種別別にみると、老齢年金が34兆7千億円（77.9%）と年金総額の約4分の3を占めて最も多く、次いで遺族年金が5兆5千億円（12.3%）、通算老齢年金が2兆6千億円（5.9%）、障害年金が1兆7千億円（3.9%）等となっている（第Ⅱ－7表）。

平成16年度末現在における受給者1人当たりの平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険が16万8千円、国民年金が5万3千円、共済組合が18万8千円となっている（第Ⅱ－8表）。

第Ⅱ－5表 公的年金制度別年金受給者数（平成16年度末現在）

（単位：人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	22,333,569	10,490,421	7,491,613	348,270	3,925,849	77,416
旧法厚生年金保険	4,038,450	1,781,060	1,373,653	87,029	722,538	74,170
新法厚生年金保険	17,418,910	8,167,884	6,001,857	251,513	2,997,656	・
基礎あり（再掲）	10,153,819	5,583,367	4,317,640	160,587	92,225	・
旧法船員保険	76,565	40,412	8,275	2,524	23,864	1,490
旧共済組合	799,644	501,065	107,828	7,204	181,791	1,756
基礎あり（再掲）	95,992	92,917	1,676	908	491	・
国民年金計	22,996,675	19,819,763	1,546,896	1,490,883	139,133	・
旧法拠出制	4,916,696	3,224,507	1,546,896	120,733	24,560	・
新法基礎年金	18,079,979	16,595,256	・	1,370,150	114,573	・
基礎のみ（再掲）	7,125,862	5,880,415	・	1,209,563	35,884	・
福祉年金	46,656	46,656	・	・	・	・
船員保険（新法）	2,051	・	・	504	1,547	・
共済組合	3,472,595	2,266,997	334,762	51,040	807,886	4,740
合計	48,851,546	32,623,837	9,373,271	1,890,697	4,874,415	82,156
船員保険 （新法職務上）を除く	48,849,495 (38,599,684)	32,623,837 (26,947,553)	9,373,271 (5,053,955)	1,890,193 (1,728,698)	4,872,868 (4,780,152)	82,156 (82,156)

注1. 〈 〉内は厚生年金保険（旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。

2. 基礎あり（再掲）は基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。

3. 旧共済組合の基礎あり（再掲）は旧農林共済組合分を除く。

4. 基礎のみ（再掲）は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の数である。

5. 共済組合は受給権者数であり、公務上・職務上は含まない。

第Ⅱ－６表 公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

(単位：億円)

年 度	総 数	国 民 年 金			厚 生 年 金 保 険			共済組合	福祉年金	総数／ 国民所得
		旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済				
平成6年	296,490 [292,385]	70,596	32,352	38,244	164,875	151,743 [147,639]	13,132	59,093	1,925	7.9
7	318,473 [313,400]	77,456	31,365	46,091	177,104	163,958 [158,886]	13,146	62,305	1,608	8.4
8	331,086 [325,196]	84,028	30,080	53,948	182,716	169,731 [163,840]	12,985	63,016	1,326	8.5
9	345,976 [339,062]	91,427	28,787	62,640	189,654	177,031 [170,117]	12,623	63,816	1,080	8.8
10	364,695 [356,930]	100,117	27,909	72,208	198,126	185,716 [177,951]	12,410	65,573	879	9.6
11	379,825 [371,061]	108,075	26,682	81,393	204,634	192,570 [183,806]	12,065	66,411	705	10.0
12	394,479 [384,489]	115,706	25,363	90,343	211,018	199,387 [189,398]	11,631	67,191	563	10.4
13	407,840 [396,461]	123,155	24,018	99,137	216,428	205,263 [193,884]	11,165	67,815	442	11.0
14	423,223 [410,297]	130,886	22,676	108,209	227,491	213,280 [200,354]	14,211	64,510	337	11.7
15	436,177 [423,327]	136,701	21,131	115,569	233,971	220,479 [207,630]	13,492	65,251	254	11.9
16	444,858 [433,212]	143,156	19,747	123,409	236,195	223,371 [211,725]	12,824	65,317	190	12.3

注1. 船員保険（新法職務上）は含まない。

2. [] 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 共済年金は受給権者の年金総額である。

第Ⅱ－７表 公的年金制度別受給者年金総額（平成16年度末現在）

(単位：百万円)

	総 数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	23,619,503	17,016,834	2,137,306	300,858	4,144,253	20,253
基金代行分除く	22,454,893	15,927,505	2,062,025	300,858	4,144,253	20,253
旧法厚生年金保険	4,819,918	3,378,922	563,503	104,985	753,072	19,437
基金代行分除く	4,756,128	3,324,592	554,043	104,985	753,072	19,437
新法厚生年金保険	17,357,327	12,511,488	1,535,812	182,141	3,127,886	.
基礎分（別掲）	7,170,740	4,002,206	2,932,015	141,451	95,068	.
基金代行分除く	16,256,507	11,476,489	1,469,990	182,141	3,127,886	.
旧法船員保険	159,843	114,707	3,257	5,194	36,303	381
旧共済組合	1,282,414	1,011,717	34,734	8,537	226,991	435
基礎分（別掲）	72,758	70,320	1,125	790	523	.
国民年金計	14,315,618	12,501,864	335,805	1,341,151	136,798	.
旧法拠出制	1,974,683	1,518,553	335,805	108,276	12,049	.
新法基礎年金	12,340,935	10,983,311	.	1,232,875	124,749	.
基礎のみ（再掲）	4,706,771	3,577,105	.	1,091,424	38,242	.
福祉年金	18,994	18,994
船員保険（新法）	4,237	.	.	1,078	3,160	.
共済組合	6,531,732	5,120,182	153,361	71,683	1,169,138	1,507
合 計	44,490,084	34,657,874	2,626,472	1,714,769	5,453,349	21,759
船員保険 （新法職務上）を除く	44,485,847 [43,321,236]	34,657,874 [33,568,545]	2,626,472 [2,551,191]	1,713,691 [1,713,691]	5,450,189 [5,450,189]	21,759 [21,759]

注1. 年金総額には一部支給停止額を含む。

2. 合計の [] 内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

3. 基礎分（別掲）は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。

4. 旧共済組合の基礎分（別掲）は旧農林共済組合分を除く。

5. 基礎のみ（再掲）は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の年金総額である。

6. 共済組合は受給権者の年金総額であり、公務上・職務上は含まない。

第Ⅱ－8表 公的年金受給者1人当たり平均年金月額（平成16年度末現在）

（単位：円）

	老 齢 給 付		障害年金	遺 族 給 付	
	老齢年金	通算老齢年金		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険計	167,529	56,401	106,024	89,998	21,801
基金代行分除く	158,875	55,564	106,024	89,998	21,801
旧法厚生年金保険	158,095	34,185	100,526	86,855	21,838
基金代行分除く	155,553	33,611	100,526	86,855	21,838
新法厚生年金保険	168,482	62,034	107,215	89,597	・
基礎分（再掲）	40,833	40,710	46,867	2,643	・
基金代行分除く	157,922	61,120	107,215	89,597	・
基礎あり	59,734	56,590	73,403	85,903	・
旧法船員保険	236,537	32,804	171,497	126,771	21,331
旧共済組合	179,956	27,714	107,889	104,293	20,639
旧法	202,091	40,790	140,753	101,737	20,639
新法	150,042	25,634	78,631	105,673	・
基礎分（再掲）	27,500	1,008	17,266	369	・
基礎あり	63,067	55,957	72,467	88,831	・
国民年金計	52,565	18,090	74,964	81,935	・
旧法拠出制	39,245	18,090	74,735	40,882	・
新法基礎年金	55,153	・	74,984	90,735	・
基礎のみ（再掲）	50,572	・	75,636	89,512	・
福祉年金	33,925	・	・	・	・
船員保険（新法）	・	・	178,175	170,204	・
共済組合	188,215	38,177	117,038	120,596	26,486

注1. 平均年金月額には基礎年金額を含む。（ただし平成14年度以降については、旧農林共済分の基礎年金額を除く。また、一部支給停止額を含む。）

2. 「基礎分（再掲）」は基礎年金部分（同一の年金種別）の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）

3. 「基礎あり」は新法厚生年金保険または旧共済組合の新法分を受給している者のうち、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の基礎年金の平均年金月額である。（ただし、旧農林共済組合分に係る基礎年金額は含まない。）

4. 「基礎のみ（再掲）」は厚生年金保険（旧共済組合を除く）の受給権（同一の年金種別）を持たない者の平均年金月額である。

5. 共済組合は受給権者の平均年金月額であり、併給している基礎年金額を含まない。

3. 厚生年金保険

(1) 適用状況

昭和60年改正法が61年度から施行されたことにより、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される65歳未満の者（改正前は年齢制限なし。）となり、同時に国民年金の第2号被保険者となることとなった。また、船員に厚生年金保険を適用することとし、船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。さらに、厚生年金保険の適用事業所の範囲が順次拡大され、昭和63年度までには法人の事業所すべてが強制適用となった。また、平成9年4月より旧公共企業体の共済組合（日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合（以下「旧三共済」という。））の長期給付事業が、

さらに、平成14年4月より農林漁業団体職員共済組合（以下「旧農林共済」という。）が、厚生年金保険に統合され、厚生年金保険の被保険者の年齢上限が65歳未満から70歳未満に引き上げになった。

① 事業所数

適用事業所数の推移をみると、昭和62年度以降は適用拡大により、事業所数の増加率は大きくなり、1人または2人の法人の事業所が強制適用となった昭和63年度末には前年度末に比べて9.3%増加した。その後も事業所数は順調に増加していたが、平成10年度末に戦後初めて減少となり、それ以降減少が続いている。

平成16年度末の適用事業所数（船舶所有者数を除く。）は163万事業所で、前年度末に比べて1万事業

第Ⅱ－９表 適用事業所数・船舶所有者数の推移（年度末現在）

（単位：千か所）

年度	事業所数			基金非加入事業所数			基金加入事業所数			船舶所有者数
	総数	強制適用	任意包括適用	総数	強制適用	任意包括適用	総数	強制適用	任意包括適用	
平成6年	1,587	1,453	134	1,397	1,272	125	190	181	9	8
7	1,606	1,471	135	1,411	1,285	126	195	186	9	7
8	1,652	1,515	137	1,458	1,330	128	194	185	9	7
9	1,703 (155)	1,567	136	1,513 (65)	1,386	127	190 (90)	181	9	7 (3)
10	1,691 (152)	1,560	132	1,506 (71)	1,383	123	186 (81)	177	9	7 (4)
11	1,683 (155)	1,554	129	1,502 (82)	1,381	120	181 (73)	173	8	7 (5)
12	1,674 (165)	1,547	127	1,498 (91)	1,379	119	176 (74)	168	8	6 (5)
13	1,651 (168)	1,529	123	1,482 (96)	1,367	115	170 (72)	162	8	6 (5)
14	1,629 (7,412)	1,510	119	1,472 (7,342)	1,360	112	157 (70)	150	7	6 (4)
15	1,618 (7,282)	1,501	116	1,476 (7,281)	1,366	110	142 (1)	135	7	6 (4)
16	1,626 (7,003)	1,511	115	1,492 (7,002)	1,383	109	134 (1)	128	6	6 (4)

注1. 事業所の総数には任意単独適用（平成16年度末は、181事業所）を含んでいる。

2. 総数の〈 〉内は、厚生年金保険に統合された旧共済組合に係るものである。（単位：所）

第Ⅱ－10表 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	総数	任意継続を除く				第4種 （任意継続）
		第1種 （一般男子）	第2種 （女子）	第3種 （坑内員・船員）	うち船員分	
平成6年	32,740	21,773	10,848	109	104	10
7	32,808 (34)	21,823	10,873	104	99	8
8	32,999 (37)	21,942	10,955	98	94	5
9	33,468 (478) (42)	22,361 (413)	11,011 (64)	93 (0.2)	89	3 (－)
10	32,957 (470) (46)	22,039 (405)	10,830 (65)	85 (0.2)	82	2 (－)
11	32,481 (461) (49)	21,720 (396)	10,680 (65)	80 (0.2)	78	1 (－)
12	32,192 (456) (57)	21,508 (388)	10,608 (68)	76 (0.2)	74	0 (－)
13	31,576 (429) (61)	21,087 (370)	10,419 (58)	70 (0.2)	69	－ (－)
14	32,144 (809) (67)	21,414 (588)	10,663 (220)	67 (0.2)	66	－ (－)
15	32,121 (787) (72)	21,305 (569)	10,753 (217)	64 (0.2)	63	－ (－)
16	32,491 (767) (78)	21,442 (551)	10,987 (216)	62 (0.2)	61	－ (－)

注1. 第4種には船員任意継続被保険者を含んでいる。

2. 〈 〉内は、旧共済組合に係る被保険者数の再掲。

3. ()内は、育児休業による保険料免除者数の再掲（旧共済組合に係る分は、2,856人である。）。

所（0.5％）の増加となっている。また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は13万（全適用事業所の8.2％）で、前年度末に比べて8千（5.8％）の減少となっている。

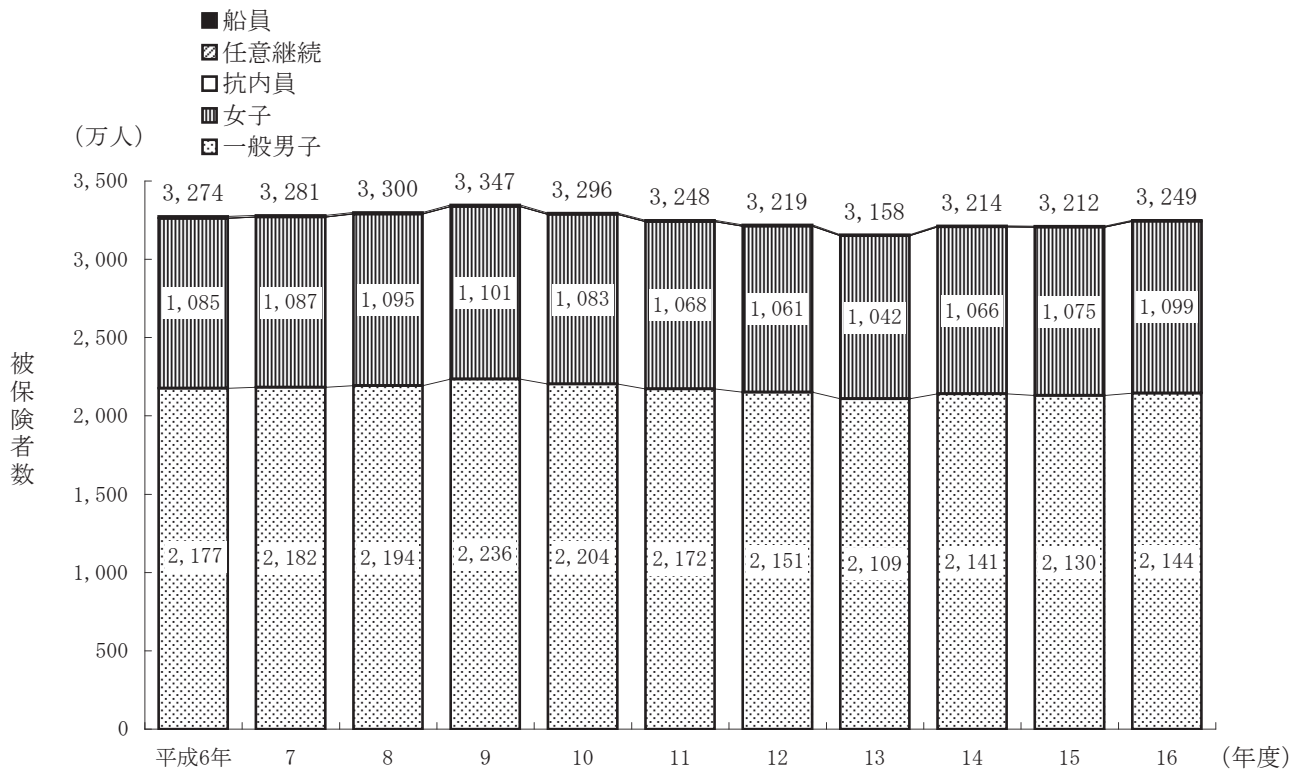
また、平成16年度末現在の船舶所有者数は5,505で前年度末に比べて148（2.6％）減少しており、船舶所有者数は逐年減少傾向が続いている（第Ⅱ－9表）。

② 被保険者数

厚生年金保険の被保険者の推移をみると、適用拡大の影響等により、昭和62年度末に前年度末を上回って以降、平成8年度末まで順調に増加し、さらに平成9年度末は旧三共済の統合もあって47万人増加した（旧三共済組合を除くと1万人（0.0％）減

少）が、平成10年度末に減少に転じ、その後は減少が続いていた。平成14年度末は57万人増加したが、これは旧農林共済の統合や被保険者資格の70歳未満への延長による影響が大きい（旧農林共済組合及び65～69歳の被保険者を除くと47万人（1.5％）減少）。平成16年度末の厚生年金保険の被保険者数は3,249万人で、前年度末に比べて37万人（1.2％）増加している。被保険者数の内訳をみると、一般男子が2,144万人（全被保険者の66.0％）、女子が1,099万人（同33.8％）、坑内員・船員（船員任継を除く。）が6万人（同0.2％）となっている。前年度末と比べると、一般男子が14万人（0.6％）増加、女子が23万人（2.2％）増加、船員は1千人（2.3％）減少している（第Ⅱ－10表、第Ⅱ－1図）。

第Ⅱ－1図 厚生年金保険 被保険者数の推移（年度末現在）



第Ⅱ－11表 基金加入・非加入別被保険者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	基金非加入			基金加入			基金加入割合
	総数	一般男子	女子	総数	一般男子	女子	
平成6年	20,678	13,131	7,428	12,062	8,642	3,420	36.8
7	20,663	13,093	7,458	12,146	8,730	3,416	37.0
8	20,894	13,217	7,574	12,106	8,724	3,381	36.7
9	21,201 (214)	13,486 (204)	7,619 (10)	12,267 (264)	8,875 (209)	3,392 (54)	36.7
10	20,939 (208)	13,322 (198)	7,530 (10)	12,017 (262)	8,717 (208)	3,300 (54)	36.5
11	20,776 (204)	13,208 (192)	7,487 (12)	11,705 (258)	8,512 (204)	3,193 (53)	36.0
12	20,787 (200)	13,204 (187)	7,507 (13)	11,405 (257)	8,304 (201)	3,101 (55)	35.4
13	20,698 (193)	13,141 (180)	7,487 (12)	10,878 (236)	7,946 (190)	2,932 (46)	34.5
14	24,275 (630)	15,765 (447)	8,442 (183)	7,870 (179)	5,649 (142)	2,220 (37)	24.5
15	26,315 (787)	17,144 (569)	9,107 (217)	5,806 (0)	4,160 (0)	1,645 (←)	18.1
16	27,264 (767)	17,716 (551)	9,486 (216)	5,227 (0)	3,726 (0)	1,501 (←)	16.1

注 () 内は旧共済組合に係る分である。

③ 厚生年金基金加入状況

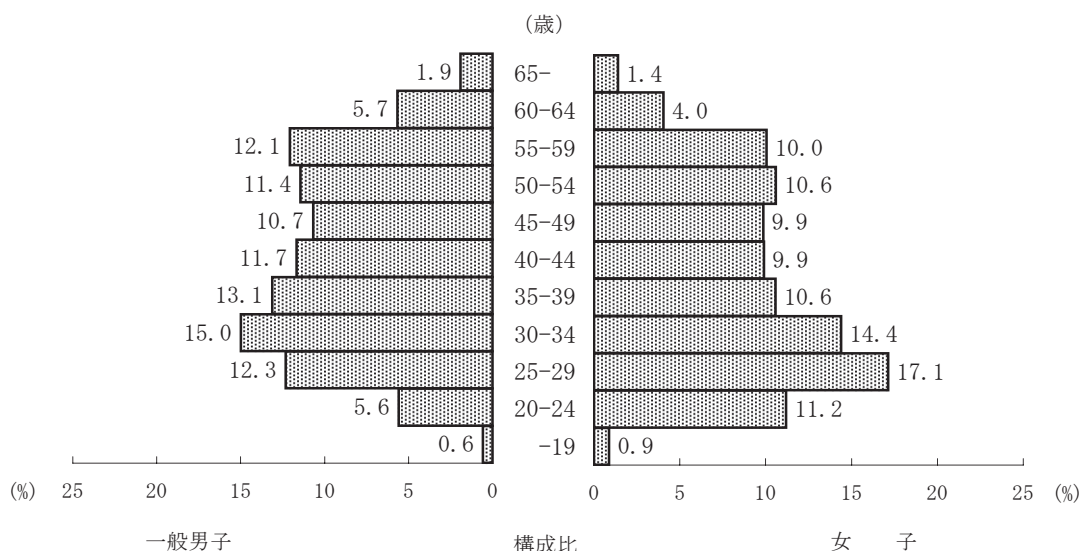
平成16年度末の厚生年金基金の加入者数は523万人で前年度末に比べて58万人（10.0%）減少している。また、基金加入者は被保険者の16.1%を占めている。基金加入者数は、基金設立要件の緩和により平成7年度末まで逐年増加していたが、平成8年度末に減少に転じた。平成9年度末はNTTが基金を設立したこと等により、前年度末に比べて増加しているが、平成10年度末以降は再び減少が続き、さらに平成14年4月から代行返上が可能となったことか

ら、前年度末に比べて平成14年度末は27.7%、平成15年度末は26.2%、平成16年度末は10.0%減少している（第Ⅱ－11表）。

④ 年齢階級別構成比

被保険者の年齢構成（平成16年度末現在）を一般男子と女子についてみると、一般男子では30～34歳が15.0%（一般男子計に対する割合）と最も高く、次いで35～39歳が13.1%、25～29歳が12.3%となっている。また、女子については25～29歳が17.1%（女子計

第Ⅱ－２図 厚生年金保険 被保険者の年齢構成
(平成16年度末現在、一般男子、女子)



注 高齢任意加入被保険者を含み、任意継続被保険者を除く。

第Ⅱ－12表 厚生年金保険 産業別・規模別事業所数 (平成16年9月1日現在の調査)

(単位:所)

産業大分類	1・2人	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上	合計	割合 (%)
農 林 水 産 業	4,738	3,276	6,882	643	108	9	1	15,657	1.0
鉱 業	860	618	2,366	337	56	3	4	4,244	0.3
建 設 業	82,693	59,547	122,010	9,525	1,683	154	112	275,724	17.0
製 造 業	67,613	46,643	125,090	29,908	10,932	1,070	799	282,055	17.4
卸 売 ・ 小 売 業	115,281	73,004	124,025	17,759	6,444	699	467	337,679	20.8
金 融 ・ 保 険 業	9,620	3,603	5,005	1,366	1,035	214	222	21,065	1.3
不 動 産 業	41,836	10,686	10,369	1,316	435	50	34	64,726	4.0
運 輸 業	9,559	6,056	28,569	9,621	3,253	237	166	57,461	3.5
情 報 通 信 業	15,543	7,521	18,856	4,439	1,840	247	210	48,656	3.0
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2,324	2,160	4,208	540	156	18	20	9,426	0.6
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	17,690	10,524	18,093	2,887	978	102	64	50,338	3.1
医 療 ・ 福 祉	19,040	19,706	57,589	12,872	5,397	347	111	115,062	7.1
教 育 ・ 学 習 支 援 業	6,863	3,160	8,462	1,341	358	41	21	20,246	1.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	8,264	2,058	3,461	990	671	112	27	15,583	1.0
サ ー ビ ス 業	104,767	56,946	105,420	15,282	4,994	546	320	288,275	17.8
公 務	6,006	2,112	5,393	1,904	786	77	20	16,298	1.0
合 計	512,697	307,620	645,798	110,730	39,126	3,926	2,598	1,622,495	100.0
割 合 (%)	31.6	19.0	39.8	6.8	2.4	0.2	0.2	100.0	

に対する割合)と高く、次いで30～34歳が14.4%、20～24歳が11.2%となっている(第Ⅱ－2図)。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成16年度末で41.5歳であり、そのうち一般男子が42.3歳、女子が39.7歳で、船員は46.9歳となっている。

⑤ 産業別・規模別適用状況

第Ⅱ－12表及び第Ⅱ－13表は平成16年9月1日現在で産業別・規模別に適用事業所数及び被保険者数を見たものである。

産業別にみると、事業所数では卸売・小売業(全事業所数の20.8%)、サービス業(同17.8%)、製造業(同17.4%)、建設業(同17.0%)が、被保険者数では製造業(全被保険者数の26.8%)、卸売・小売業(同16.8%)、サービス業(同13.5%)が大きな割合を占めている。

また、規模別でみると、5人未満の適用事業所数の割合が全体の50.6%(対前年比0.7%増)を占めており、5人未満の適用事業所の被保険者の割合は全体の5.3%(対前年比0.1%減)となっている。

第Ⅱ-13表 厚生年金保険 産業別・規模別被保険者数（平成16年9月1日現在の調査）

（単位：人）

産業大分類	被保険者数								合計	割合(%)
	1・2人	3・4人	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上			
農林水産業	6,476	11,301	69,993	31,234	19,863	5,811	2,095	146,773	0.4	
鉱業	1,095	2,178	28,331	15,657	11,596	2,166	17,198	78,221	0.2	
建設業	115,507	205,514	1,241,060	456,213	315,195	106,317	323,125	2,762,931	8.5	
製造業	91,550	161,092	1,462,311	1,559,646	2,154,435	733,066	2,601,182	8,763,282	26.8	
卸売・小売業	159,036	250,412	1,288,360	910,551	1,277,735	480,248	1,124,283	5,490,625	16.8	
金融・保険業	10,877	12,254	54,780	75,032	226,857	148,513	841,952	1,370,265	4.2	
不動産業	48,508	35,911	100,768	66,839	88,463	33,952	66,779	441,220	1.4	
運輸業	11,522	21,042	374,745	500,869	620,618	163,078	591,110	2,282,984	7.0	
情報通信業	19,346	25,852	217,982	230,770	369,822	167,240	685,802	1,716,814	5.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,318	7,480	43,942	27,540	27,639	11,663	175,390	296,972	0.9	
飲食店・宿泊業	24,242	36,066	193,491	148,631	193,509	66,152	150,348	812,439	2.5	
医療・福祉	26,832	69,029	636,988	699,029	1,065,380	233,187	184,933	2,915,378	8.9	
教育・学習支援業	8,585	10,901	99,934	65,486	76,124	28,558	40,416	330,004	1.0	
複合サービス事業	9,389	7,014	38,638	55,103	151,970	74,244	44,510	380,868	1.2	
サービス業	137,454	195,641	1,090,900	784,604	997,219	375,500	838,165	4,419,483	13.5	
公務	6,715	7,211	67,646	98,319	158,926	50,959	43,669	433,445	1.3	
合計	680,452	1,058,898	7,009,869	5,725,523	7,755,351	2,680,654	7,730,957	32,641,704	100.0	
割合(%)	2.1	3.2	21.5	17.5	23.8	8.2	23.7	100.0		

注 任意継続被保険者は含まない。

第Ⅱ-14表 厚生年金保険 産業別・男女別被保険者数（平成16年9月1日現在の調査）

産業大分類	計		男子		女子	
	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)
農林水産業	147	100.0	105	71.4	42	28.6
鉱業	78	100.0	67	85.1	12	14.9
建設業	2,763	100.0	2,338	84.6	425	15.4
製造業	8,763	100.0	6,572	75.0	2,191	25.0
卸売・小売業	5,491	100.0	3,459	63.0	2,032	37.0
金融・保険業	1,370	100.0	737	53.8	633	46.2
不動産業	441	100.0	295	66.8	146	33.2
運輸業	2,283	100.0	1,989	87.1	294	12.9
情報通信業	1,717	100.0	1,299	75.7	418	24.3
電気・ガス・熱供給・水道業	297	100.0	252	84.8	45	15.2
飲食店・宿泊業	812	100.0	491	60.5	321	39.5
医療・福祉	2,915	100.0	723	24.8	2,193	75.2
教育・学習支援業	330	100.0	160	48.5	170	51.5
複合サービス事業	381	100.0	243	63.7	138	36.3
サービス業	4,419	100.0	2,706	61.2	1,714	38.8
公務	433	100.0	137	31.5	297	68.5
合計	32,642	100.0	21,572	66.1	11,070	33.9

注 任意継続被保険者は含まない。

第Ⅱ-14表は産業別の被保険者数を男女別にみたものである。女子の割合は、医療・福祉（75.2%）、公務（68.5%）、教育・学習支援業（51.5%）などが高くなっており、運輸業（12.9%）、鉱業（14.9%）などが低くなっている。

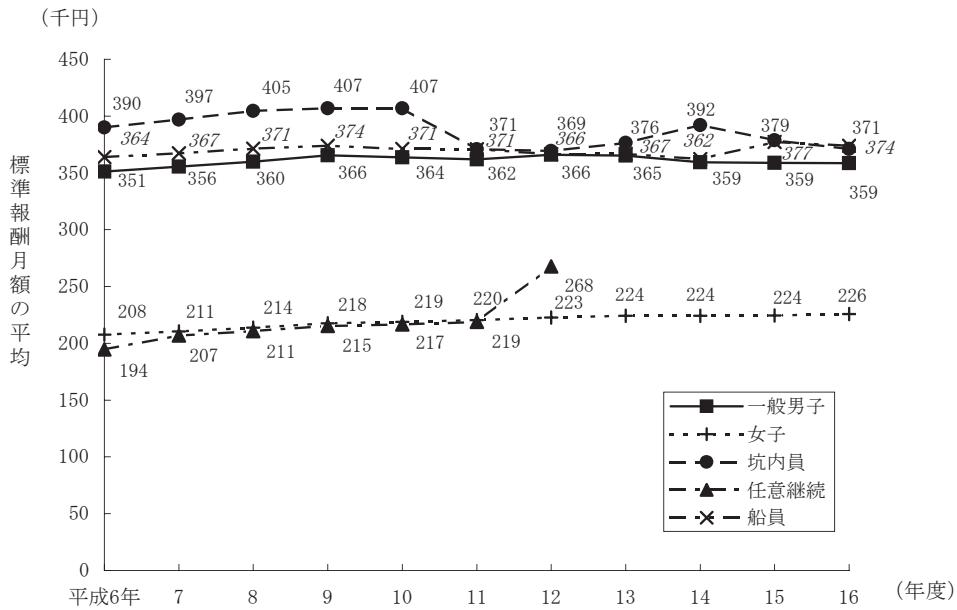
⑥ 標準報酬月額

厚生年金保険の標準報酬等級は平成12年の改正法

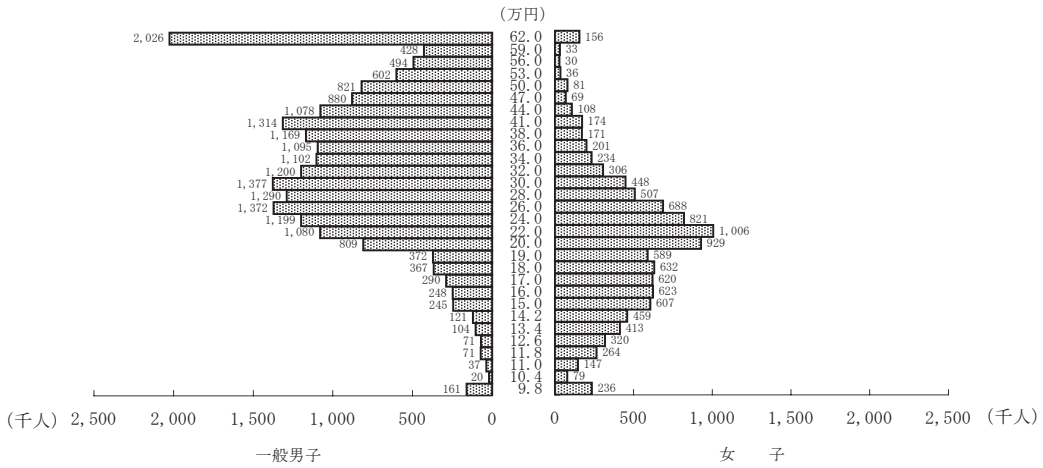
の施行により、従来の9万2千円から59万円までの30等級から、9万8千円から62万円までの30等級に改められ、平成12年10月から適用されている。

平成16年度末現在の標準報酬月額 averages は、全体では31万4千円（対前年度末比0.1%減）である。その内訳は、一般男子が35万9千円（同0.1%減）、女子が22万6千円（同0.6%増）、坑内員が37万1千円（同2.0%減）、船員（船員任継を除く。）が37

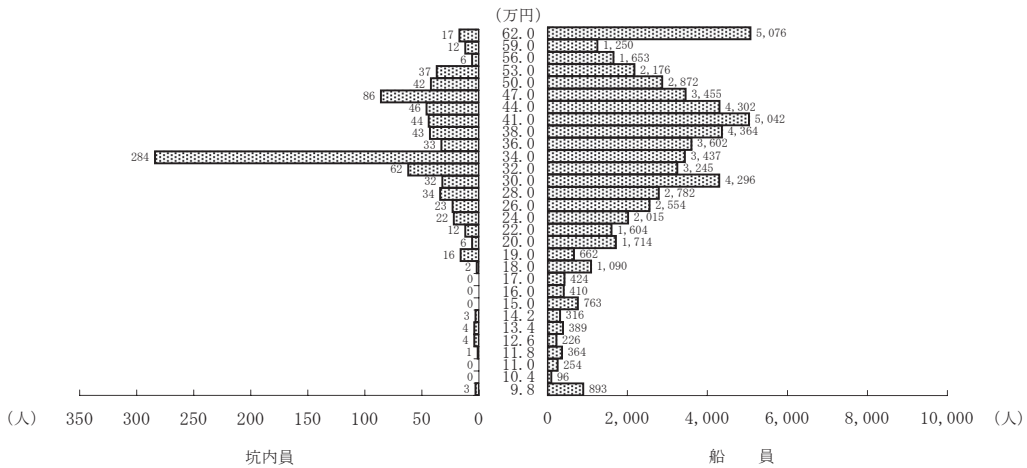
第Ⅱ－3図 厚生年金保険 標準報酬月額 averages of the average (as of the end of the fiscal year)



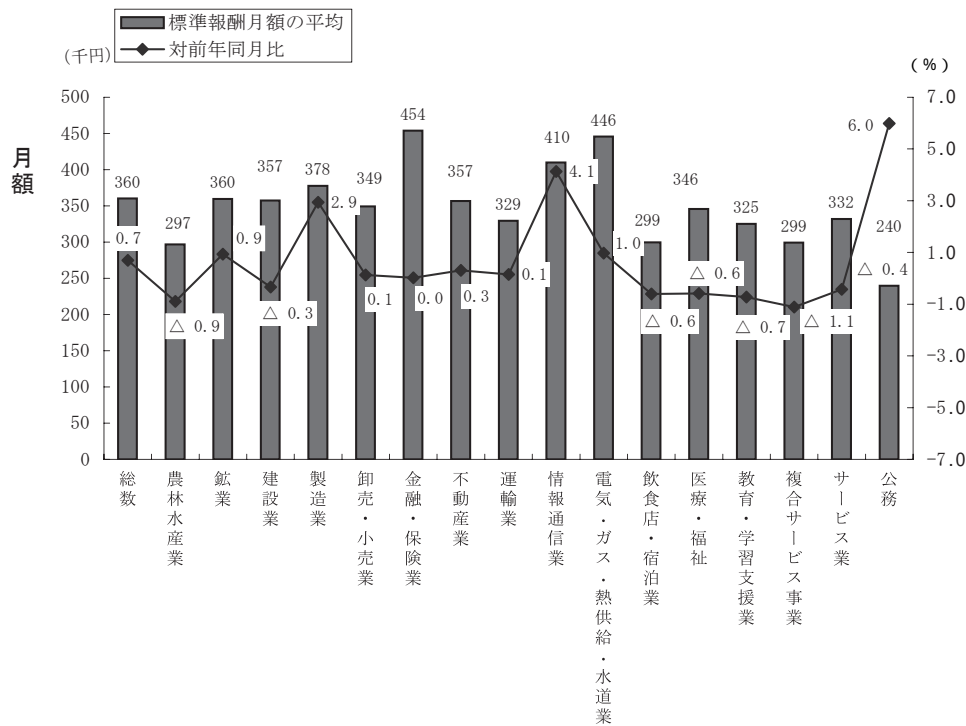
第Ⅱ－4図 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数 (as of the end of Heisei 16)



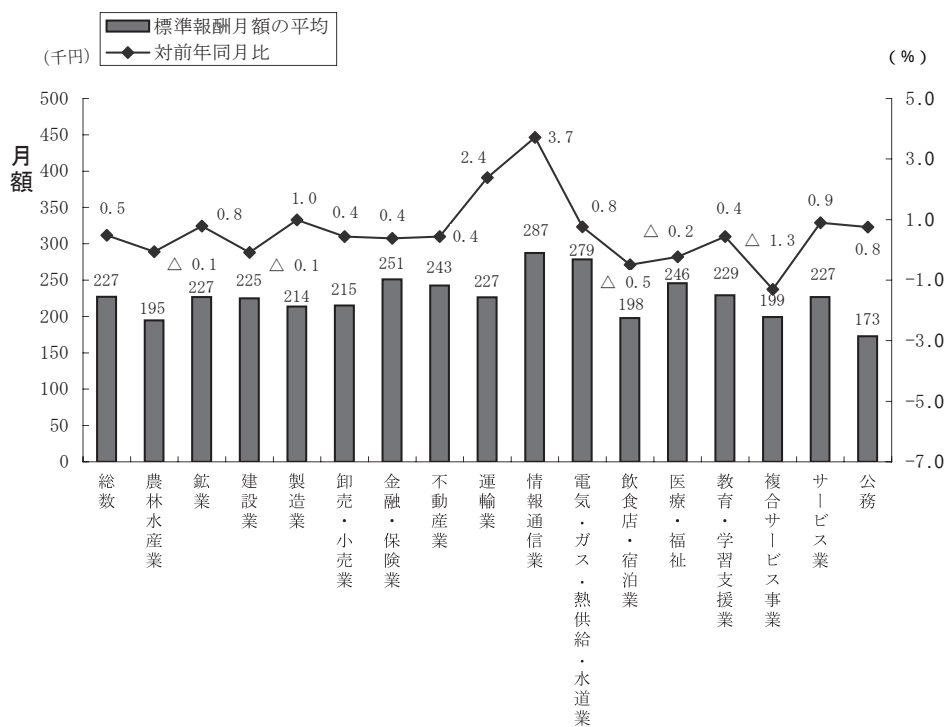
第Ⅱ－5図 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数 (as of the end of Heisei 16)



第Ⅱ－６図 産業別標準報酬月額額の平均（男子）（平成16年9月1日現在の調査）



第Ⅱ－７図 産業別標準報酬月額額の平均（女子）（平成16年9月1日現在の調査）



万4千円（同0.9%減）である（第Ⅱ－3図）。
 また、旧共済組合別の標準報酬月額額の平均は旧JR共済組合41万1千円、旧NTT共済組合43万2千円、旧JT共済組合43万5千円、旧農林共済組合29

万5千円である。
 標準報酬月額額の平均を厚生年金基金の加入の有無別にみると、基金加入者の平均が32万7千円（対前年度末1.0%減）で、非加入者が31万1千円（同0.3%

増)である。

なお、厚生労働省の毎月勤労統計調査によると、平成17年3月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与は、27万3千円(対前年同月比0.2%減)となっている。

第Ⅱ-4図及び第Ⅱ-5図は標準報酬等級別被保険者数の分布をみたものである。一般男子では上限の第30級(62万円)が203万人と最も多くなっており、一般男子全体の9.4%を占めている。一方、女子は第14級(22万円)が101万人(9.2%)と最も多くなっている。

第Ⅱ-6図及び第Ⅱ-7図は事業所の産業別の標準報酬月額平均(平成16年9月1日現在)を示したものである。男女とも金融・保険業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業が高く、公務が低くなっている。

⑦ 保険料率

平成15年4月から、標準報酬月額と標準賞与額と同率の保険料率を賦課するものとする総報酬制の導入に伴い、平成16年9月までの保険料率は、厚生年金保険の旧共済組合以外の一般男子及び女子については13.58%、坑内員及び船員については14.96%となっている。また、平成9年4月に旧三共済組合が厚生年金保険に統合されたが、旧JR共済組合及び旧JT共済組合の事業所の被保険者については当分の間、統合前に適用されていた保険料率が適用され、平成16年度の保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。旧NNT共済組合については厚生年金保険の一般男子及び女子と同率の保険料率が適用されている。平成16年9月までの旧農林共済組合の保険料率は15.22%となっている。

このように、被保険者によって保険料率が異なっているが、平成16年法律改正において保険料水準固定方式が導入されたことによって、平成16年10月から毎年保険料率が段階的に引き上げられ、平成29年9月以降は厚生年金保険の保険料率はすべて同率の18.3%となる。

一般男子及び女子の保険料率については毎年0.354%ずつ引き上げられ、平成16年10月では13.934%、坑内員及び船員の保険料率については毎年0.248%引き上げられ、平成16年10月では15.208%となっている。なお、旧JR共済組合及び旧JT共済組合の保険料率は平成21年8月まで据え

置かれ、旧農林共済組合の保険料率は平成16年10月では14.704%となっている。

(2) 受給(権)者数

前述したとおり、昭和61年4月から公的年金制度が大きく再編された。また、平成7年4月からは在職老齢年金の仕組みが抜本的に改善され、60歳前半の被保険者で厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある者については、賃金の多寡に関わらず全て受給権を持つこととなり、支給される年金額については、賃金の増加に応じて、賃金と年金額の合計が増加する仕組みとなった。

さらに、平成9年4月より旧三共済組合が厚生年金保険に統合され、改正前の国家公務員等共済組合法により裁定された旧三共済組合の受給者の給付事業が厚生年金保険に移管された。平成14年4月には旧農林共済組合が厚生年金保険に統合され、改正前の農林漁業共済組合法により裁定された受給者の給付事業も厚生年金保険に移管された。また、平成14年4月より65歳以上70歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金(報酬比例部分)について、新たに在職老齢年金制度が導入された。

① 受給者数

平成16年度末における厚生年金保険の受給者数は2,233万人で、内訳は旧法厚生年金保険が404万人(全受給者の18.1%)、旧法船員保険が8万人(同0.3%)、新法厚生年金保険が1,742万人(同78.0%)、旧共済組合80万人(同3.6%)となっている。前年度末に比べると受給者は96万人(4.5%)の増加となっている(第Ⅱ-15表、第Ⅱ-16表)。

受給者の内訳を年金の種類別にみると、老齢年金が1,049万人(全受給者の47.0%)、通算老齢年金が749万人(同33.5%)、障害年金が35万人(同1.6%)、遺族給付が400万人(同17.9%)となっている。受給者の内訳を前年度末と比較すると、老齢年金が42万人(4.1%)、通算老齢年金が41万人(5.7%)、障害年金が8千人(2.3%)、遺族給付が14万人(3.7%)の増加となっている。

厚生年金保険の受給者数の推移をみると、人口の高齢化に伴い増加が続いている。特に、平成7年度末は在職老齢年金の改善などにより102万人の増加

第Ⅱ-15表 厚生年金保険 受給者数（平成16年度末現在）

	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	1,781	8.0	40	0.2	8,168 (5,583)	36.6	501 (166)	2.2	10,490	47.0
通算老齢年金	1,374	6.2	8	0.0	6,002 (4,318)	26.9	108 (61)	0.5	7,492	33.5
障 害 年 金	87	0.4	3	0.0	252 (161)	1.1	7 (3)	0.0	348	1.6
遺 族 年 金	723	3.2	24	0.1	2,998 (92)	13.4	182 (2)	0.8	3,926	17.6
通算遺族年金	74	0.3	1	0.0	.	.	2 .	0.0	77	0.3
合 計	4,038	18.1	77	0.3	17,419 (10,154)	78.0	800 (231)	3.6	22,334	100.0

注1. ()内は基礎年金（同一支給事由）を併せて受給している者の数である。
 2. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

第Ⅱ-16表 厚生年金保険 受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成6年度	6,451	120	6,031	...	12,601
7	6,230	115	7,276	...	13,621
8	5,991	111	8,221	...	14,324
9	5,752	107	9,319	600	15,778
10	5,505	102	10,311	585	16,503
11	5,257	98	11,311	567	17,233
12	5,019	94	12,408	552	18,074
13	4,776	90	13,604	536	19,005
14	4,530	85	14,850	850	20,315
15	4,284	81	16,179	825	21,369
16	4,038	77	17,419	800	22,334

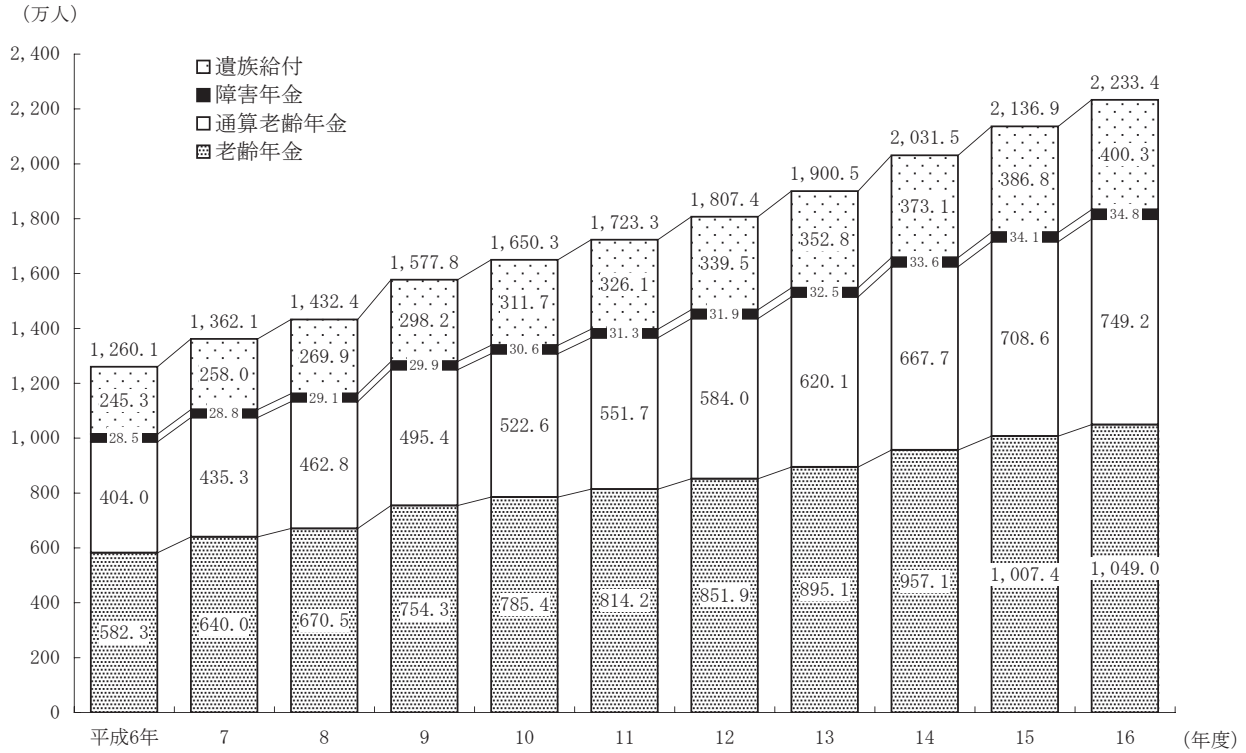
第Ⅱ-17表 厚生年金保険 年金の種別別受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成6年度	5,823	4,040	285	2,453	12,601
7	6,400	4,353	288	2,580	13,621
8	6,705	4,628	291	2,699	14,324
9	7,543	4,954	299	2,982	15,778
10	7,854	5,226	306	3,117	16,503
11	8,142	5,517	313	3,261	17,233
12	8,519	5,840	319	3,395	18,074
13	8,951	6,201	325	3,528	19,005
14	9,571	6,677	336	3,731	20,315
15	10,074	7,086	341	3,868	21,369
16	10,490	7,492	348	4,003	22,334

注1. 平成8年度以前は、旧三共済組合分を含まず、平成13年度以前は、旧農林共済組合分を含まない。
 2. 「遺族給付」は、旧法遺族年金、旧法通算遺族年金、遺族厚生年金及び旧共済組合に係る遺族年金、通算遺族年金、遺族共済年金の合計である。

第Ⅱ－8図 厚生年金保険 受給者の推移（年度末現在）



第Ⅱ－18表 厚生年金保険 老齢給付受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成6年度	2,970	2,157	66	16	2,788	1,867	5,823	4,040
7	2,858	2,097	63	15	3,479	2,241	6,400	4,353
8	2,740	2,025	61	14	3,905	2,588	6,705	4,628
9	2,621	1,950	58	13	4,423	2,987	441	3	7,543	4,954
10	2,498	1,870	56	13	4,870	3,340	431	3	7,854	5,226
11	2,375	1,789	53	12	5,296	3,714	418	3	8,142	5,517
12	2,258	1,709	50	11	5,803	4,116	407	3	8,519	5,840
13	2,139	1,627	48	11	6,368	4,560	395	3	8,951	6,201
14	2,020	1,544	45	10	6,971	5,013	535	111	9,571	6,677
15	1,900	1,459	43	9	7,613	5,509	518	109	10,074	7,086
16	1,781	1,374	40	8	8,168	6,002	501	108	10,490	7,492

となり、平成9年度末は旧三共済組合を統合したこと等により145万人の増加となっている。平成14年度末は旧農林共済組合を統合したこと等により131万人の増加となっている（第Ⅱ－17表、第Ⅱ－8図）。

平成16年度末現在の厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金の受給者数はそれぞれ1,049万人、749万人であるが、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が178万人（老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の9.9%）、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が137万人（同7.6%）、旧法船員保険の老齢年金が4万人（同0.2%）、旧法船員保険の通算老齢年金

が1万人（同0.0%）、新法厚生年金保険の老齢厚生年金が1,417万人（同78.8%）－うち、老齢相当817万人（同45.4%）、通老相当600万人（同33.4%）－、旧共済組合の退職給付（退職年金及び通算退職年金）が61万人（同3.4%）となっている（第Ⅱ－18表）。

老齢給付の受給者数を退職・在職別にみると、退職老齢給付の受給者数が1,666万人（同92.7%）、在職老齢給付が132万人（同7.3%）となっている。

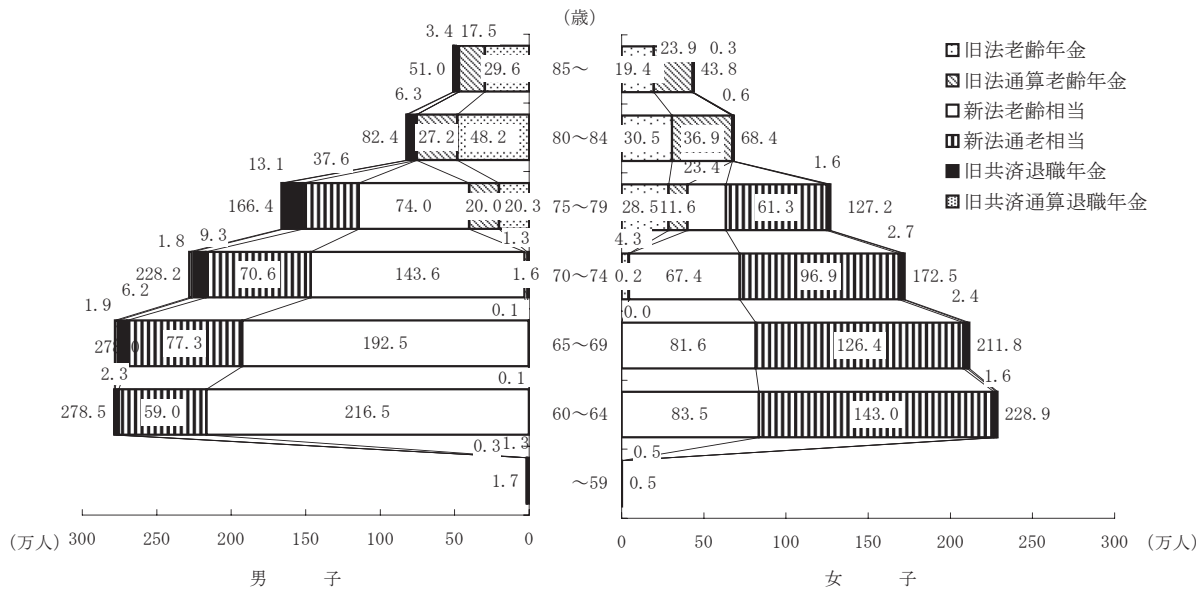
また、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金及び退職共済年金の受給者は、平成16年度末で1,013万人（老齢相当575万人、通老相当438万人）

第Ⅱ-19表 厚生年金保険 老齢給付新規裁定受給者数の推移（年度累計）

（単位：千人）

年 度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成6年度	4	22	0	0	440	357	445	379
7	3	16	0	0	612	411	614	428
8	2	10	0	0	312	383	313	393
9	1	8	0	0	370	435	2	0	373	444
10	1	6	0	0	352	400	1	0	354	406
11	0	4	0	0	317	421	1	0	319	425
12	0	3	0	0	403	462	2	0	406	466
13	0	2	0	0	416	507	1	0	417	510
14	0	2	0	0	423	526	2	4	425	532
15	0	2	0	0	452	587	1	1	453	591
16	0	2	0	0	452	605	1	1	453	608

第Ⅱ-9図 厚生年金保険 老齢給付年齢階級別受給権者数（平成16年度末現在）



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

となっており、障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金及び障害共済年金の受給者は、16万3千人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給者は、9万4千人となっている（第Ⅱ-15表）。

② 老齢給付新規裁定受給者数

厚生年金保険の老齢給付の新規裁定受給者について推移をみると、新法が施行された昭和61年度以降は70万人ないし80万人で推移している。また、平成7年度にあつては104万人と、平成7年4月に施行された在職老齢給付の改善の影響もあり著しく増加した。

平成16年度の老齢給付の新規裁定者は106万人で、

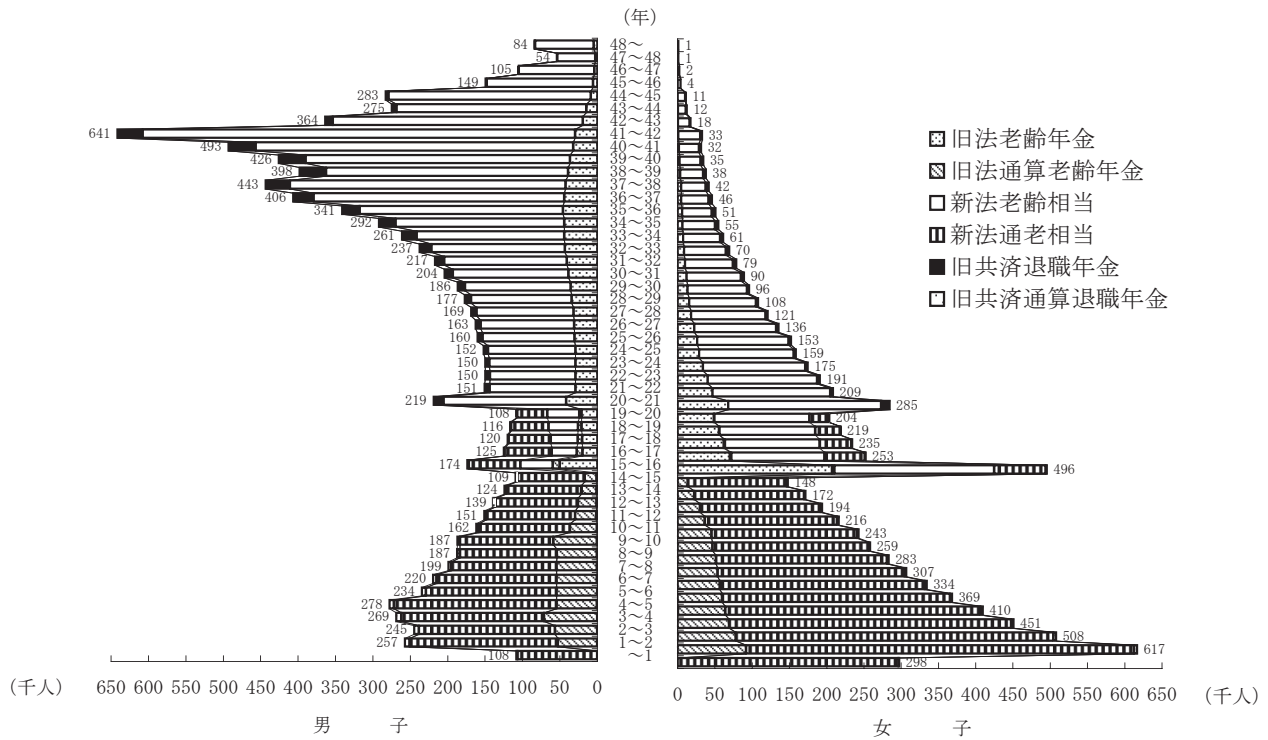
前年度末と比較して2万人（1.6%）増加している。

その内訳は老齢（退職）年金45万人（対前年度末比137人、0.0%減）、通算老齢（退職）年金61万人（同2万人、2.9%増）となっている（第Ⅱ-19表）。

③ 老齢給付退職・在職別受給権者数

平成7年4月からの60歳台前半の在職老齢給付の改善により、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある60歳台前半の被保険者は退職・在職、またその賃金の多寡に関係なく受給権が発生することとなっており、平成16年度末の60歳台前半の新法老齢厚生年金（旧共済組合を除く）の受給権者503万人を退職・在職別にみると、退職者391万人（77.7%）、

第Ⅱ-10図 厚生年金保険 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成16年度末現在）



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

第Ⅱ-20表 厚生年金保険 受給者年金総額（平成16年度末現在）

	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合 計	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	33,789	14.3	1,147	0.5	125,115	53.0	10,117	4.3	170,168	72.0
通算老齢年金	5,635	2.4	33	0.0	15,358	6.5	347	0.1	21,373	9.0
障 害 年 金	1,050	0.4	52	0.0	1,821	0.8	85	0.0	3,009	1.3
遺 族 年 金	7,531	3.2	363	0.2	31,279	13.2	2,270	1.0	41,443	17.5
通算遺族年金	194	0.1	4	0.0	・	・	4	0.0	203	0.1
合 計	48,199	20.4	1,598	0.7	173,573	73.5	12,824	5.4	236,195	100.0

注 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

在職者112万人（22.3%）となっている。在職者を男女別にみると男子82万人（73.3%）、女子30万人（26.7%）となっている。

④ 老齢給付年齢階級別受給権者数

平成16年度末現在の厚生年金保険の受給権者数は2,423万人、うち老齢給付が1,939万人で全体の80.0%を占めている。

第Ⅱ-9図は老齢給付の受給権者の年齢階級別分布を示したものである。男子では60～64歳が最も多く（278万人）、女子でも男子と同様に60～64歳が

最も多い（229万人）。

⑤ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

平成16年度末の厚生年金保険の受給権者を被保険者期間別にみると第Ⅱ-10図のとおりである。

男女別に被保険者期間を比較してみると、就業状況を反映して、男子の場合は41年以上42年未満をピークになだらかな山があるが、女子は被保険者期間が長いほど受給権者数が減少している。また、男女とも15年以上16年未満及び20年以上21年未満が前後の期間に比べて突出しているが、これは、老齢年

第Ⅱ-21表 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合	合 計
平成6年度	78,881 (77,653)	2,378	70,484 (67,609)	…	151,743 (147,639)
7	76,397 (75,196)	2,317	85,244 (81,372)	…	163,958 (158,886)
8	73,207 (72,045)	2,236	94,288 (89,560)	…	169,731 (163,840)
9	70,011 (68,890)	2,160	104,860 (99,067)	12,623	189,654 (182,740)
10	67,913 (66,836)	2,111	115,692 (109,004)	12,410	198,126 (190,361)
11	64,991 (63,958)	2,038	125,541 (117,810)	12,065	204,634 (195,871)
12	61,815 (60,826)	1,954	135,618 (126,617)	11,631	211,018 (201,029)
13	58,562 (57,619)	1,872	144,828 (134,393)	11,165	216,428 (205,049)
14	55,292 (54,396)	1,789	156,198 (144,170)	14,211	227,491 (214,565)
15	51,558 (50,783)	1,691	167,231 (155,156)	13,492	233,971 (221,122)
16	48,199 (47,561)	1,598	173,573 (162,565)	12,824	236,195 (224,549)

注（ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

第Ⅱ-22表 厚生年金保険 年金の種別別年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年 度	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付	合 計
平成6年	110,077 (106,255)	14,955 (14,674)	2,869	23,842	151,743 (147,639)
7	119,928 (115,183)	15,795 (15,468)	2,860	25,374	163,958 (158,886)
8	123,893 (118,374)	16,331 (15,960)	2,832	26,674	169,731 (163,840)
9	139,540 (133,051)	17,007 (16,583)	2,874	30,232	189,654 (182,740)
10	145,114 (137,822)	17,810 (17,336)	2,930	32,272	198,126 (190,361)
11	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)	2,963	34,076	204,634 (195,871)
12	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)	2,966	35,553	211,018 (201,029)
13	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)	2,978	37,015	216,428 (205,049)
14	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)	3,028	39,130	227,491 (214,565)
15	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)	2,999	40,287	233,971 (221,122)
16	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)	3,009	41,645	236,195 (224,549)

注1.（ ）内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

2. 平成8年度以前は旧共済組合分を含まず、平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

金の受給要件のうち期間に関する要件が、被保険者期間が20年以上または中高齢特例の対象となる場合は40歳（女子は35歳）以上の被保険者期間が15年以上であるため、この要件を満たした後に直ちに退職した者が多数いるためと考えられる。

老齢（退職）年金の受給権者の平均被保険者期間は、男子が34年10か月（船員保険の加入期間は昭和61年3月以前については4/3倍、平成3年3月以前については6/5倍して計算している。）、女子が23年11か月となっている。

(3) 年金額

① 年金総額

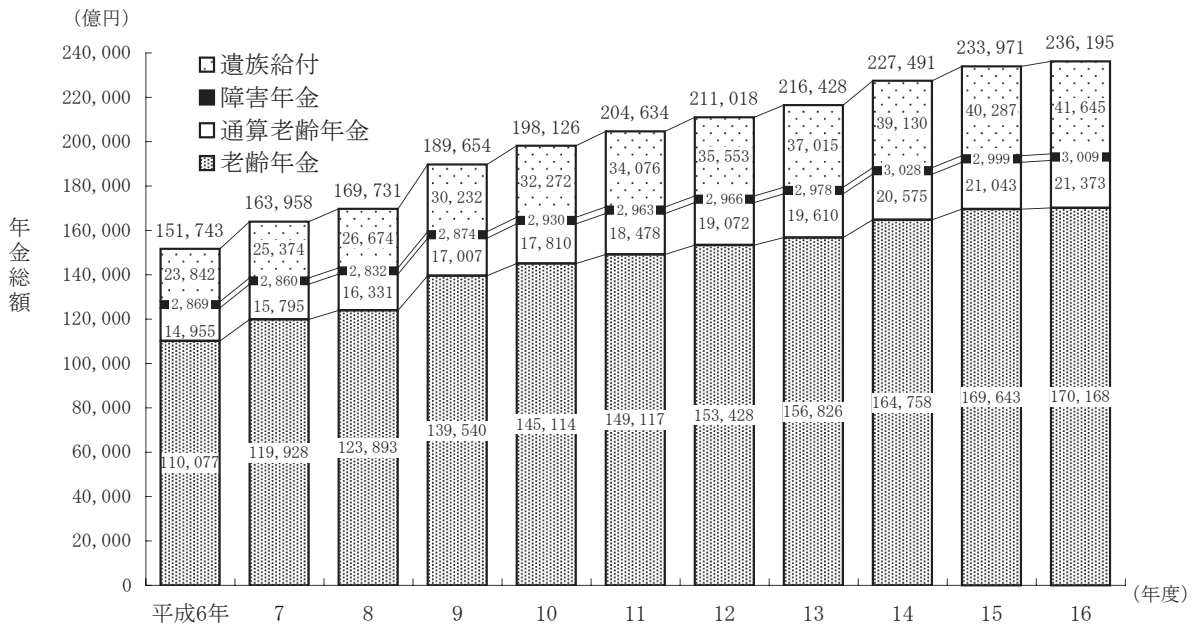
平成16年度末現在における厚生年金保険の受給者

の年金総額は23兆6,195億円で、内訳は旧法厚生年金保険が4兆8,199億円（年金総額の20.4%）、旧法船員保険が1,598億円（同0.7%）、新法厚生年金保険が17兆3,573億円（同73.5%）、旧共済組合が1兆2,824億円（同5.4%）となっている（第Ⅱ-20表）。また、年金総額を前年度末と比べると、全体で2,224億円（1.0%）の増加となっている（第Ⅱ-21表）。

受給者の年金総額の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が17兆168億円で年金総額の72.0%を占めており、通算老齢年金が2兆1,373億円（9.0%）、障害年金が3,009億円（1.3%）、遺族給付が4兆1,645億円（17.6%）となっている。

厚生年金保険の受給者の年金総額を年金の種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が526億円（0.3%）、

第Ⅱ-11図 厚生年金保険 受給者年金総額の推移（年度末現在）



注 平成8年度以前は旧共済組合分を含まず、平成13年度以前は旧農林共済組合分を含まない。

第Ⅱ-23表 厚生年金保険 老齢給付年金総額の推移（年度末現在）

（単位：億円）

年度	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合		合計	
	老齢年金	通算老齢年金	老齢年金	通算老齢年金	老齢相当	通老相当	退職年金	通算退職年金	老齢年金	通算老齢年金
平成6年	57,146 (56,070)	9,023 (8,870)	1,775	62	51,157 (48,410)	5,871 (5,741)	110,077 (106,255)	14,955 (14,674)
7	55,243 (54,197)	8,818 (8,664)	1,724	60	62,961 (59,262)	6,918 (6,744)	119,928 (115,183)	15,795 (15,468)
8	52,852 (51,840)	8,475 (8,325)	1,660	56	69,381 (64,874)	7,799 (7,578)	123,893 (118,374)	16,331 (15,960)
9	50,437 (49,462)	8,125 (7,980)	1,597	54	77,085 (71,571)	8,805 (8,527)	10,421	23	139,540 (133,051)	17,007 (16,583)
10	48,793 (47,856)	7,895 (7,755)	1,557	51	84,527 (78,173)	9,841 (9,507)	10,236	23	145,114 (137,822)	17,810 (17,336)
11	46,538 (45,640)	7,566 (7,431)	1,499	48	91,165 (83,826)	10,842 (10,450)	9,915	22	149,117 (140,881)	18,478 (17,951)
12	44,120 (43,262)	7,206 (7,076)	1,432	45	98,327 (89,781)	11,798 (11,343)	9,548	22	153,428 (144,024)	19,072 (18,486)
13	41,644 (40,826)	6,835 (6,710)	1,366	42	104,664 (94,752)	12,711 (12,188)	9,152	22	156,826 (146,096)	19,610 (18,961)
14	39,153 (38,376)	6,459 (6,339)	1,298	39	113,045 (101,608)	13,696 (13,104)	11,262	381	164,758 (152,544)	20,575 (19,863)
15	36,336 (35,671)	6,026 (5,916)	1,220	36	121,415 (109,978)	14,617 (13,980)	10,671	365	169,643 (157,540)	21,043 (20,296)
16	33,789 (33,246)	5,635 (5,540)	1,147	33	125,115 (114,765)	15,358 (14,700)	10,117	347	170,168 (159,275)	21,373 (20,620)

注 () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

通算老齢年金が330億円（1.6%）、障害年金が10億円（0.3%）、遺族給付が1,358億円（3.4%）それぞれ増加している（第Ⅱ-22表、第Ⅱ-11図）。

老齢給付の受給者数及び年金総額（基金代行支給分を含む。）の推移をみると、受給者数の伸びと同様に毎年度増加しており、平成16年度末は前年度末と比較して82万人、856億円増加となっている（第Ⅱ-17表、第Ⅱ-23表）。

平成16年度末現在における厚生年金保険の老齢給付について、老齢（退職）年金、通算老齢（退職）年金の受給者の年金総額は、それぞれ17兆168億円、2兆1,373億円であり、その内訳をみると、旧法厚生年金保険の老齢年金が3兆3,789億円（老齢給付

年金総額の17.6%）、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が5,635億円（同2.9%）、旧法船員保険の老齢年金が1,147億円（同0.6%）、旧法船員保険の通算老齢年金が33億円（同0.0%）、新法厚生年金保険の老齢厚生年金が14兆473億円（同73.3%）のうち老齢相当12兆5,115億円（同65.3%）、通老相当1兆5,358億円（同8.0%）一、旧共済組合1兆465億円（同5.5%）となっている（第Ⅱ-23表）。

また、平成10年4月より60歳前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付（基本手当）を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止

第Ⅱ-24表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整（年度末・月末現在）

(失業給付)									
年度別 月 別	件 数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
				千円	千円	千円	円	円	円
平成14年度	99,483	88,364	11,119	130,270,124	125,680,580	4,589,544	109,123	118,525	34,397
平成15年度	76,847	66,739	10,108	97,542,829	93,474,244	4,068,585	105,776	116,716	33,543
平成16年度	64,938	56,208	8,730	74,207,895	70,877,687	3,330,207	95,229	105,082	31,789
平成16年4月	71,868	61,877	9,991	89,245,393	85,241,276	4,004,118	103,483	114,799	33,398
5月	70,697	61,025	9,672	87,359,403	83,390,623	3,968,779	102,974	113,875	34,195
6月	81,182	69,738	11,444	98,406,209	93,774,065	4,632,145	101,014	112,055	33,731
7月	85,510	73,013	12,497	101,932,105	96,935,055	4,997,050	99,337	110,637	33,322
8月	90,523	77,326	13,197	106,604,792	101,376,969	5,227,823	98,138	109,253	33,011
9月	85,358	73,484	11,874	100,824,124	96,184,975	4,639,148	98,433	109,077	32,558
10月	73,187	62,044	11,143	85,075,529	80,728,020	4,347,508	96,870	108,428	32,513
11月	70,916	60,389	10,527	82,199,613	78,078,201	4,121,412	96,593	107,743	32,626
12月	70,026	60,254	9,772	81,510,643	77,719,903	3,790,741	97,000	107,489	32,327
平成17年1月	66,727	57,454	9,273	76,782,458	73,226,992	3,555,466	95,891	106,211	31,952
2月	64,588	55,875	8,713	74,048,121	70,697,675	3,350,447	95,539	105,440	32,045
3月	64,938	56,208	8,730	74,207,895	70,877,687	3,330,207	95,229	105,082	31,789

(高齢雇用継続給付)									
年度別 月 別	件 数			支給停止年金総額			平均停止月額		
	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
				千円	千円	千円	円	円	円
平成14年度	168,826	157,016	11,810	34,564,449	32,690,032	1,874,418	17,061	17,350	13,226
平成15年度	181,515	169,285	12,230	33,193,844	31,527,985	1,665,859	15,239	15,520	11,351
平成16年度	188,639	177,613	11,026	33,579,033	31,971,469	1,607,563	14,834	15,001	12,150
平成16年4月	177,464	165,648	11,816	34,458,068	32,659,394	1,798,674	16,181	16,430	12,685
5月	173,770	162,298	11,472	33,409,154	31,676,427	1,732,727	16,022	16,265	12,587
6月	175,798	164,346	11,452	33,556,716	31,825,202	1,731,514	15,907	16,137	12,600
7月	178,207	166,735	11,472	33,694,367	31,968,992	1,725,374	15,756	15,978	12,533
8月	182,407	170,766	11,641	34,184,341	32,449,204	1,735,137	15,617	15,835	12,421
9月	183,409	172,009	11,400	34,610,136	32,862,633	1,747,503	15,725	15,921	12,774
10月	184,579	173,286	11,293	34,471,893	32,743,365	1,728,528	15,563	15,746	12,755
11月	185,277	173,977	11,300	34,337,492	32,618,862	1,718,629	15,444	15,624	12,674
12月	188,084	176,595	11,489	34,488,159	32,768,075	1,720,085	15,280	15,463	12,476
平成17年1月	188,500	177,102	11,398	34,213,320	32,528,834	1,684,486	15,125	15,306	12,316
2月	188,082	176,820	11,262	33,806,859	32,157,523	1,649,336	14,979	15,155	12,204
3月	188,639	177,613	11,026	33,579,033	31,971,469	1,607,563	14,834	15,001	12,150

第Ⅱ-25表 厚生年金保険 老齢年金受給権者数及び平均年金月額の推移（年度末現在）

年 度	旧法厚生年金保険 老齢年金		旧法船員保険 老齢年金		新法厚生年金保険 老齢厚生年金(老齢相当)		旧共済組合 退職(共済)年金 (退職相当)		合 計	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円	千人	千円
平成6年	2,978	160 (157)	66	226	2,877	175 (167)	5,921	168 (163)
7	2,863	161 (158)	63	228	3,665	175 (166)	6,592	170 (163)
8	2,745	161 (158)	61	228	4,128	176 (166)	6,933	170 (163)
9	2,626	160 (157)	58	229	4,692	175 (165)	446	201	7,822	172 (165)
10	2,502	163 (160)	56	234	5,225	178 (166)	435	204	8,217	175 (167)
11	2,378	163 (160)	53	236	5,728	179 (167)	420	206	8,580	176 (167)
12	2,261	163 (160)	51	236	6,292	178 (166)	410	205	9,014	176 (166)
13	2,142	162 (159)	48	237	6,899	174 (160)	397	205	9,486	173 (162)
14	2,023	162 (158)	46	238	7,537	173 (159)	539	185	10,145	172 (160)
15	1,903	159 (156)	43	236	8,222	170 (158)	523	182	10,690	169 (159)
16	1,783	158 (156)	40	236	8,837	165 (154)	506	179	11,167	165 (156)

注 () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

となり、在職して高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金と年金額との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて原則として賃金の1割相当の老齢厚生年金が支給停止となっている。平成16年度末現在、失業給付との調整に該当する受給権者数は6万5千人、支給停止年金総額は742億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は18万9千人、支給停止年金総額は336億円となっている（第Ⅱ-24表）。

② 平均年金月額

平成16年度末現在における厚生年金保険の老齢給付受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢（退職）年金が16万8千円（男子19万2千円、女子11万1千円）、通算老齢（退職）年金が5万6千円（男子6万7千円、女子4万9千円）となっている。

平成16年度末における厚生年金保険の老齢（退職）年金の給付状況を受給権者についてみると、受給権者数は1,117万人、その平均年金月額は16万5千円となっており、前年度末と比べると、受給権者数は

48万人（4.5%）増加し、平均年金月額は4,230円（2.5%）の減少となっている（第Ⅱ-25表）。

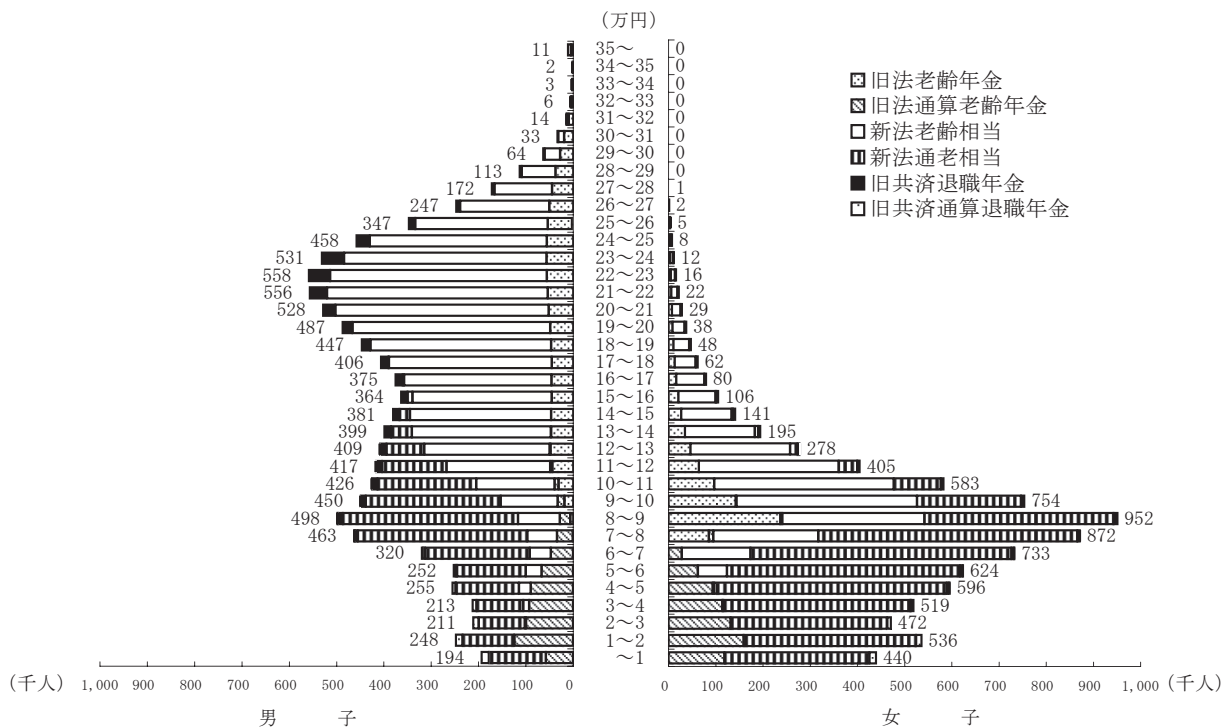
なお、60歳台前半の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢は、一般男子については平成13年度から平成25年度（女子は平成18年度から平成30年度）にかけて、3年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとされており、平成13年度以降の平均年金月額については、前年度以前のもの単純に比較することはできない。

また、平成16年度末現在における厚生年金保険の障害年金受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する障害基礎年金の額を含めて10万6千円（1級が15万8千円、2級が12万2千円、3級が6万2千円）であり、遺族年金受給者の1人当たり平均年金月額は、併給する遺族基礎年金の額を含めて9万円となっている。

③ 年金月額階級別受給権者数

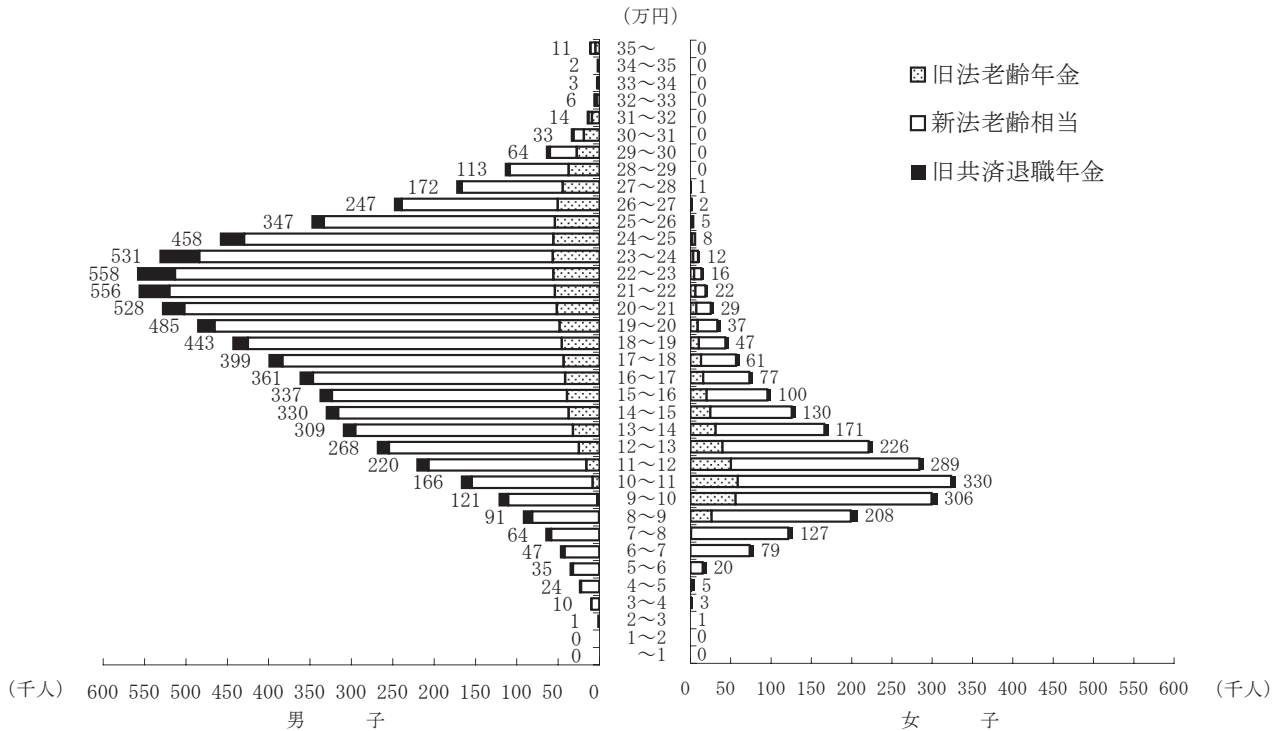
平成16年度末現在における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが第Ⅱ-12図である。老齢年金（旧法老齢年金、新法老齢

第Ⅱ-12図 厚生年金保険 老齢給付年金月額階級別受給権者数（平成16年度末現在）



注 旧法老齢年金及び旧法通算老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

第Ⅱ-13図 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別受給権者数
(被保険者期間20年以上 (平成16年度末現在))



注 旧法老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

第Ⅱ-26表 年金月額階級別状況
(平成16年度末現在)

年金月額	男子		女子	
	受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上 万円未満	千人	%	千人	%
～ 10	394	5.4	750	32.4
10 ～ 15	1,293	17.6	1,147	49.5
15 ～ 20	2,026	27.5	323	14.0
20 ～ 25	2,630	35.8	87	3.7
25 ～ 30	943	12.8	8	0.4
30 ～	70	1.0	0	0.0
計	7,356	100.0	2,315	100.0
平均年金月額	千円	—	千円	—
	193	—	120	—

第Ⅱ-27表 年金月額階級別状況
(平成16年度新規裁定)

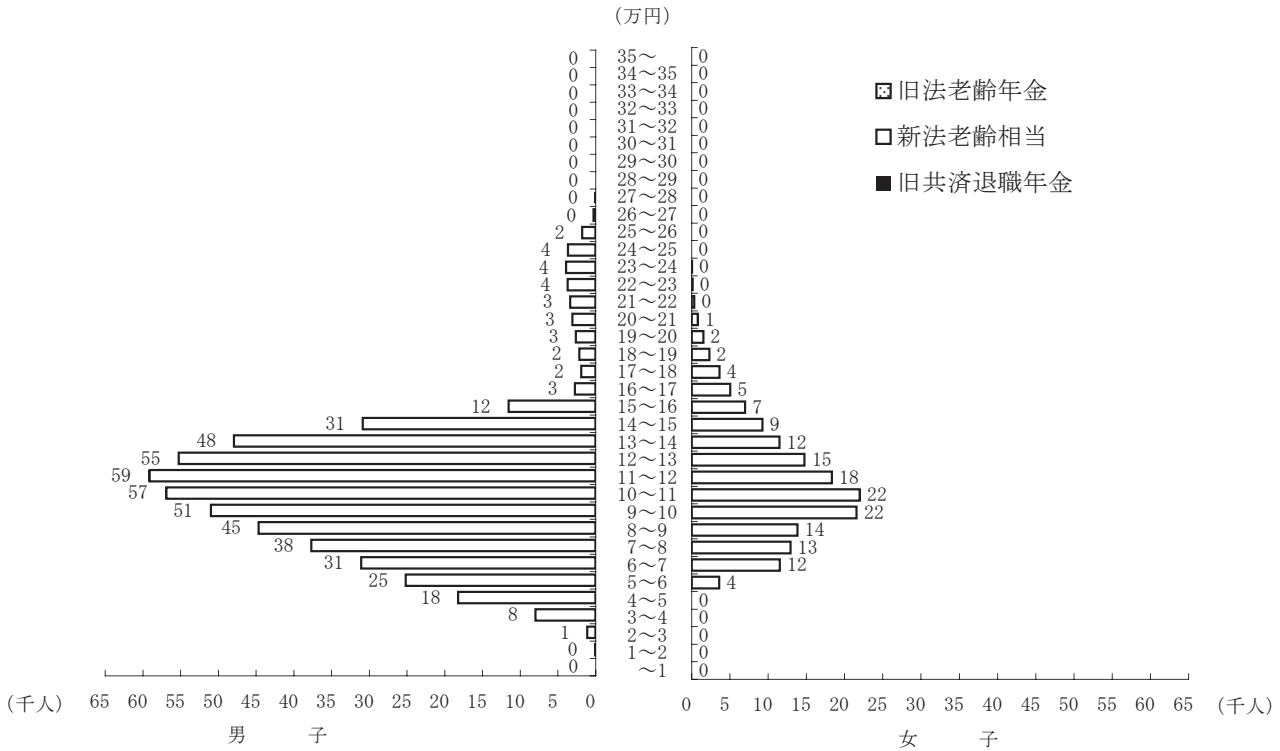
年金月額	男子		女子	
	受給権者数	割合	受給権者数	割合
万円以上 万円未満	千人	%	千人	%
～ 10	217	42.7	64	39.6
10 ～ 15	250	49.2	76	47.2
15 ～ 20	21	4.2	20	12.2
20 ～ 25	18	3.5	1	0.9
25 ～ 30	2	0.4	0	0.0
30 ～	0	0.0	0	0.0
計	509	100.0	161	100.0
平均年金月額	千円	—	千円	—
	108	—	112	—

相当、旧共済組合の退職年金、退職相当の合計。)では、男子は月額22万円台をピークにしたなだらかな分布となっており、一般的な所得額分布の形状とは異なっている。これは、高額部分については、標準報酬月額等級の頭打ちにより年金額が伸びないことと、年金額には被保険者期間にのみ比例する定額部分・基礎年金があり、平均標準報酬月額が低い受給権者の年金額が底上げされることも要因であると考えられる。女子は月額8万円台が突出して多くなっている。

平成16年度末現在における厚生年金保険の老齢年金の受給権者で被保険者期間20年(旧法船員保険分は15年)以上の者について年金月額階級別分布をみたものが第Ⅱ-13図、第Ⅱ-26表である。男子では月額20～25万円が35.8%を占めて最も多くなっている。女子では月額10～15万円が49.5%と半数を占めている。また、平均年金月額は男子が19万3千円、女子が12万円である。

平成16年度に新規裁定された厚生年金保険の老齢

第Ⅱ-14図 厚生年金保険 老齢年金年金月額階級別受給権者数
(被保険者期間20年以上 (平成16年度新規裁定))



注 旧法老齢年金には、旧法船員保険分を含んでいる。

年金の受給権者で被保険者期間20年以上の者について、年金月額階級別の分布をみたものが第Ⅱ-14図、第Ⅱ-27表である。前述のとおり平成13年度から60歳前半の特別支給の老齢厚生年金における定額部分が段階的に引き上げられることにより、男子では月額10～15万円が最も多くなっており（49.2%）、女子でも男子と同様に月額10～15万円が最も多くなっている（47.2%）。また、平均年金月額は男子が10万8千円、女子が11万2千円となっている。

(4) 収支状況

平成16年度決算における厚生保険特別会計年金勘定の収支状況は、収入総額32兆8,477億円、支出総額32兆6,118億円で、収支差2,359億円が積立金に繰り入れられた。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなっ

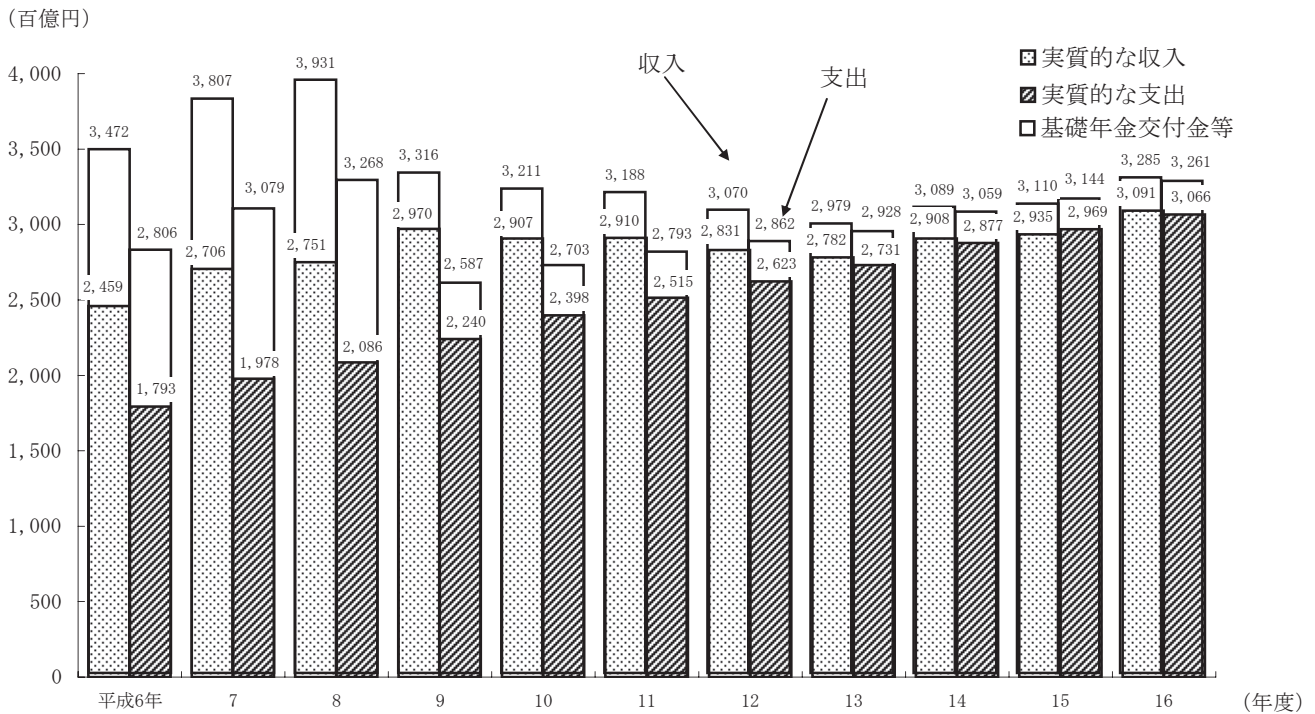
た。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

年度末現在の積立金は、厚生保険特別会計業務勘定からの繰入額150億円と合わせた預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額で約137.7兆円となっている。なお、年金資金運用基金の運用に係る損益（旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む）も含めた平成16年度末の時価ベースの積立金額は、約138.2兆円である。

また、平均利回りについては、平成16年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、2.06%であり、平成16年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、2.73%である。

この収入には、厚生年金保険が支給する給付のうち基礎年金相当部分に充てるための基礎年金勘定からの交付金、旧J R共済組合及び旧J T共済組合への支援措置で納付される各共済組合からの拠出金、統合した旧J R共済組合、旧N T T共済組合、旧J T共済組合からの移換積立金、職域部分等に係る納

第Ⅱ-15図 厚生年金保険 収支状況の推移（年度末現在）



付金、旧三共済組合の事業所・被保険者からの保険料収入が含まれている。また、支出には基礎年金相当部分の財源として基礎年金勘定へ繰り入れる拠出金のほか、統合前の国家公務員等共済組合法による裁定者に係る年金給付費も含んでいる。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実質的な収支状況は、実質的な収入総額が30兆9,140億円、実質的な支出総額が30兆6,631億円となっている。

収支状況の推移をみると、昭和61年度から旧法の船員保険分が含まれていることと基礎年金制度の創設による基礎年金勘定からの交付金に相当する額が収支双方に含まれている。また、平成2年度から制度間調整事業が始まり制度間調整勘定からの交付金に相当する額が収支双方に含まれているため収入・支出とも大きく増加したが、平成9年度には制度間調整事業が廃止され、代って支援措置が施行されたため、平成9年度の収支総額では前年を下回っている。しかし、実質的な収支では、旧三共済組合を統合したことによる保険料収入の増、支援措置による各共済組合からの納付金、積立金の移換、旧三共済組合の給付分の増などの影響により前年を大きく上回っている。平成10年度は前年度に比べ、旧三共済組合からの積立金の移換額が減少している等の理由により、前年度より減少している（第Ⅱ-15図）。

(5) 被用者年金制度各制度による旧三共済組合の支援措置の状況

厚生年金保険法の一部改正により、平成9年4月から旧公共企業体の共済組合（旧JR共済組合、旧NTT共済組合、旧JT共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、併せて旧制度間調整が廃止され支援措置の制度が創設された。

この支援措置は、統合に際して成熟度の高い旧JR共済組合及び旧JT共済組合を統合する厚生年金保険に過度の負担がかからぬよう、三共済組合から必要な積立金を移換するとともに、厚生年金保険相当部分の給付に係る負担の公平性を確保する措置として平成9年度より各被用者年金制度から厚生年金保険の管掌者たる政府に対し拠出金を納付させるものである。

具体的には、旧JR共済組合、旧JT共済組合が独立した制度として運営してきた期間に給付が確定する部分（給付確定部分）については旧JR共済組合、旧JT共済組合からの積立金の移換を行うこととし、統合前期間に係る再評価・物価スライド部分のいわゆる世代間扶養部分の給付については現在のJR・JTの加入者の保険料の一部を充当し、不足分（拠出金算定対象額）について各被用者年金制度が拠出金を納付する制度である。

各被用者年金制度が負担する拠出金額は、拠出金

算定対象額の半分を標準報酬月額額の総額で各制度ごとに按分し（負担の公平化）、残りの半分については厚生年金保険より財政的な成熟度が低く、負担すべき水準が低い制度がより多く負担する（負担の平準化）こととなっている。

なお、年金保険者たる共済組合に係る負担の平準化に資するため、定期間（平準化期間）拠出金算定対象額を平準化することとされている。

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況

前述のとおり、昭和61年4月から施行された国民年金法（新法）により、国民年金の強制適用が従来の自営業者等から厚生年金保険、共済組合の被保険者・組合員及びその被扶養配偶者に拡大され、国民年金は全国民に共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金）を支給する制度に発展した。これにより、国民年金の適用・給付の体系は大幅に変更された。

新法では国民年金の強制加入被保険者は第1号被保険者（自営業等）、第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員であって、老齢基礎年金の受給権を持たない者）、第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者で20～59歳の者）の区分となり、任意加入被保険者は20歳～59歳の被用者年金制度の老齢年金受給権者、60歳～64歳の自営業者等、20歳～64歳の在外邦人となった。

平成3年4月からは、それまで任意適用であった学生についても第1号被保険者として強制適用の対象となり、平成12年4月からは、学生本人の所得が一定以下の場合、申請に基づいて国民年金の保険料の納付が猶予される学生の納付特例制度が創設された。また、平成7年4月からは、昭和30年4月1日以前に生まれた者であって、老齢基礎年金等の受給権を有しない者は受給権を得るまで65歳～69歳の間任意加入できることとなっている。

また、保険料負担能力に応じたきめ細かい免除制度構築を目的として、平成14年4月より保険料の半額免除制度が導入された。

① 被保険者数

平成16年度末現在における被保険者数は、第1号

被保険者が2,183万人（男子1,104万人、女子1,079万人）、第2号被保険者（65歳以上の老齢給付受給権者を含む）は3,713万人（男子2,457万人、女子1,256万人）、第3号被保険者が1,099万人（男子9万人、女子1,091万人）、任意加入被保険者が34万人（男子9万人、女子25万人）で、第2号被保険者を除く合計は3,316万人、第2号被保険者を含めた公的年金の被保険者数は7,029万人となっている。

第2号被保険者を除く被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者（任意加入を含む。）は23万人（1.0%）、第3号被保険者は10万人（0.9%）の減少となっている（第Ⅱ-28表、第Ⅱ-16図）。

平成16年度末現在の第1号被保険者のうち、国民年金基金に加入している者は76万人（地域型基金64万人、職能型基金12万人）となっており、前年度末に比べて1万5千人減少している（第Ⅱ-29表）。

平成16年度末現在の第1号被保険者（任意加入を含む。）のうち、付加保険料を納付している被保険者は76万人で、その内訳は農業者年金基金の被保険者であるため付加保険料を納付しなければならない者（強制加入）が9万人、本人の希望で付加保険料を納付している者（任意加入）が68万人で、付加保険料の加入率（第1号被保険者数と65歳未満の任意加入被保険者数の合計から保険料免除者数及び学生納付特例者数を減じた数に対する付加保険料納付被保険者数の比）は4.5%である。前年度末と比べると、付加保険料納付被保険者数は7万6千人（11.0%）の増加であり、付加保険料の加入率は0.6ポイント上昇している。

平成16年度末現在における保険料免除者数は327万人（法定免除者数109万人、申請全額免除者数176万人、申請半額免除者41万人）となり、免除率（第1号被保険者数に対する免除者数の比）は15.0%（法定免除5.0%、申請全額免除8.1%、申請半額免除1.9%）で、前年度末と比較して1.0ポイント上昇している。

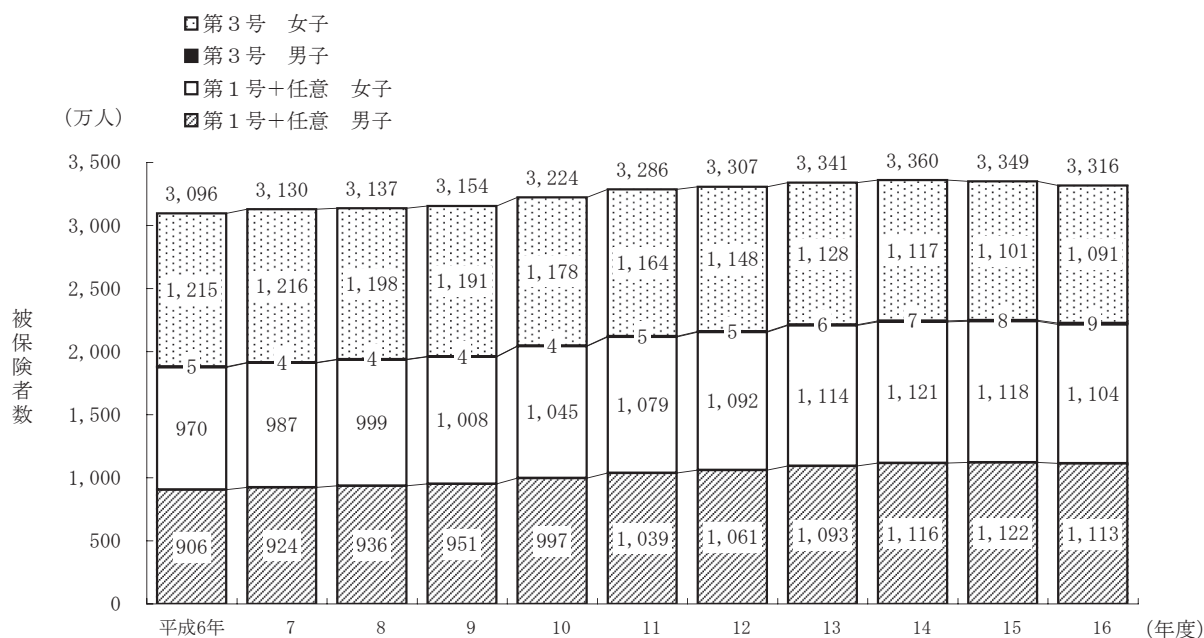
平成16年度末における学生納付特例者数は173万人で、前年度末に比べて5万人増加している。第1号被保険者に占める割合は7.9%で、前年度末に比べて0.3ポイント増加している（第Ⅱ-30表、第Ⅱ-17図）。

第Ⅱ-28表 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年 度	合 計			第1号被保険者			任意加入被保険者			第3号被保険者		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子
平成6年	30,956	9,105	21,851	18,413	8,984	9,430	348	76	272	12,195	46	12,149
7	31,305	9,277	22,027	18,747	9,158	9,589	357	78	279	12,201	41	12,160
8	31,371	9,400	21,970	19,000	9,283	9,717	356	78	278	12,015	39	11,976
9	31,538	9,547	21,991	19,247	9,431	9,817	342	77	265	11,949	40	11,909
10	32,244	10,015	22,229	20,112	9,900	10,212	314	73	241	11,818	43	11,775
11	32,861	10,436	22,426	20,878	10,316	10,561	298	71	226	11,686	48	11,639
12	33,068	10,666	22,402	21,247	10,542	10,705	291	72	218	11,531	52	11,479
13	33,408	10,990	22,418	21,775	10,856	10,919	299	76	223	11,334	57	11,277
14	33,604	11,227	22,377	22,064	11,077	10,988	304	79	224	11,236	70	11,166
15	33,494	11,297	22,197	22,077	11,130	10,947	323	86	236	11,094	80	11,014
16	33,163	11,221	21,941	21,828	11,040	10,788	342	93	249	10,993	88	10,905

第Ⅱ-16図 国民年金 被保険者数（第2号被保険者を除く）の推移（年度末現在）



第Ⅱ-29表 国民年金基金加入者数（平成16年度末現在）

（単位：人）

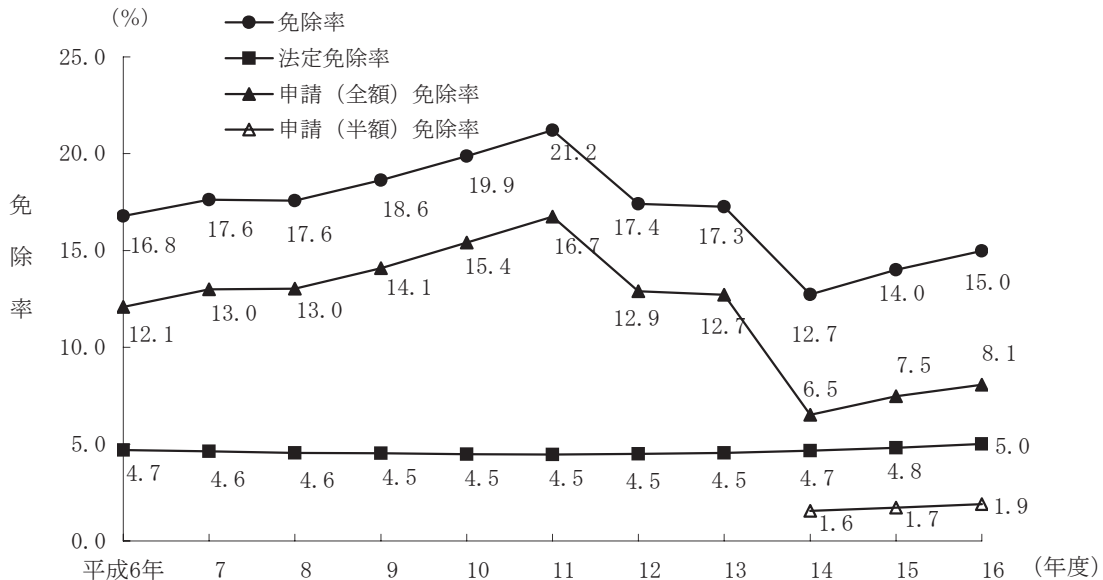
	総 数			地域型国民年金基金			職能型国民年金基金		
	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子
加 入 者 数	757,141	411,671	345,470	635,960	337,488	298,472	121,181	74,183	46,998

第Ⅱ-30表 保険料免除者数、学生納付特例者数及び納付率の推移（年度末現在）

年 度	保険料免除者数（千人）				免 除 率（％）				学生納付特例者数（千人）	特例率（％）	納付率（％）
	合 計	法定免除	申請（全額）免除	申請（半額）免除	合 計	法定免除	申請（全額）免除	申請（半額）免除			
平成6年	3,090	865	2,225 (565)	・	16.8	4.7	12.1	・	・	・	85.3
7	3,304	869	2,435 (646)	・	17.6	4.6	13.0	・	・	・	84.5
8	3,340	865	2,475 (718)	・	17.6	4.6	13.0	・	・	・	82.9
9	3,585	873	2,712 (806)	・	18.6	4.5	14.1	・	・	・	79.6
10	3,998	900	3,098 (867)	・	19.9	4.5	15.4	・	・	・	76.6
11	4,428	932	3,496 (914)	・	21.2	4.5	16.7	・	・	・	74.5
12	3,698	957	2,741	・	17.4	4.5	12.9	・	1,348	6.3	73.0
13	3,759	990	2,770	・	17.3	4.5	12.7	・	1,476	6.8	70.9
14	2,809	1,028	1,437	344	12.7	4.7	6.5	1.6	1,537	7.0	62.8
15	3,090	1,062	1,649	378	14.0	4.8	7.5	1.7	1,676	7.6	63.4
16	3,269	1,093	1,762	414	15.0	5.0	8.1	1.9	1,728	7.9	63.6

注1. 「納付率」は、平成13年度以前は「検認率」である。
 2. 保険料免除者数、免除率、学生納付特例者数及び特例率は年度末現在、納付率は年度の数値である。
 3. 免除率は、保険料免除者数の第1号被保険者数に占める割合（％）である。
 4. 特例率は、学生納付特例者数の第1号被保険者数に占める割合（％）である。
 5. () 内は、学生の申請免除者数（再掲）である。

第Ⅱ-17図 国民年金 保険料免除率の推移（年度末現在）



② 保険料の納付状況

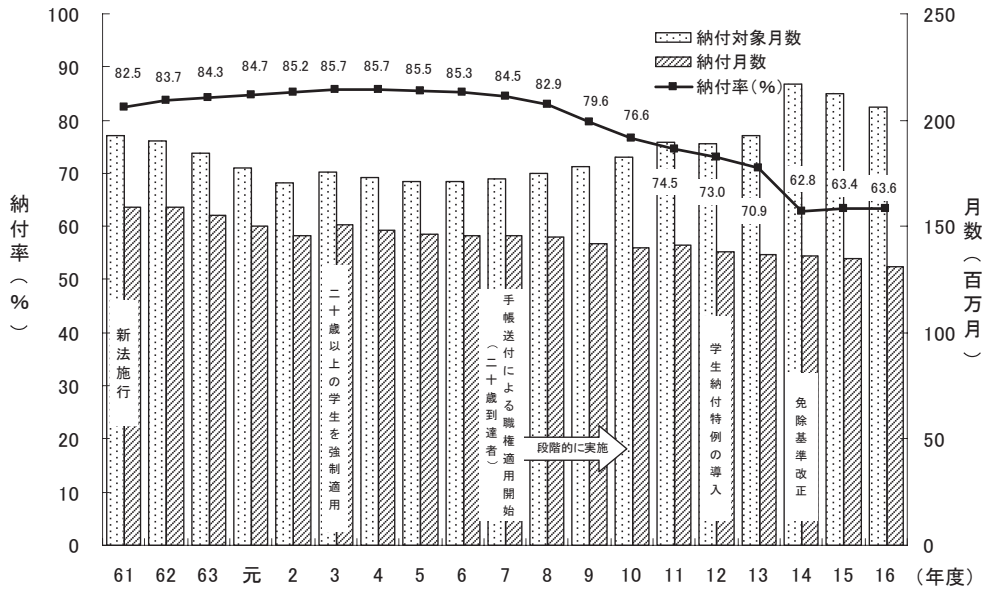
平成16年度中に納付された保険料は、平成14年度の保険料収納事務の移管に伴い、現年度分及び過年度分（前年度分及び前々年度分）の保険料を国が一元的に徴収することになり、過年度分から充当する傾向が強くなった影響がみられ、過年度分保険料は1,107万月分と、前年度に比べ61万月（5.8%）の増加となっている。一方、第1号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）の減少及び全額免除者数の増加等により、平成16年度中に納付された現年度分保険料は約1億3,111万月分と、前年度に比べ382万月（2.8%）の減少となっている。この結果、平成

16年度中に納付された保険料（現年度分及び過年度分）は1億4,218万月分となり、前年度の1億4,539万月から321万月（2.2%）の減少となっている。

また、平成16年度の現年度分保険料の納付率については、納付月数が前年度から382万月分（2.8%）の減少となったが、納付対象月数が前年度から663万月分（3.1%）の減少となった結果、納付率は63.6%となり、前年度の63.4%から0.2ポイントの上昇となっている（第Ⅱ-31表、第Ⅱ-18図）。

なお、過年度保険料の納付率は、前年度分が3.0%、前々年度分が2.1%となり、それぞれ0.4ポイントの低下、0.6ポイントの上昇となっている。その結果、

第Ⅱ-18図 納付率、納付対象月数及び納付月数の推移



注 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・学生納付特例月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

第Ⅱ-31表 納付対象月数及び納付月数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
納付対象月数	18,904 (△ 0.3)	19,285 (2.0)	21,712 (12.6)	21,276 (△ 2.0)	20,613 (△ 3.1)
納付月数	13,791 (△ 2.3)	13,673 (△ 0.9)	13,627 (△ 0.3)	13,492 (△ 1.0)	13,111 (△ 2.8)

注 納付対象月数及び納付月数の括弧内数値は、前年度比 (%)

第Ⅱ-32表 現年度・過年度納付率の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
現年度分	62.8%	63.4%	63.6%
前年度分	2.3%	3.4%	3.0%
前々年度分	1.3%	1.5%	2.1%
合計	66.4%	68.3%	68.7%

平成16年度中の総括的な納付状況を、現年度分及び過年度分の納付率の単純合計でみると、68.7%となり、前年度の68.3%から0.4ポイントの上昇となっている（第Ⅱ－32表）。

③ 資格取得の状況

第1号被保険者のうち平成16年度の資格取得者は、全体の24.3%となっており、資格の得喪が頻繁に行われていることがうかがえる。第1号被保険者の資格取得者においては、離職等により、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が多くなっている。これらの資格取得者のうち、特に第2号被保険者からの移行者と20歳到達者の納付率は、それぞれ58.4%、47.5%と、全体の納付率63.6%に比べて低くなっているものの、前年度に比べてそれぞれ1.0ポイント、2.7ポイント改善している。20歳到達者の納付率のうち、手帳送付者の納付率は27.7%と平成15年度に比べ0.3ポイント低下しているが、資格取得の届出をした者の納付率は77.4%と高く、前年度に比べ2.6ポイント上昇している（第Ⅱ－33表）。

④ 年齢階級別の状況

第1号被保険者の年齢構成をみると、若年層（20、

30歳台）の占める割合が上昇傾向となっている。また、平成16年度に団塊の世代がすべて50歳台後半となったことに伴い、50歳台後半の割合は増加している（第Ⅱ－19図、第Ⅱ－34表）。

年齢階級別に保険料の納付状況をみると、若年層は納付率が低調であり、高年層になるにしたがって納付率は高くなっている。前年度の納付率と比べると、40歳台以上の納付率が低下している反面、30歳台以下の納付率が上昇している。特に20歳台前半と30歳台前半の若年層の上昇幅が大きい。（第Ⅱ－20図）。

⑤ 申請免除に関する状況

平成16年度の申請免除者数は、免除申請の励行等から、前年度に比べ、全額免除者が11万人、半額免除者が4万人増加している。

こうした中、平成14年度の納付率低下の大きな要因となった「前年度の申請全額免除者で、現年度は納付対象となった者」の状況については、平成15年度の納付対象月数が大幅に減少し、16年度も納付対象月数が169万月と減少傾向にある。また、これらの者の平成16年度の納付率は33.5%となっており、14年度から上昇傾向にある（第Ⅱ－35表）。

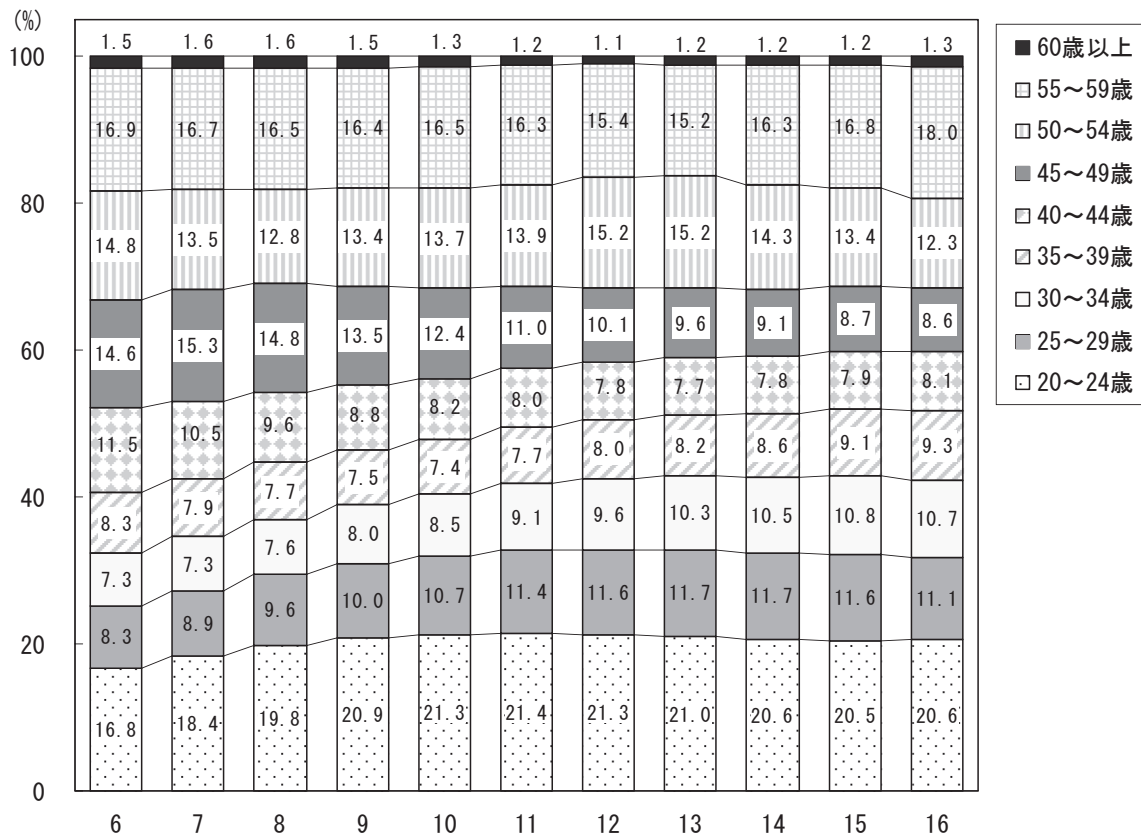
第Ⅱ－33表 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

（単位：千人）

年度	被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者	第3号からの 移行者	20歳 到達者	うち手帳 送付者	うち資格取得 届出者
平成12年度	21,537	6,623	30.8	3,951	947	1,344	477	867
平成13年度	22,074	6,726	30.5	4,070	1,014	1,295	464	831
平成14年度	22,368	5,865	26.2	3,414	951	1,267	663	604
平成15年度	22,400	5,670	25.3	3,231	898	1,318	671	646
平成16年度	22,170	5,396	24.3	3,096	799	1,288	631	657
平成15年度納付率(%)	63.4			57.4	78.6	44.8	28.0	74.8
平成16年度納付率(%)	63.6			58.4	81.0	47.5	27.7	77.4
納付率の差	+0.2			+1.0	+2.4	+2.7	△ 0.3	+2.6

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者や外国からの転入者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

第Ⅱ-19図 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



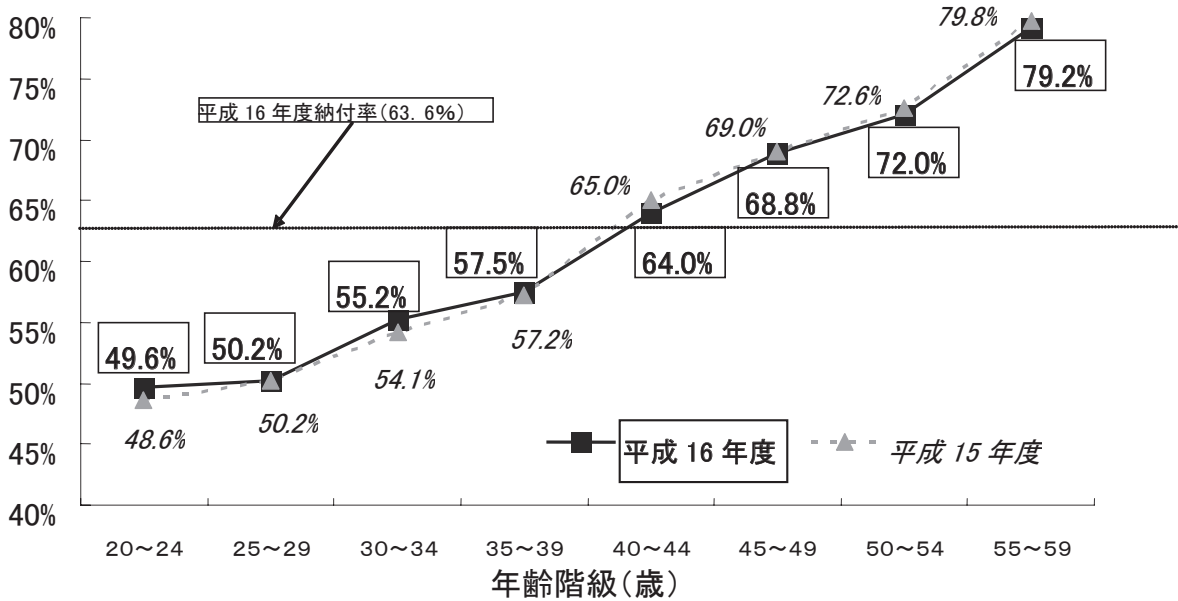
注 第1号被保険者に任意加入者を含んだ割合となっている。

第Ⅱ-34表 年齢階級別第1号被保険者数の推移

(単位: 万人)

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
第1号被保険者 (任意加入含む)	1,876	1,910	1,936	1,959	2,043	2,218	2,154	2,207	2,237	2,240	2,217
20～24歳	317	351	383	410	436	476	459	463	461	459	456
25～29歳	155	170	186	196	217	253	250	258	261	259	246
30～34歳	137	140	148	157	175	202	207	228	234	242	237
35～39歳	155	150	149	147	152	171	172	181	192	205	207
40～44歳	216	200	185	172	168	179	168	170	175	177	180
45～49歳	275	294	288	265	253	244	216	212	204	196	191
50～54歳	277	257	248	262	279	308	326	335	320	300	272
55～59歳	317	319	319	321	336	359	330	335	365	375	399
60歳以上	27	29	29	29	26	25	25	25	26	28	29
平均年齢 (歳)	41.8	41.3	40.7	40.4	40.0	39.8	39.7	39.6	39.7	39.6	39.7

第Ⅱ-20図 年齢階級別の納付率



第Ⅱ-35表 申請免除者に係る状況

	前年度申請全額免除者の本年度納付対象月数(万月)	前年度申請全額免除者の本年度納付率(%)	年度末の申請全額免除者の人数(万人)		年度末の申請半額免除者の人数(万人)
			免除者の人数(万人)	うち特例免除者数(万人)	
平成14年度	1,562	14.5	144	14	34
平成15年度	232	29.5	165	21	38
平成16年度	169	33.5	176	22	41

第Ⅱ-36表 前年度の状態で平成16年度に申請半額免除月を有する者の納付率

(平成15年度の状態)	人数(千人) ^(注)	平成16年度申請半額免除の納付状況			(参考) 平成15年度申請半額免除の納付状況
		納付対象月数(万月)	納付月数(万月)	納付率(%)	
総数	751	503	196	39.0	39.2
平成15年度に納付対象者	620	414	156	37.7	37.7
平成15年度に現年度分保険料を全て納付している	141	103	93	90.2	89.2
平成15年度に現年度分保険料を一部納付している	112	77	39	50.3	48.8
平成15年度に現年度分保険料を全く納付していない	368	233	24	10.2	11.9
平成15年度に免除等の理由により納付対象者ではなかった者	71	56	24	43.5	43.1
うち平成15年度末に申請(全額)免除者	61	50	22	43.6	42.6
平成15年度には第1号被保険者ではなかった者	60	33	16	46.8	47.8

注1 ここでの人数とは、平成16年度中に1月以上申請半額免除期間を有する者の数であり、年度末申請半額免除者数(約41万人)に、年度中に喪失した申請半額免除者数を足した人数である。

注2 参考欄は、平成14年度の状態別に見た平成15年度の納付状況である。

第Ⅱ-21図 被保険者属性別の現年度納付率の変化

		平成15年度の状況		平成16年度の状況	
対15年 が度 ある のみ 者納 付	喪失者等	84.0% (納付対象月 400万月)	⇒	15年度中に60歳に到達し、 資格喪失した者 その他の15年度中に資格喪失した者 (15年度中に2号に移行した者等) 免除等の理由により、16年度は 納付対象者ではなくなった者	
	小計	61.4% (納付対象月 1,600万月)			
	小計	18.7% (納付対象月 500万月)			
が両 年度 とも 納付 対象 月	この2年間引き続き 納付対象となっている者 (継続被保険者層) 66.7% (納付対象月 1億4,700万月)		⇒	この2年間引き続き 納付対象となっている者 (継続被保険者層) 66.6% (納付対象月 1億4,700万月)	
	小計	16年度中に60歳に到達した者 83.8% (納付対象月 600万月) その他(この2年間に1回以上 資格喪失、再取得した者等) 50.3% (納付対象月 3,400万月)	⇒	小計	16年度中に60歳に到達した者 84.7% (納付対象月 300万月) その他(この2年間に1回以上 資格喪失、再取得した者等) 54.1% (納付対象月 3,300万月)
が16 年度 のみ 納付 対象 月	15年度免除者、学生納付特例者のうち 16年度に納付対象者となった者		⇒	小計	15年度末の申請全額免除者 33.5% (納付対象月 170万月) その他(15年度学生納付特例等) 48.2% (納付対象月 320万月)
	(注) は納付対象者を示す。			新規 資格 取得 者	16年度中に2号から1号となった者 58.4% (納付対象月 1,100万月) 20歳到達(手帳送付により適用) 27.7% (納付対象月 240万月) その他(3号から1号となった者等) 79.7% (納付対象月 430万月)

一方、平成16年度に申請半額免除月を1月でも有する者は約75万人であり、申請半額免除に係る納付率は39.0%と全体の納付率の63.6%に比べて低くなっている。

また、平成15年度の申請全額免除者から16年度に半額免除となった者は約6万人であり、それらの者の納付率は43.6%と、申請全額免除者から納付対象者となった者全体の納付率(平成15年度29.5%、15年度33.5%)よりは高くなっている。しかしながら、「前年度に現年度分保険料を全く納付しなかつ

た者で本年度申請半額免除になった者」は約37万人となっており、納付率は10.2%と極めて低くなっている(第Ⅱ-36表)。

⑥ 納付率の変化要因

平成15年度から16年度の納付率(現年度分)の変化(0.2ポイント上昇)について、各属性の被保険者が与えた影響をみると、次のとおりとなっている(第Ⅱ-21図、第Ⅱ-37表)。

【納付率を上昇させる方向に影響した要因】

第Ⅱ-37表 納付率変化の属性別影響度（平成15年度→平成16年度）

		影響度 (%)
総 数		0.2
15年度のみ納付対象月がある者		1.0
	15年度中に60歳に到達した者	△ 0.4
	その他の資格喪失者（2号への移行等）	0.1
	免除等の理由により、納付対象者ではなくなった者	1.2
15、16年度とも納付対象月がある者		0.3
	この2年間引き続き納付対象となっている者	△ 0.1
	16年度中に60歳に到達した者	△ 0.3
	その他（この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等）	0.7
15年度免除者、学生納付特例者のうち16年度に納付対象となった者		△ 0.6
	15年度末の申請（全額）免除者	△ 0.3
	15年度末の学生納付特例者等	△ 0.3
新規資格取得者		△ 0.4
	2号から1号となった者	△ 0.3
	20歳到達（手帳送付により適用）	△ 0.4
	上記以外の新規資格取得者（3号から1号となった者等）	0.3

注 端数処理の関係上、内訳の合計と一致しない場合がある。

○「平成15年度に納付対象者であったが、免除等の理由により、16年度に納付対象でなくなった者」による影響（+1.2ポイント）

○「この2年間に1回以上資格喪失、再取得した者等」の納付率が上昇したことによる影響（+0.7ポイント）

【納付率を低下させる方向に影響した要因】

○「平成15年度の免除者、学生納付特例者のうち、16年度に納付対象となった者」の納付率が低いことによる影響（△0.6ポイント）

○「平成16年度に新規資格取得した者」の納付率が低いことによる影響（△0.4ポイント）

○納付率の高い者が資格喪失したことによる影響
 ・15年度中に60歳に到達した者（△0.4ポイント）
 ・16年度中に60歳に到達した者（△0.3ポイント）

⑦ 地域別の状況

平成16年度中に納付された現年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率は、30都道府県で上昇し、17府県で低下している。現年度分保険料の納付対象月数と納付月数をみると、全県で減少しているものの、納付対象月数の減少割合が納付月数の減少割合より大きいことが要因となり、上記30都道府県については、現年度分保険料の納付率が上昇している。また、平成16年度中に納付された過年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付月数は44府県で上昇しており、過年度分保険料の納付率は、5県で若干低下しているほかは、すべて上昇している（第Ⅱ-38表）。

また、平成16年度の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村部が最も高く、政令指定都市等で低い傾向が見られる。前年度からの納付率の変化をみると、町村部で0.2ポイント低下している

第Ⅱ－38表 都道府県別の納付状況

都道府県	平成16年度													
	現年度保険料						過年度保険料				現年度＋過年度			
	納付対象 月数 (千月)	対前年 度比(%)	納付月数 (千月)	対前年 度比(%)	納付率 (%) ①		納付月数 (千月)	対前年 度比(%)	納付率 (%) ②		納付月数 総計 (千月)	対前年 度比(%)	納付率 (%) ①+②	
					対前年 度比(%)	対前年 度比(%)			対前年 度比(%)	対前年 度比(%)				
北海道	7,755	△ 3.4	5,122	△ 2.0	66.0	0.9	415	△ 2.3	4.9	△ 0.1	5,537	△ 2.0	71.0	0.8
青森県	2,593	△ 5.8	1,624	△ 3.0	62.6	1.8	118	3.1	4.1	0.0	1,742	△ 2.6	66.7	1.9
岩手県	2,158	△ 4.1	1,509	△ 3.5	69.9	0.4	117	22.3	5.1	0.8	1,625	△ 2.0	75.0	1.2
宮城県	3,778	△ 5.0	2,489	△ 3.5	65.9	1.0	185	6.8	4.5	0.2	2,674	△ 2.9	70.4	1.3
秋田県	1,737	△ 3.6	1,275	△ 3.9	73.4	△ 0.3	75	19.7	4.0	0.6	1,349	△ 2.9	77.4	0.3
山形県	1,907	△ 2.4	1,372	△ 4.0	72.0	△ 1.2	83	24.4	4.2	0.7	1,455	△ 2.7	76.1	△ 0.5
福島県	3,184	△ 4.2	2,015	△ 4.2	63.3	△ 0.0	167	15.2	4.9	0.6	2,182	△ 2.9	68.2	0.6
茨城県	5,661	△ 2.8	3,461	△ 3.4	61.1	△ 0.4	258	4.7	4.4	0.1	3,719	△ 2.9	65.5	△ 0.3
栃木県	3,672	△ 2.5	2,227	△ 3.3	60.7	△ 0.5	183	5.9	4.8	0.1	2,410	△ 2.6	65.4	△ 0.4
群馬県	3,648	△ 2.2	2,434	△ 2.9	66.7	△ 0.5	170	4.6	4.5	0.2	2,604	△ 2.4	71.2	△ 0.3
埼玉県	12,398	△ 1.9	7,658	△ 2.5	61.8	△ 0.4	707	2.7	5.5	0.1	8,365	△ 2.1	67.2	△ 0.3
千葉県	10,865	△ 2.0	6,677	△ 2.6	61.5	△ 0.3	563	2.1	5.0	△ 0.0	7,240	△ 2.2	66.5	△ 0.4
東京都	24,354	△ 2.7	14,208	△ 2.4	58.3	0.2	1,565	△ 0.1	6.2	△ 0.1	15,773	△ 2.2	64.5	0.0
神奈川県	14,274	△ 1.3	8,938	△ 1.7	62.6	△ 0.2	900	7.3	6.1	0.3	9,838	△ 0.9	68.7	0.1
新潟県	3,436	△ 3.8	2,595	△ 4.0	75.5	△ 0.1	138	3.3	3.8	0.0	2,733	△ 3.7	79.4	△ 0.1
富山県	1,520	△ 3.0	1,106	△ 3.0	72.7	0.1	79	5.9	5.0	0.2	1,185	△ 2.4	77.7	0.3
石川県	1,807	△ 3.3	1,290	△ 3.4	71.4	△ 0.1	80	8.0	4.2	0.3	1,371	△ 2.8	75.6	0.2
福井県	1,148	△ 3.2	847	△ 2.6	73.8	0.5	60	6.3	4.9	0.2	907	△ 2.1	78.8	0.7
山梨県	1,562	△ 4.4	1,025	△ 3.4	65.6	0.7	74	13.7	4.5	0.5	1,099	△ 2.4	70.1	1.1
長野県	3,282	△ 3.9	2,425	△ 3.8	73.9	0.0	153	14.1	4.4	0.5	2,578	△ 2.9	78.3	0.5
岐阜県	3,510	△ 2.2	2,532	△ 3.2	72.2	△ 0.8	143	5.6	3.9	0.1	2,675	△ 2.8	76.1	△ 0.6
静岡県	6,041	△ 3.8	4,190	△ 3.8	69.4	0.0	258	7.8	4.1	0.2	4,449	△ 3.2	73.4	0.3
愛知県	11,698	△ 2.4	7,686	△ 2.7	65.7	△ 0.2	517	1.1	4.3	△ 0.0	8,203	△ 2.5	70.0	△ 0.2
三重県	2,905	△ 4.5	2,054	△ 4.2	70.7	0.2	125	△ 2.2	4.0	△ 0.1	2,179	△ 4.1	74.8	0.1
滋賀県	2,015	△ 2.4	1,402	△ 3.0	69.6	△ 0.4	87	7.8	4.1	0.2	1,489	△ 2.4	73.7	△ 0.2
京都府	4,250	△ 1.7	2,636	△ 2.0	62.0	△ 0.2	272	3.7	6.1	0.0	2,908	△ 1.5	68.1	△ 0.1
大阪府	14,775	△ 2.8	8,019	△ 2.5	54.3	0.2	921	7.6	5.9	0.4	8,940	△ 1.6	60.1	0.6
兵庫県	8,214	△ 5.7	5,188	△ 2.4	63.2	2.1	484	11.1	5.4	0.4	5,672	△ 1.4	68.6	2.6
奈良県	2,325	△ 2.7	1,495	△ 2.4	64.3	0.2	134	11.3	5.5	0.5	1,629	△ 1.4	69.8	0.7
和歌山県	1,825	△ 4.7	1,236	△ 3.9	67.7	0.6	71	4.6	3.6	0.2	1,307	△ 3.4	71.3	0.7
鳥取県	794	△ 3.3	559	△ 3.0	70.3	0.2	38	10.4	4.6	0.3	597	△ 2.2	74.9	0.5
島根県	888	△ 2.4	680	△ 1.9	76.6	0.4	49	17.8	5.2	0.7	729	△ 0.8	81.8	1.1
岡山県	2,487	△ 4.4	1,665	△ 3.5	66.9	0.6	132	6.1	4.9	0.3	1,796	△ 2.9	71.9	0.9
広島県	4,140	△ 3.4	2,762	△ 2.8	66.7	0.4	217	6.9	5.0	0.2	2,979	△ 2.1	71.7	0.6
山口県	2,003	△ 3.7	1,370	△ 2.7	68.4	0.7	87	11.1	4.1	0.3	1,457	△ 2.0	72.5	1.0
徳島県	1,142	△ 2.5	760	△ 2.2	66.5	0.2	64	16.8	5.3	0.7	823	△ 1.0	71.8	0.8
香川県	1,354	△ 3.4	993	△ 2.5	73.3	0.7	64	11.2	4.5	0.4	1,057	△ 1.7	77.8	1.1
愛媛県	2,084	△ 4.0	1,526	△ 3.1	73.2	0.7	97	18.7	4.4	0.7	1,624	△ 2.0	77.6	1.4
高知県	1,141	△ 2.4	779	△ 1.9	68.3	0.4	67	10.5	5.5	0.5	846	△ 1.1	73.7	0.9
福岡県	7,168	△ 4.6	4,406	△ 3.1	61.5	0.9	404	11.5	5.2	0.4	4,810	△ 2.0	66.6	1.3
佐賀県	1,335	△ 4.0	894	△ 2.9	67.0	0.7	67	18.6	4.8	0.7	961	△ 1.6	71.7	1.5
長崎県	2,396	△ 1.6	1,428	△ 3.7	59.6	△ 1.3	101	10.1	4.0	0.3	1,529	△ 2.9	63.6	△ 1.0
熊本県	3,004	△ 4.4	2,005	△ 3.4	66.7	0.6	158	8.4	4.9	0.3	2,163	△ 2.7	71.7	1.0
大分県	1,559	△ 3.9	1,000	△ 3.0	64.1	0.6	96	17.6	5.7	0.7	1,095	△ 1.5	69.8	1.3
宮崎県	1,886	△ 2.4	1,125	△ 2.8	59.6	△ 0.3	94	16.1	4.7	0.5	1,219	△ 1.6	64.3	0.3
鹿児島県	2,287	△ 4.8	1,446	△ 3.9	63.2	0.6	118	6.3	4.7	0.2	1,564	△ 3.2	68.0	0.8
沖縄県	2,169	△ 7.2	978	△ 3.1	45.1	1.9	119	1.4	4.7	0.1	1,097	△ 2.6	49.8	2.1
全 国	206,134	△ 3.1	131,108	△ 2.8	63.6	0.2	11,072	5.8	5.1	0.2	142,180	△ 2.2	68.7	0.4

Ⅱ－39表 政令市・その他の市・町村別の納付状況

	平成15年度			平成16年度			平成15年度から 16年度の変化			(参考)平成14年度から 15年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数の 変化率(%)	納付月数の 変化率(%)	納付率の 差 (ポイント)	対象月数の 変化率(%)	納付月数の 変化率(%)	納付率の 差 (ポイント)
政令指定都市	3,563	2,092	58.7	3,462	2,049	59.2	△ 2.8	△ 2.1	0.5	△ 2.1	0.1	1.3
東京 23 区	1,759	1,004	57.1	1,708	981	57.4	△ 2.9	△ 2.4	0.3	△ 0.0	1.4	0.8
その他の市	12,573	8,022	63.8	12,171	7,791	64.0	△ 3.2	△ 2.9	0.2	△ 2.1	△ 0.9	0.8
町 村	3,381	2,374	70.2	3,271	2,290	70.0	△ 3.2	△ 3.5	△ 0.2	△ 2.4	△ 2.6	△ 0.1
全国合計	21,276	13,492	63.4	20,613	13,111	63.6	△ 3.1	△ 2.8	0.2	△ 2.0	△ 1.0	0.6

ほかは、政令指定都市で0.5ポイント、特別区部で0.3ポイント、その他の市部で0.2ポイントの上昇となっている(第Ⅱ-39表)。

(2) 受給(権)者数

新法の国民年金の給付は、全国民に共通の基礎年金(老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金)と第1号被保険者の独自給付である付加年金、寡婦年金、死亡一時金、特別一時金及び脱退一時金となっている。なお、旧法の福祉年金は、昭和61年4月に障害福祉年金が障害基礎年金に、母子福祉年金及び準母子福祉年金が遺族基礎年金に裁定替えされ、老

齢福祉年金のみが引き続き支給されている。

① 受給者数

平成16年度末現在における国民年金(老齢福祉年金を含まない。)の受給者数は2,300万人で、旧法拠出制年金の受給者が492万人(21.4%)、基礎年金受給者が1,808万人(78.6%)となっている。前年度末と比べると、受給者全体では89万人(4.0%)の増加、旧法・新法別にみると、旧法拠出制年金が33万人(6.3%)の減少であるのに対し、基礎年金が121万人(7.2%)の増加となっている。

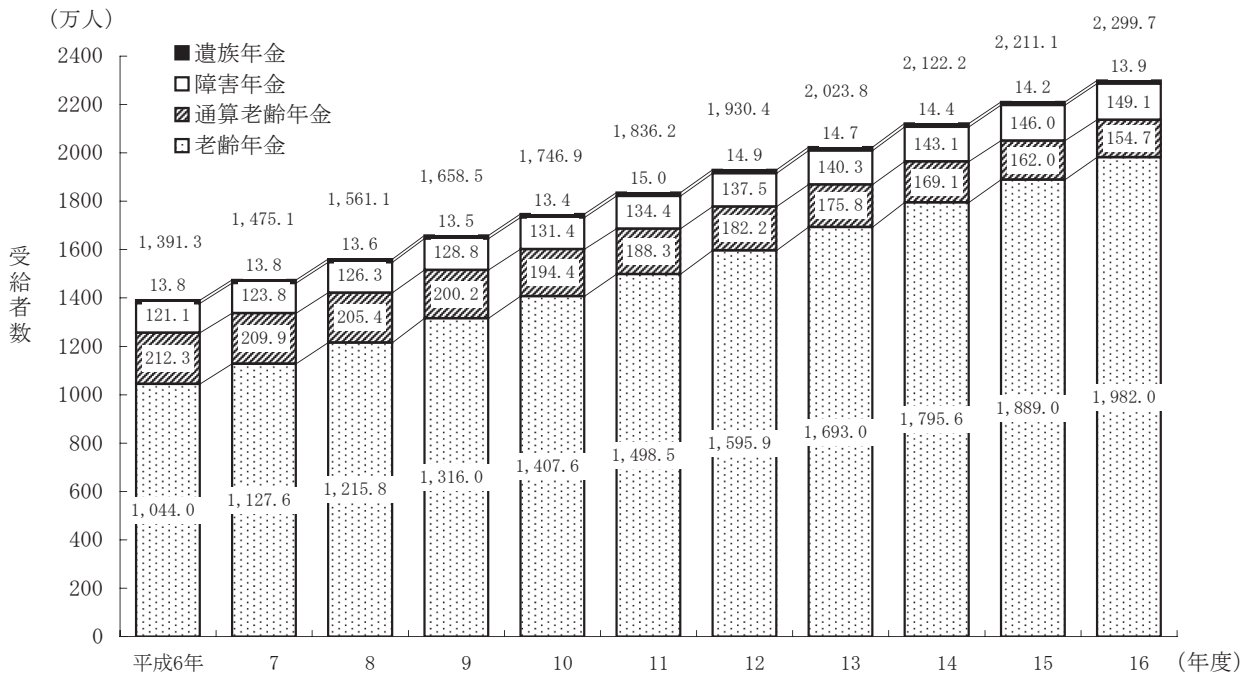
受給者の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金

第Ⅱ-40表 国民年金 受給者数(平成16年度末現在)

	旧法拠出制年金		基礎年金		合計		(再)基礎のみ・旧国年	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老 齢 年 金	3,225	65.6	16,595	91.8	19,820	86.2	9,105	75.6
5 年 年 金 以 外	3,111	63.3	16,595	91.8	19,706	85.7	8,991	74.7
繰 上 げ 分	2,086	42.4	3,080	17.0	5,166	22.5	4,511	37.5
本 来 分	1,019	20.7	13,378	74.0	14,397	62.6	4,405	36.6
繰 下 げ 分	6	0.1	137	0.8	143	0.6	75	0.6
5 年 年 金	114	2.3	・	・	114	0.5	114	0.9
通 算 老 齢 年 金	1,547	31.5	・	・	1,547	6.7	1,547	12.8
障 害 年 金	121	2.5	1,370	7.6	1,491	6.5	1,330	11.0
遺 族 年 金	25	0.5	115	0.6	139	0.6	60	0.5
合 計	4,917	100.0	18,080	100.0	22,997	100.0	12,043	100.0

注 「基礎のみ・旧国年」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金(5年年金を除く。)の受給者をいう。

第Ⅱ-22図 国民年金 受給者数の推移(年度末現在)



第Ⅱ-41表 国民年金 受給者数の推移（年度末現在）

（単位：千人）

年度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成6年	13,913	5,776	10,440	4,682	2,123	1,211	998	138	96
7	14,751	6,898	11,276	5,763	2,099	1,238	1,036	138	99
8	15,611	8,067	12,158	6,896	2,054	1,263	1,071	136	100
9	16,585	9,357	13,160	8,149	2,002	1,288	1,107	135	101
10	17,469	10,576	14,076	9,331	1,944	1,314	1,143	134	103
11	18,362	11,808	14,985	10,505	1,883	1,344	1,183	150	120
12	19,304	13,070	15,959	11,729	1,822	1,375	1,222	149	120
13	20,238	14,332	16,930	12,954	1,758	1,403	1,259	147	119
14	21,222	15,643	17,956	14,231	1,691	1,431	1,295	144	118
15	22,111	16,865	18,890	15,418	1,620	1,460	1,331	142	116
16	22,997	18,080	19,820	16,595	1,547	1,491	1,370	139	115

が1,982万人（受給者の86.2%）、通算老齢年金（旧法）が155万人（同6.7%）、障害年金が149万人（同6.5%）、遺族年金が14万人（同0.6%）となっている（第Ⅱ-40表、第Ⅱ-22図）。前年度末と比較すると、老齢年金が93万人（4.9%）、障害年金が3万人（2.1%）の増加となっているが、通算老齢年金（旧法）が7万人（4.5%）、遺族年金が3千人（2.0%）の減少となっている（第Ⅱ-41表）。

（旧法拋出制）

平成16年度末における旧法拋出制の受給者は492万人で、この内訳は、老齢年金が322万人（65.6%）、通算老齢年金が155万人（31.5%）、障害年金が12万人（2.5%）、遺族年金（母子、準母子、遺児、寡婦年金の合計）が2万人（0.5%）となっている。

平成16年度末における老齢年金受給者のうち、5年年金（国民年金制度が発足した昭和36年4月1日当時50～54歳の高齢任意加入対象者が、保険料を5年間納付することにより受けられる特例の老齢年金）の受給者は11万人（老齢年金受給者の3.5%）となっている。また、5年年金以外の一般年金の受給者は311万人（同96.5%）となっている。

（基礎年金）

平成16年度末現在における基礎年金の受給者は1,808万人で、この内訳は老齢基礎年金が1,660万人（91.8%）、障害基礎年金が137万人（7.6%）、遺族基礎年金が11万人（0.6%）となっている。平成3年度からは65歳到達により老齢厚生年金または退職共済年金と老齢基礎年金を併給する者が発生しているため、老齢基礎年金受給者数にはこれらの者を含

んでいる。

平成16年度末現在における基礎年金の受給者を前年度末と比べてみると、老齢基礎年金が118万人（7.6%）、障害基礎年金が4万人（2.9%）の増加、遺族基礎年金が2千人（1.6%）の減少となっている。

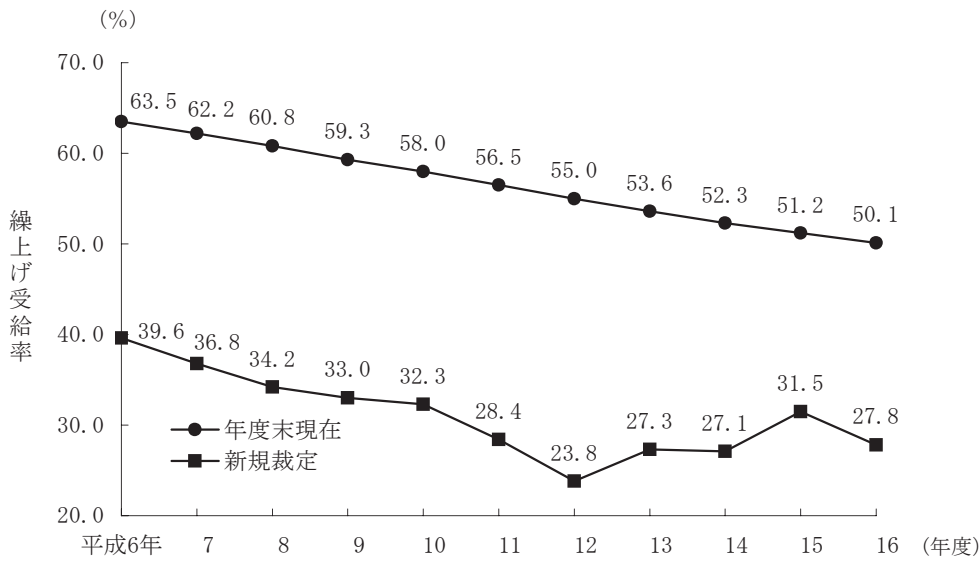
② 老齢年金の繰上げ受給の状況

国民年金の老齢年金は65歳からの受給が原則であるが、本人の希望により60～64歳に繰り上げて受給することができる。繰上げ受給率は、老齢年金の受給権者（旧法拋出制の老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。なお、繰上げ受給のない5年年金を除き、新法については、平成3年度以降は老齢厚生年金（旧共済組合を除く）を併給していない「基礎のみ受給権者」に限定。以下本節で同じ。）に対して算出している。これは、平成3年度以降、かつて厚生年金保険の被保険者であった老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達し、新たに1階部分の老齢基礎年金を併給することとなったため、それ以前の国民年金に係る統計との時系列比較を行うためのものである。

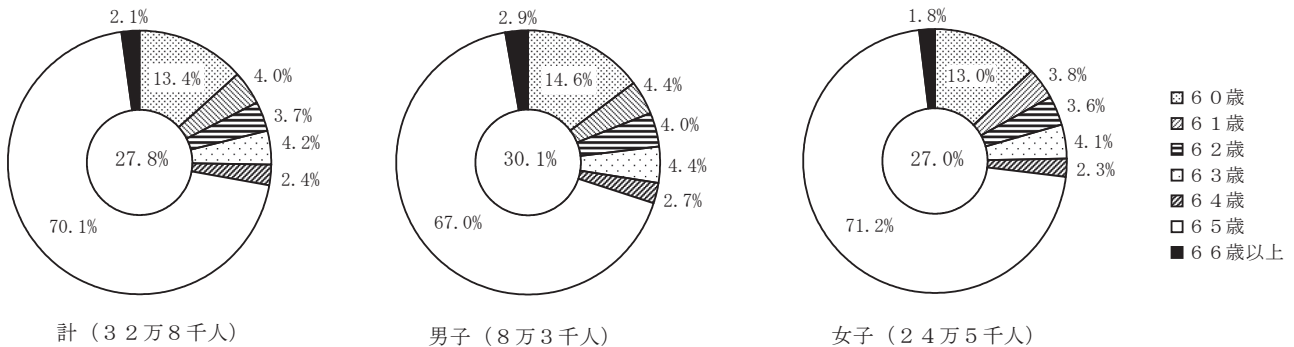
平成16年度に新規裁定された老齢年金受給権者（累計で33万人）のうち、繰上げ受給している者は9万人で、繰上げ受給率は27.8%となっている。平成16年度末現在の老齢年金受給権者全体（905万人）のうち、繰上げ受給している者は454万人で、繰上げ受給率は50.1%となっている。

第Ⅱ-23図は老齢年金の繰上げ受給率の年次推移をみたものである。新規裁定者の繰上げ受給率は近年低下してきていたが、平成13年度から従来の繰上

第Ⅱ-23図 国民年金 老齢年金繰上げ受給率の推移



第Ⅱ-24図 国民年金 老齢年金受給権発生時年齢別受給権者数 (平成16年度新規裁定)



げ支給の仕組みが見直されたことに伴い、平成13年度以降の繰上げ受給率はおおむね上昇している。

第Ⅱ-24図は平成16年度の新規裁定者のうち、基礎のみ受給権者について年金受給開始の年齢別割合をみたものである。繰上げ受給率は27.8%（男子30.1%、女子27.0%）であり、60歳で受給を開始したものは13.4%（男子14.6%、女子13.0%）となっている。また、本来の65歳で受給を開始したものは70.1%（男子67.0%、女子71.2%）となっている。

第Ⅱ-25図は、平成16年度の老齢年金の新規裁定者の繰上げ受給率を都道府県別にみたものである。繰上げ受給率の高い地域は、北海道を除く関東以北の東日本であり、低い地域は、中国地方を中心とす

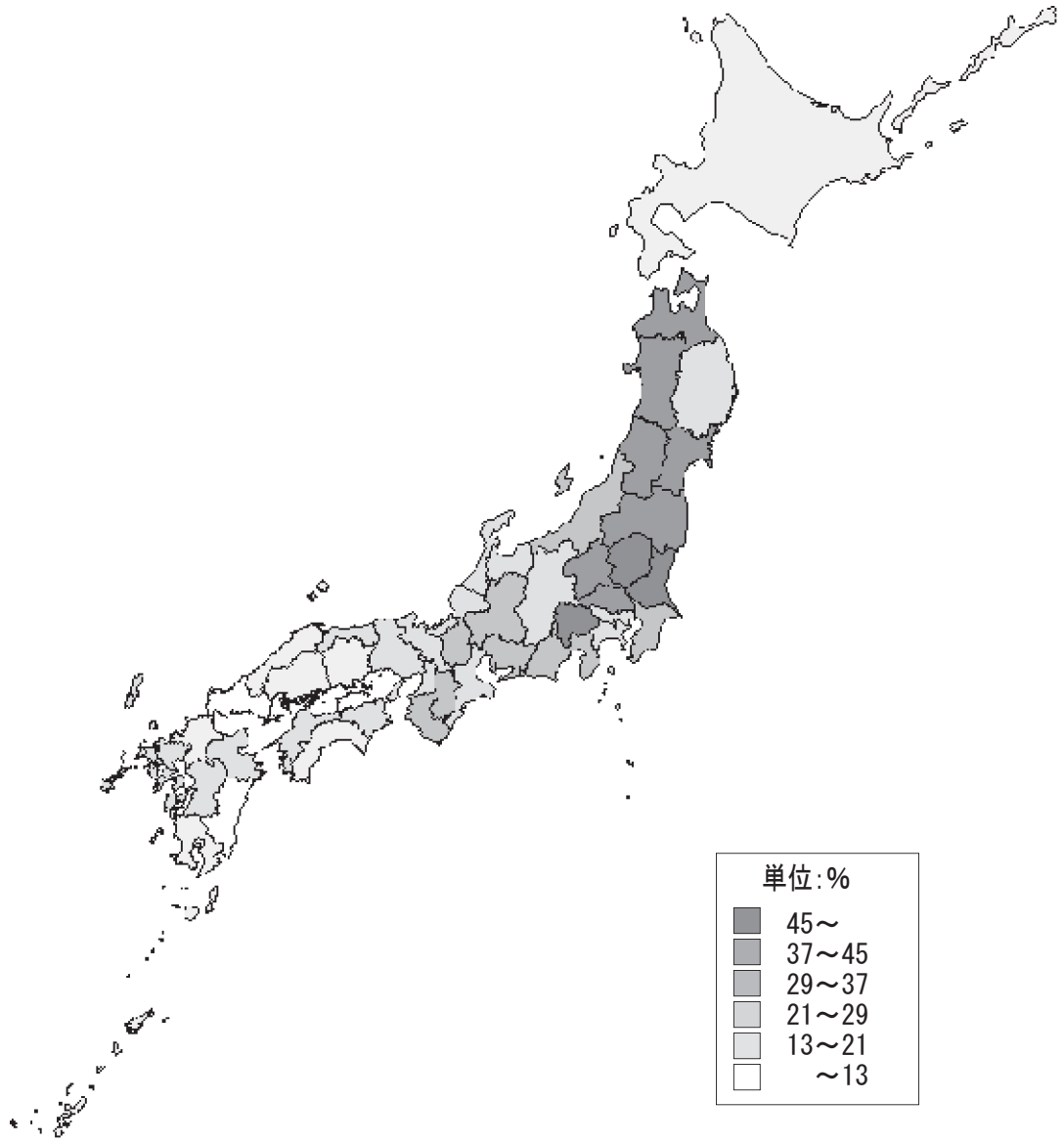
る西日本となっている。

③ 老齢給付年齢階級別受給権者数

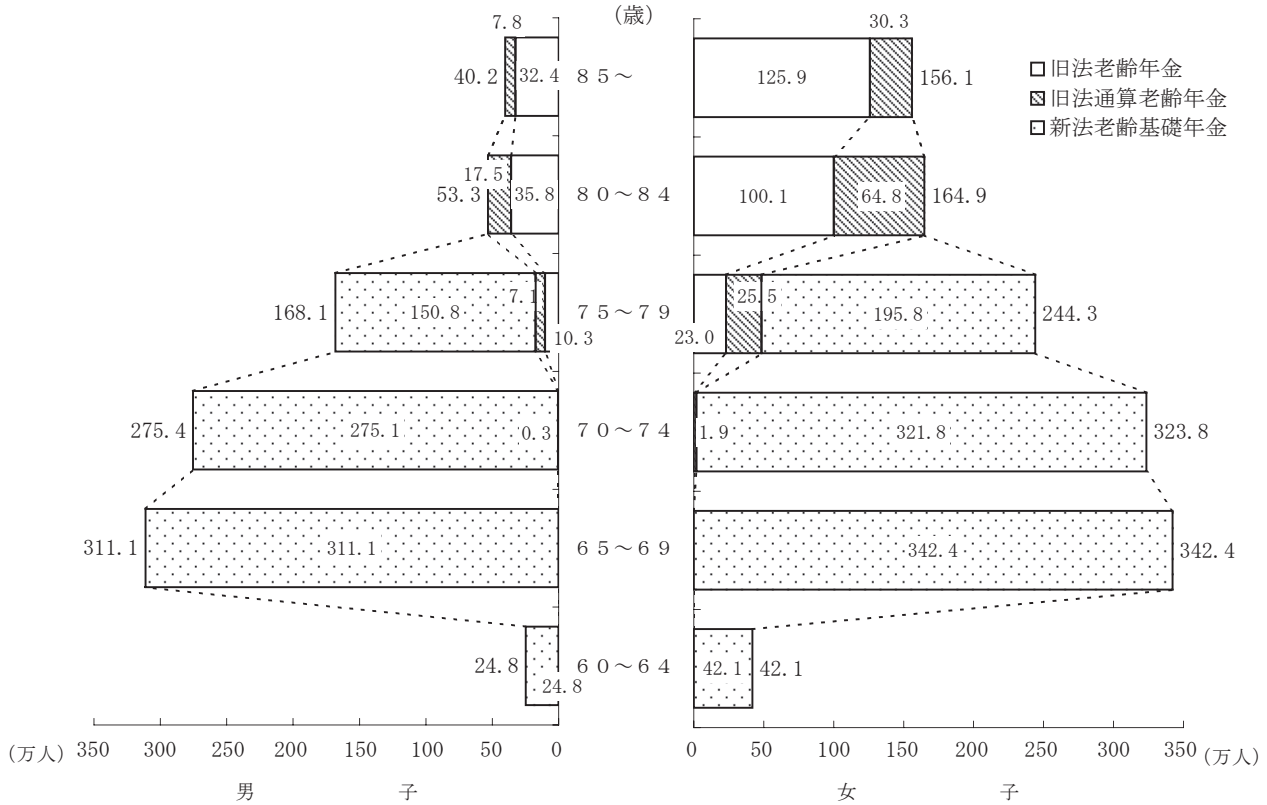
平成16年度末現在の国民年金の老齢給付（旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。以下同じ。）の受給権者数は2,147万人（男子873万人、女子1,274万人）である。受給権者の年齢別の状況をみると、男女とも65～69歳が最も多く、それぞれ311万人、342万人となっている（第Ⅱ-26図）。

なお、5年年金受給権者数は12万人であり、すべて90歳以上となっている。

第Ⅱ-25図 都道府県別繰上げ受給率（平成16年度新規裁定）



第Ⅱ-26図 国民年金 老齢給付年齢階級別受給権者数（平成16年度末現在）



④ 老齢給付被保険者期間別受給権者数

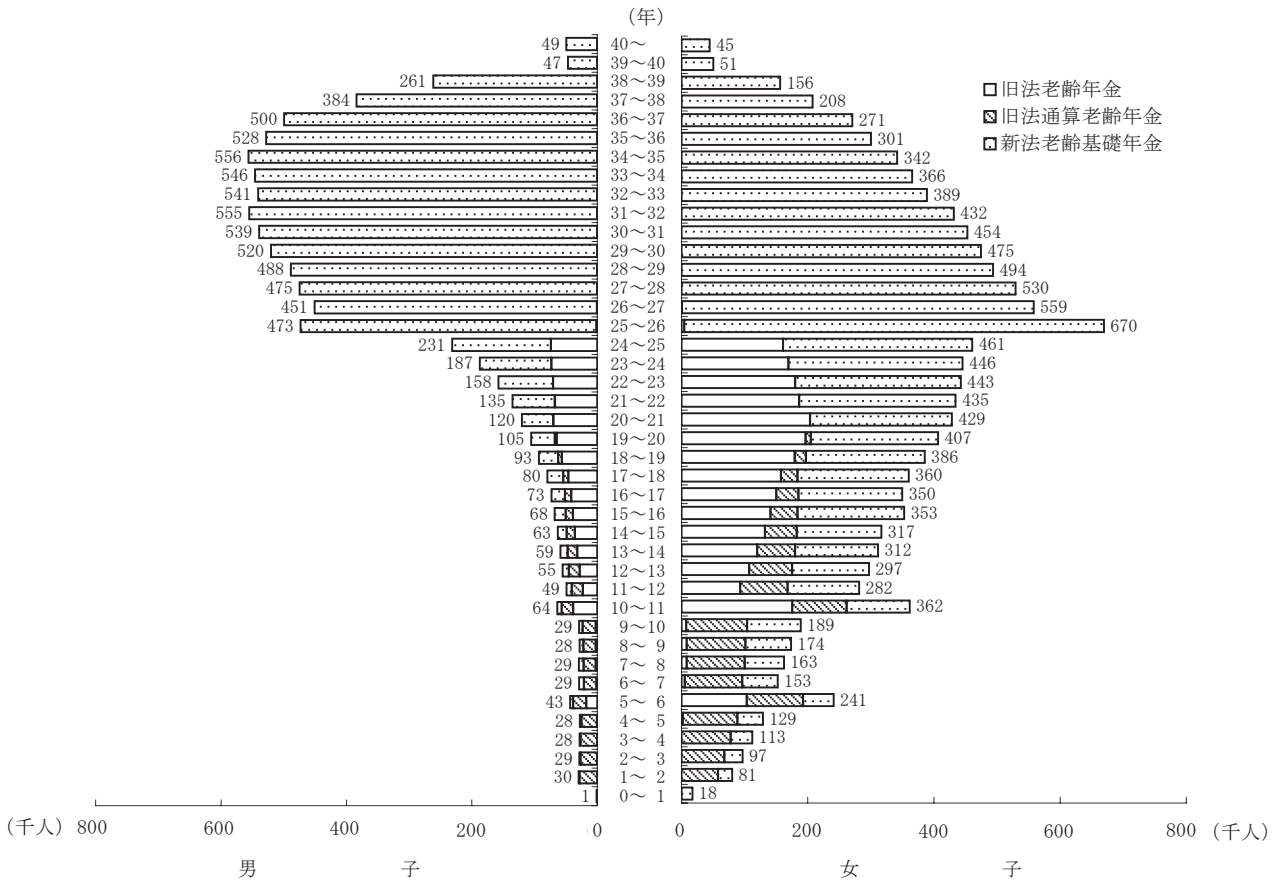
平成16年度末現在における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は第Ⅱ-27図のとおりである。男女とも5年以上6年未満及び10年以上11年未満がその前後に比べて高くなっているのは、それぞれ5年年金及び10年年金の受給権者を反映したものである。

老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が29年5か月、女子が23年10か月である。

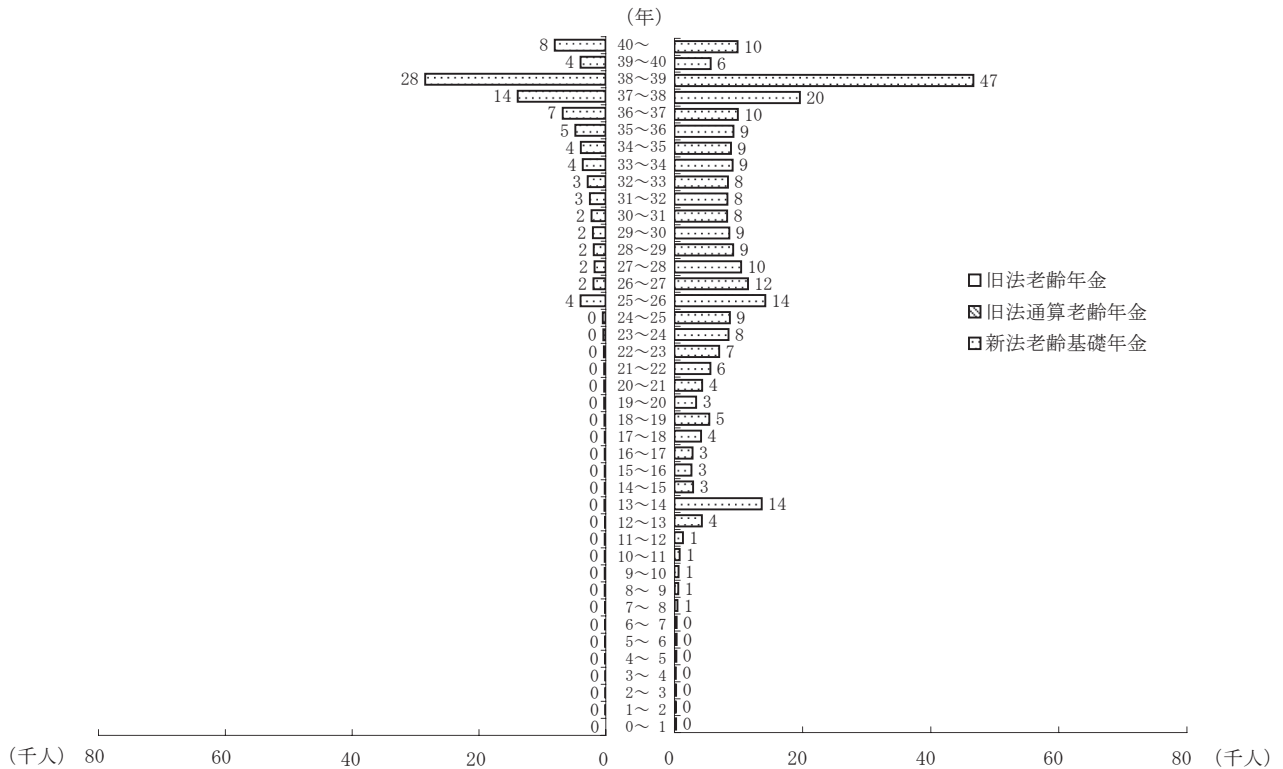
老齢給付の平成16年度新規裁定者は38万人で、その被保険者期間別分布は第Ⅱ-28図のとおりである。新規裁定者の被保険者期間別分布のピークは38年以上39年未満である。

なお、老齢基礎年金の新規裁定者のうち被保険者期間25年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を有する者である。

第Ⅱ-27図 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成16年度末現在）



第Ⅱ-28図 国民年金 老齢給付被保険者期間別受給権者数（平成16年度新規裁定）



(3) 年金額

① 年金総額

平成16年度末現在における国民年金の受給者の年金総額は14兆3,156億円で、この内訳は旧法拠出制年金が1兆9,747億円(13.8%)、基礎年金が12兆3,409億円(86.2%)となっている。前年度末と比べると、全体では6,455億円(4.7%)の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金の種別別にみると、老齢年金が12兆5,019億円(年金総額の87.3%)を占め、通算老齢年金が3,358億円(同2.3%)、障害年金が1兆3,412億円(同9.4%)、遺族年金が1,368億円(同1.0%)となっている(第Ⅱ-42表)。

受給者の年金総額を年金の種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が6,434億円(5.4%)の増加、

通算老齢年金が152億円(4.3%)の減少、障害年金が207億円(1.6%)の増加、遺族年金が33億円(2.4%)の減少となっている(第Ⅱ-43表、第Ⅱ-29図)。(旧法拠出制)

平成16年度末現在における旧法拠出制の受給者の年金総額は1兆9,747億円(対前年度末1,384億円減)で、この内訳は老齢年金が1兆5,186億円(旧法拠出制の年金総額の76.9%)、通算老齢年金が3,358億円(同17.0%)、障害年金が1,083億円(同5.5%)、遺族年金が120億円(同0.6%)となっている。(基礎年金)

平成16年度末現在における受給者の年金総額は12兆3,409億円(対前年度末7,840億円増)で、この内訳は老齢基礎年金が10兆9,833億円(基礎年金の年金総額の89.0%)、障害基礎年金が1兆2,329億円(同

第Ⅱ-42表 国民年金 受給者年金総額(平成16年度末現在)

	旧法拠出制年金		基礎年金		合計		(再)基礎のみ・旧国年	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老 齢 年 金	15,186	76.9	109,833	89.0	125,019	87.3	50,957	76.3
5 年 年 金 以 外	14,719	74.5	109,833	89.0	124,552	87.0	50,490	75.6
繰 上 げ 分	8,527	43.2	14,698	11.9	23,225	16.2	20,342	30.4
本 来 分	6,129	31.0	93,875	76.1	100,004	69.9	29,475	44.1
繰 下 げ 分	63	0.3	1,260	1.0	1,323	0.9	673	1.0
5 年 年 金	467	2.4	・	・	467	0.3	467	0.7
通 算 老 齢 年 金	3,358	17.0	・	・	3,358	2.3	3,358	5.0
障 害 年 金	1,083	5.5	12,329	10.0	13,412	9.4	11,997	18.0
遺 族 年 金	120	0.6	1,247	1.0	1,368	1.0	503	0.8
合 計	19,747	100.0	123,409	100.0	143,156	100.0	66,815	100.0

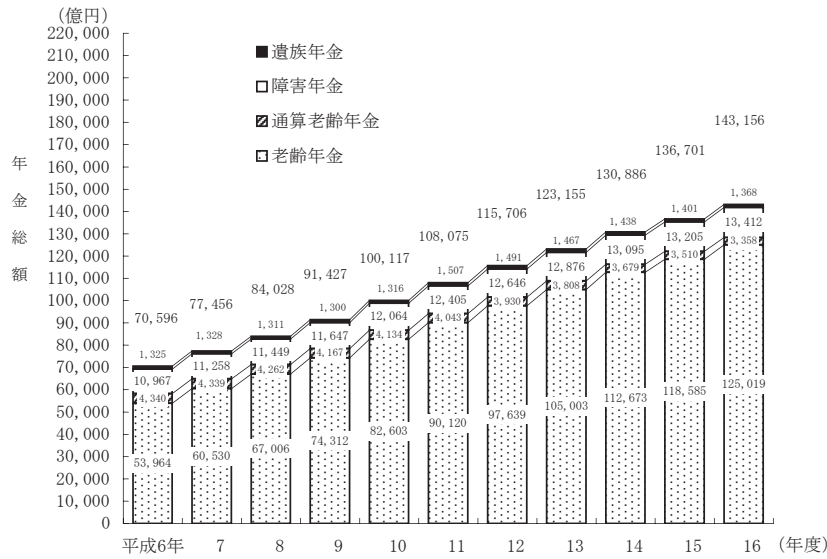
注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険(旧共済を除く。)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

第Ⅱ-43表 国民年金 給付の種別別受給者年金総額の推移(年度末現在)

(単位:億円)

年 度	合 計		老 齢 年 金		通算老齢年金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成6年	70,596	38,244	53,964	28,130	4,340	10,967	9,074	1,325	1,040
7	77,456	46,091	60,530	35,559	4,339	11,258	9,455	1,328	1,077
8	84,028	53,948	67,006	43,116	4,262	11,449	9,744	1,311	1,088
9	91,427	62,640	74,312	51,506	4,167	11,647	10,033	1,300	1,100
10	100,117	72,208	82,603	60,560	4,134	12,064	10,513	1,316	1,134
11	108,075	81,393	90,120	69,132	4,043	12,405	10,933	1,507	1,328
12	115,706	90,343	97,639	77,757	3,930	12,646	11,254	1,491	1,331
13	123,155	99,137	105,003	86,254	3,808	12,876	11,563	1,467	1,320
14	130,886	108,209	112,673	95,049	3,679	13,095	11,857	1,438	1,304
15	136,701	115,569	118,585	102,246	3,510	13,205	12,049	1,401	1,274
16	143,156	123,409	125,019	109,833	3,358	13,412	12,329	1,368	1,247

第Ⅱ-29図 国民年金 受給者年金総額の推移（年度末現在）



第Ⅱ-44表 国民年金 受給者の平均年金月額（平成16年度末現在）

（単位：円）

	旧法拠出制年金	基礎年金	合計	(再)基礎のみ・旧国年
老 齢 年 金	39,245	55,153	52,565	46,638
5 年 年 金 以 外	39,428	55,153	52,670	46,795
繰 上 げ 分	34,071	39,763	37,465	37,574
本 来 分	50,112	58,475	57,883	55,760
繰 下 げ 分	85,206	76,833	77,195	74,979
5 年 年 金	34,233	・	34,233	34,233
通 算 老 齢 年 金	18,090	・	18,090	18,090
障 害 年 金	74,735	74,984	74,964	75,152
遺 族 年 金	40,882	90,735	81,935	69,335
合 計	33,469	56,881	51,876	46,235

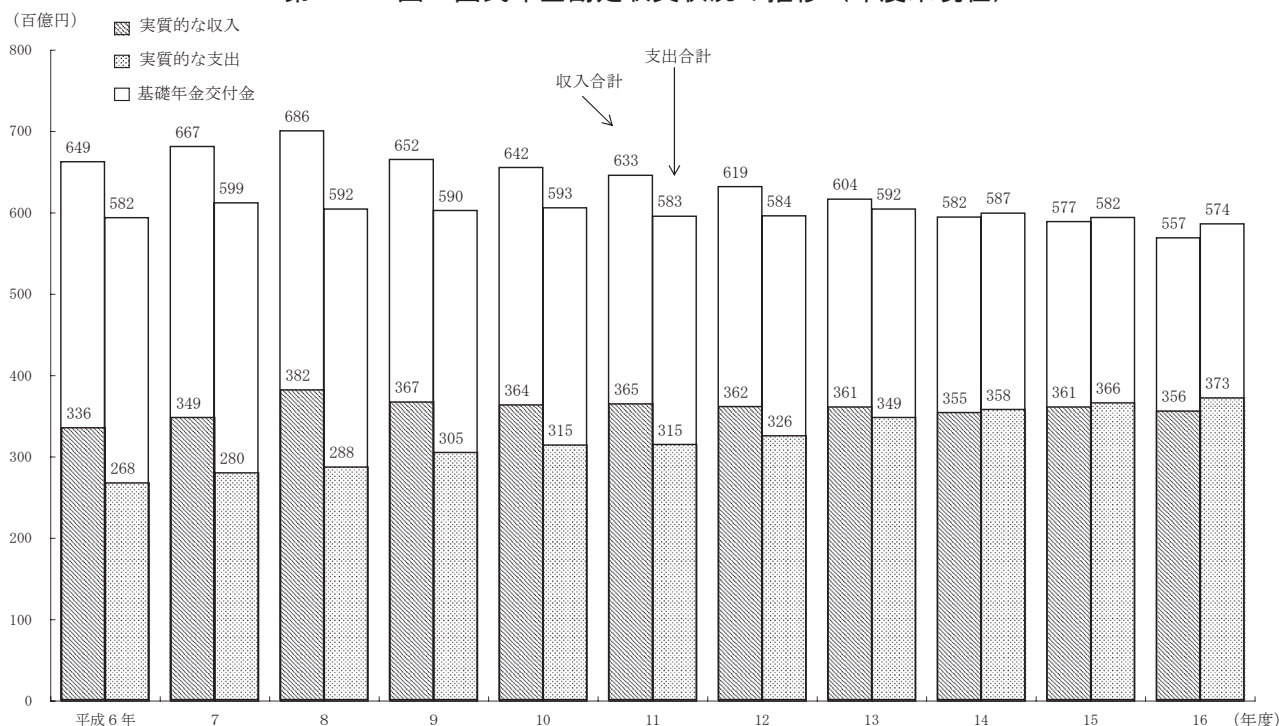
注 基礎のみ・旧国年とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金受給者をいう。

第Ⅱ-45表 国民年金 受給者の平均年金月額の推移（年度末現在）

（単位：円）

年 度	老 齢 年 金		通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金		遺 族 年 金	
		(再)基礎年金			(再)基礎年金		(再)基礎年金
平成6年	43,074	50,069	17,035	75,449	75,797	79,868	90,069
7	44,733	51,418	17,228	75,758	76,052	80,462	90,638
8	45,928	52,103	17,291	75,548	75,793	80,296	90,535
9	47,058	52,674	17,348	75,335	75,535	80,218	90,523
10	48,902	54,087	17,724	76,484	76,649	81,757	92,081
11	50,118	54,839	17,899	76,888	77,030	83,444	92,595
12	50,984	55,247	17,975	76,666	76,772	83,502	92,527
13	51,684	55,489	18,053	76,455	76,536	83,384	92,444
14	52,291	55,659	18,135	76,263	76,321	83,326	92,227
15	52,314	55,264	18,058	75,385	75,422	82,297	91,215
16	52,565	55,153	18,090	74,964	74,984	81,935	90,735

第Ⅱ-30図 国民年金勘定収支状況の推移（年度末現在）



10.0%)、遺族基礎年金が1,247億円(同1.0%)となっている。

② 平均年金月額

平成16年度末現在の国民年金受給者の1人当たり平均年金月額は、老齢年金が5万3千円、通算老齢年金が1万8千円、障害年金が7万5千円、遺族年金が8万2千円となっている。

老齢年金の受給者の平均年金月額をみると、繰上げ分が3万7千円、本来分が5万8千円、繰下げ分が7万7千円となっている(第Ⅱ-44表)。

(4) 収支状況

平成16年度決算における国民年金特別会計国民年金勘定の収支状況は、収入総額は5兆5,709億円、支出総額は5兆7,416億円で、収支差△1,707億円を積立金から補足することとした。

積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を

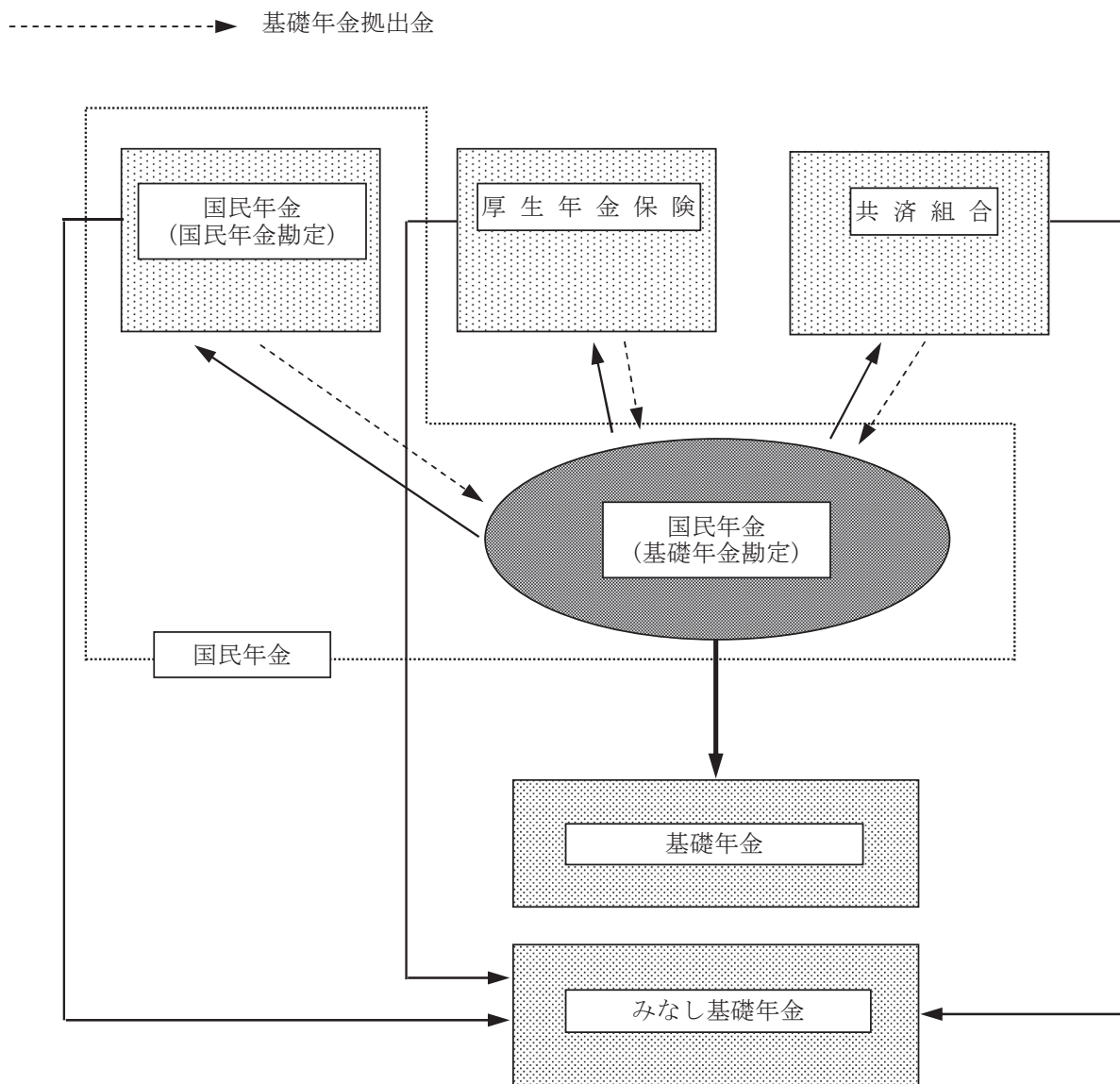
年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

平成16年度末現在の積立金は業務勘定からの繰入額87億円と合わせた預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額で約9.7兆円となっている。なお、年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた平成16年度末の時価ベースの積立金額は、約9.7兆円である。また、平均利回りについては、平成16年度の財務省財政融資資金への預託分の運用利回りは、2.02%であり、平成16年度の財務省財政融資資金への預託分に年金資金運用基金の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、2.77%である。

収入のうち、保険料収入は1兆9,354億円、一般会計からの受入は1兆5,219億円であり、支出のうち国民年金給付費は2兆888億円である。また、国民年金勘定から基礎年金勘定への拠出金は3兆5,437億円であり、基礎年金勘定からの交付金は2兆76億円である。

基礎年金交付金等の額を収支双方から控除した実

第Ⅱ-31図 基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費



質的な収支状況は、実質的な収入総額が3兆5,633億円、実質的な支出総額が3兆7,253億円となっている（第Ⅱ-30図）。

(5) 基礎年金の給付に要する費用の状況

昭和60年の改正により、国民年金は全国民に共通の基礎年金を給付する制度に発展し、厚生年金保険、共済組合の被用者年金制度を、報酬比例の年金を支給する「基礎年金に上乘せ」の制度として位置づけることとなった。基礎年金の給付に要する費用につ

いては、国民年金の被保険者全体で公平に負担していくとの見地から、毎年度の基礎年金の給付に要する費用をその年度における被保険者の総数で頭割りして負担することとされている。

基礎年金の給付に要する費用には、昭和60年改正後の新国民年金法による基礎年金給付費のほか、改正前の旧国民年金法による給付や旧被用者年金各法による基礎年金に相当する部分の費用（みなし基礎年金給付費）が含まれる。

この基礎年金の給付に要する費用から特別国庫負

担（保険料免除期間に係る給付費等）分を差し引いた保険料・拠出金算定対象額を、国民年金及び厚生年金保険の管掌者たる政府と年金保険者たる共済組合等で負担することとなっている。具体的には、各制度の被保険者（組合員）数（第3号被保険者については扶養者である第2号被保険者が加入する被用者年金制度に含め、第2号被保険者数は20歳以上60歳未満の者の数とする。）の割合（拠出金按分率）により按分した額を基礎年金拠出金（国民年金については特別国庫負担分を加算した額）として、国民年金は国民年金特別会計国民年金勘定から、厚生年金保険は厚生保険特別会計年金勘定から、それぞれ国民年金特別会計基礎年金勘定へ繰り入れ、各共済組合からは基礎年金勘定へ拠出する形で費用負担する仕組みとなっている。

基礎年金の給付に要する費用負担は、当該年度の給付費をその年度の基礎年金拠出金によりすべて賄

うという完全賦課方式の考え方に基づくものであるが、基礎年金拠出金の確定は、給付費や被保険者数等の確定が前提にあるため、当該年度中に基礎年金拠出金の確定額を拠出・繰入することは実務上不可能である。このため、当該年度中は見込み額による拠出・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

一方、年金給付については、基礎年金が国民年金制度（基礎年金勘定）から受給者に支払われ、みなし基礎年金については基礎年金勘定から各公的年金制度に基礎年金交付金として交付・繰入し、各制度から独自給付と併せて受給者に支払われる形となっている（第Ⅱ-31図）。

基礎年金交付金についても、基礎年金拠出金と同様、当該年度中は見込み額による交付・繰入を行い、翌々年度に精算を行うという概算・精算方式が採られている。

第Ⅱ-46表 基礎年金の給付に要する費用の状況

(単位：億円)

		平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16
費用負担	総額	109,779	115,772	121,639	129,066	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886
	特別国庫負担分除く(再掲)	104,865	110,865	116,751	124,124	130,787	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044
	国民年金	26,690	27,968	28,507	29,937	31,717	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034
	特別国庫負担分除く(再掲)	21,777	23,061	23,619	24,995	26,848	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192
	厚生年金保険	69,866	73,927	79,669	84,991	89,002	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314
	共済組合等	13,222	13,877	13,463	14,137	14,937	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538
	国家公務員共済組合連合会	2,660	2,792	2,945	3,144	3,329	3,569	3,719	3,915	4,009	4,087
	地方公務員共済組合連合会	7,425	7,800	8,216	8,786	9,280	9,705	10,088	10,635	10,905	11,074
	日本私立学校振興・共済事業団	815	862	912	984	1,047	1,116	1,175	1,259	1,319	1,376
	農林漁業団体職員共済組合	1,084	1,131	1,164	1,224	1,281	1,338	1,380	242	.	.
	日本鉄道共済組合	544	564	98
日本電信電話共済組合	633	664	117	
日本たばこ産業共済組合	62	64	11	
拠出金単価(月額)(円)	14,111	14,972	15,765	16,988	18,024	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	
年金	総額	109,779	115,772	121,639	129,066	135,656	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886
	基礎年金給付費	41,653	49,408	57,644	67,077	76,105	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093
	みなし基礎年金給付費(基礎年金交付金相当分)	68,126	66,364	63,995	61,989	59,551	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793
	国民年金	31,507	30,319	29,018	28,132	26,941	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957
	厚生年金保険	25,986	25,392	26,451	25,804	24,750	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145
	共済組合等	10,632	10,653	8,527	8,054	7,860	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691
	国家公務員共済組合連合会	2,167	2,187	2,184	2,178	2,128	2,077	2,004	1,925	1,825	1,729
	地方公務員共済組合連合会	5,206	5,158	5,079	5,033	4,916	4,724	4,509	4,325	4,026	3,770
	日本私立学校振興・共済事業団	297	287	276	265	253	239	228	218	204	192
	農林漁業団体職員共済組合	615	605	587	577	562	547	527	87	.	.
	日本鉄道共済組合	1,817	1,878	312
日本電信電話共済組合	422	429	72	
日本たばこ産業共済組合	107	109	18	

注1. 基礎年金拠出金(特別国庫負担分除く)の3分の1は国庫負担となっている。ただし、平成16年度はそのほかに、16年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分等が充当されている。

2. 上表のほか、各被用者年金制度に係る特別国庫負担分272億円(平成16年度)があり、基礎年金の給付に相当するものとして各被用者年金制度から給付されている。

3. 保険料相当額(月額)は、拠出金単価(月額)×2/3から年金課税の見直しによる増収分を財源とした国庫負担等の分が除かれている。

(平成16年度の保険料相当額は15,240円)

平成16年度の基礎年金の給付に要する費用の確定額は、16兆3,886億円であり、そのうち特別国庫負担分が4,842億円となっており、年金給付の内訳は、基礎年金給付費が11兆8,093億円、みなし基礎年金給付費（基礎年金交付金相当分）が4兆5,793億円となっている（第Ⅱ－46表）。

なお、平成16年度の拠出金按分率は、国民年金が0.202、厚生年金保険が0.694、共済組合が0.104となっている（第Ⅱ－47表）。

また、基礎年金拠出金（特別国庫負担分除く）の3分の1は国庫負担となっているが、平成16年度から平成21年度までに2分の1へ段階的に引き上げることとなっている。平成16年度は基礎年金拠出金に3分の1の国庫負担のほか、平成16年度税制改正における年金課税の見直しによる増収分を財源とした国庫負担（272億円）等が充当されている。

第Ⅱ－47表 基礎年金拠出金算定内訳

(平成16年度)

	総計	国民年金	厚生年金保険	共済組合	（平成16年度）		
					国家公務員 共済組合連 合会	地方公務員 共済組合連 合会	日本私立学 校振興・共 済事業団
基礎年金拠出金(億円)	159,044	32,192	110,314	16,538	4,087	11,074	1,376
拠出金按分率	1.000	0.202	0.694	0.104	0.026	0.070	0.009
拠出金算定対象者数(万人)	5,782	1,170	4,010	601	149	403	50
（再掲）第3号被保険者数(万人)	1,099	(-)	951	149	43	95	10

注1. 国民年金の基礎年金拠出金の額は、特別国庫負担分を除いたものである。

注2. 国民年金の拠出金算定対象者数は、拠出金按分率の算定の基礎となる保険料納付月数を人数換算したものである。

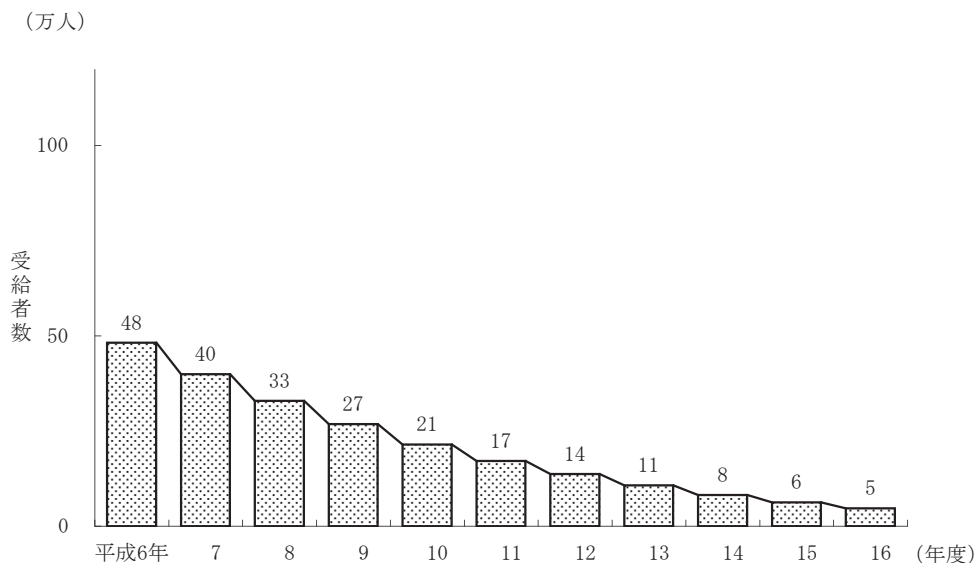
注3. 端数整理のため、合計が一部不一致である。

5. 福祉年金

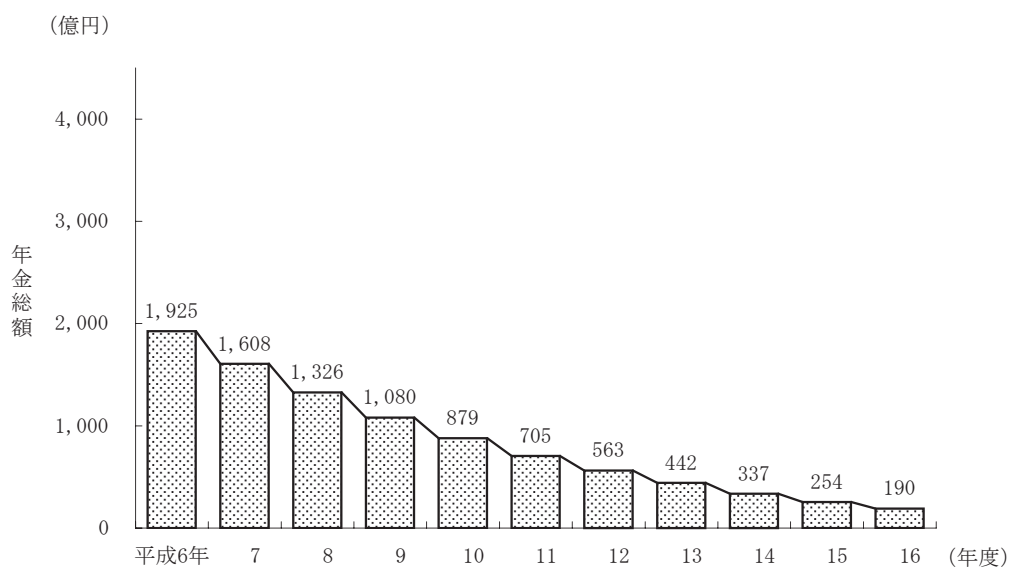
昭和61年4月に従来の障害福祉年金は障害基礎年金に、母子及び準母子福祉年金は遺族基礎年金に裁定替えされ、福祉年金は老齢福祉年金だけが残っている。

平成16年度末現在における老齢福祉年金の受給者数は5万人で、前年度末に比べて1万7千人（25.1%）の減少、年金総額は190億円で、前年度末に比べて65億円（25.4%）の減少となっている。平成16年度の新規裁定者（受給権者）は23人となっている（第Ⅱ－32図、第Ⅱ－33図）。

第Ⅱ－32図 老齢福祉年金受給者数の推移（年度末現在）



第Ⅱ－33図 老齢福祉年金受給者年金総額の推移（年度末現在）



6. 船員保険（新法職務上）

昭和61年4月に船員保険の職務外年金は厚生年金保険に統合され、船員保険には職務上の障害、遺族年金の給付のみが残っている。

平成16年度末現在における船員保険の新法職務上

年金の受給者数は、障害年金が504人、遺族年金が1,547人で合計2,051人であり、受給者の年金総額は、障害年金が10億7,760万円、遺族年金は31億5,966万円で合計42億3,727万円となっている。

受給者1人当たりの平均年金月額、障害年金が17万8千円、遺族年金が17万円となっている。

(参考資料1)

社会保険庁が行う社会保険事業の給付の年次推移

(単位：億円、%)

	年 度	年 金	医 療	合 計
金 額	平成12年度	327,288	42,419	369,707
	13	340,025	42,364	382,389
	14	358,713	40,924	399,637
	15	370,927	38,222	409,149
	16	379,541	39,151	418,692
増 加 率	平成12年度	4.4	△ 0.2	3.9
	13	3.9	△ 0.1	3.4
	14	5.5	△ 3.4	4.5
	15	3.4	△ 6.6	2.4
	16	2.3	2.4	2.3
国 民 所 得 比	平成12年度	8.6	1.1	9.7
	13	9.2	1.1	10.3
	14	9.9	1.1	11.0
	15	10.1	1.0	11.1
	16	10.5	1.1	11.6

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金（福祉年金を含む）の受給者年金総額（各年度末現在）であり、新法船員保険の職務上を含まない。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費（各年度）である。

3. 平成16年度の国民所得は、361兆901億円である。

(参考資料2)

社会保険庁が行う社会保険事業の保険料収入の年次推移

(単位：億円、%)

	年 度	年 金	医 療	合 計
保 険 料 収 入	平成12年度	220,191	62,044	282,235
	13	218,897	63,054	281,952
	14	220,992	61,250	282,241
	15	212,052	64,517	276,569
	16	213,891	65,364	279,256
増 加 率	平成12年度	△ 0.9	3.3	0.0
	13	△ 0.6	1.6	△ 0.1
	14	1.0	△ 2.9	0.1
	15	△ 4.0	5.3	△ 2.0
	16	0.9	1.3	1.0
国 民 所 得 比	平成12年度	5.8	1.6	7.4
	13	5.9	1.7	7.6
	14	6.1	1.7	7.8
	15	5.8	1.8	7.5
	16	5.9	1.8	7.7

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金の保険料収入（各年度）である。

2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項の被保険者及び船員保険の保険料収入（各年度）である。

3. 平成16年度の国民所得は、361兆901億円である。

(参考資料3)

都道府県別にみた社会保険事業の給付の規模

(平成16年度)

都道府県名	金額			(参考)県民 (国民)所得	県民(国民)所得比		
	年金	医療	合計		年金	医療	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
全 国	37,954,115	3,915,117	41,869,232	361,090,100	10.5	1.1	11.6
北海道	1,641,198	246,423	1,887,620	14,529,290	11.3	1.7	13.0
青 森	358,336	52,095	410,431	3,249,768	11.0	1.6	12.6
岩 手	403,083	51,082	454,165	3,415,151	11.8	1.5	13.3
宮 城	620,260	77,608	697,868	6,109,229	10.2	1.3	11.4
秋 田	354,480	46,486	400,966	2,729,394	13.0	1.7	14.7
山 形	372,177	43,932	416,109	2,985,071	12.5	1.5	13.9
福 島	597,370	72,153	669,523	5,655,403	10.6	1.3	11.8
茨 城	768,357	62,398	830,755	8,677,848	8.9	0.7	9.6
栃 木	535,681	54,370	590,051	6,118,442	8.8	0.9	9.6
群 馬	584,622	59,314	643,935	5,912,682	9.9	1.0	10.9
埼 玉	1,863,009	116,379	1,979,388	18,618,010	10.0	0.6	10.6
千 葉	1,671,723	95,536	1,767,259	18,402,637	9.1	0.5	9.6
東 京	3,497,391	266,553	3,763,944	49,850,659	7.0	0.5	7.6
神 奈 川	2,613,921	147,696	2,761,618	26,412,235	9.9	0.6	10.5
新 潟	800,574	91,132	891,706	6,688,043	12.0	1.4	13.3
富 山	412,108	47,404	459,512	3,311,391	12.4	1.4	13.9
石 川	375,247	52,010	427,257	3,379,188	11.1	1.5	12.6
福 井	275,091	33,281	308,372	2,396,151	11.5	1.4	12.9
山 梨	236,941	25,275	262,216	2,280,685	10.4	1.1	11.5
長 野	753,030	65,652	818,682	6,026,155	12.5	1.1	13.6
岐 阜	661,520	73,427	734,947	5,886,760	11.2	1.2	12.5
静 岡	1,243,866	104,828	1,348,694	12,194,125	10.2	0.9	11.1
愛 知	2,108,462	227,174	2,335,636	24,370,312	8.7	0.9	9.6
三 重	606,394	54,139	660,532	5,506,971	11.0	1.0	12.0
滋 賀	407,487	39,530	447,017	4,332,877	9.4	0.9	10.3
京 都	802,205	91,526	893,731	7,396,141	10.8	1.2	12.1
大 阪	2,587,008	306,866	2,893,874	26,711,968	9.7	1.1	10.8
兵 庫	1,829,535	162,272	1,991,807	14,763,923	12.4	1.1	13.5
奈 良	429,922	41,085	471,006	3,866,773	11.1	1.1	12.2
和 歌 山	331,882	33,533	365,415	2,685,622	12.4	1.2	13.6
鳥 取	197,235	26,411	223,646	1,506,449	13.1	1.8	14.8
島 根	267,837	32,218	300,055	1,819,895	14.7	1.8	16.5
岡 山	681,286	85,547	766,833	5,312,583	12.8	1.6	14.4
広 島	989,446	117,474	1,106,920	8,069,993	12.3	1.5	13.7
山 口	590,396	54,874	645,271	4,266,147	13.8	1.3	15.1
徳 島	244,009	34,486	278,495	2,214,190	11.0	1.6	12.6
香 川	354,857	45,519	400,377	2,764,506	12.8	1.6	14.5
愛 媛	480,978	58,248	539,227	3,449,035	13.9	1.7	15.6
高 知	253,000	31,009	284,009	1,836,041	13.8	1.7	15.5
福 岡	1,491,524	214,103	1,705,628	13,137,437	11.4	1.6	13.0
佐 賀	254,325	35,754	290,079	2,138,622	11.9	1.7	13.6
長 崎	449,032	57,142	506,174	3,400,846	13.2	1.7	14.9
熊 本	517,278	71,104	588,381	4,542,455	11.4	1.6	13.0
大 分	360,718	51,540	412,258	3,152,814	11.4	1.6	13.1
宮 崎	324,801	44,566	369,366	2,851,986	11.4	1.6	13.0
鹿 児 島	508,061	67,103	575,164	3,996,181	12.7	1.7	14.4
沖 縄	232,354	46,860	279,214	2,718,888	8.5	1.7	10.3
その他	14,096	・	14,096	・	・	・	・

注1. 年金は厚生年金保険及び国民年金(福祉年金を含む)受給者の年金総額(平成16年度末現在)である。
 新法船員保険の職務上を除く。
 2. 医療は政府管掌健康保険、法第3条第2項被保険者及び船員保険の保険給付費(平成16年度)であり、そのうち診療費及び薬剤支給については医療機関の所在地ベース、それ以外は社会保険事務所の所在地ベースである。
 3. 県民(国民)所得については、全国は平成16年度の国民所得であり、各都道府県は平成14年度の県民所得である。

(参考資料4)

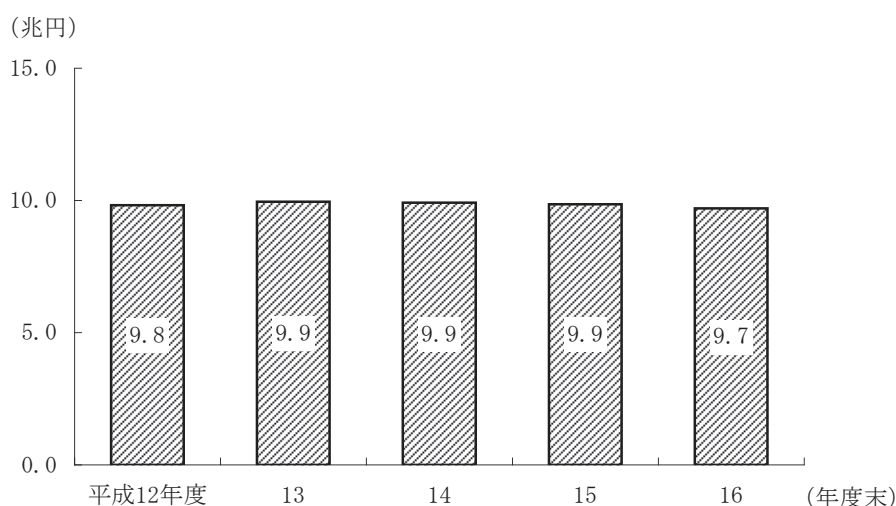
国民年金の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)		支出合計 (実質)		収支差引残
	保険料収入	運用収入			
平成12年度	36,187	2,828	19,678	32,596	3,591
13	36,143	2,263	19,538	34,861	1,282
14	35,453	1,897	18,958	35,834	△ 382
15	36,142	1,523	19,627	36,639	△ 497
16	35,633	1,044	19,354	37,253	△ 1,620

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等の額を控除した額である。

国民年金の積立金の推移(国民年金特別会計国民年金勘定)



注1 年金積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度末までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

注2 平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託残高である。

注3 平成13年度以降は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた時価ベースの積立金額は、平成15年度末約9.7兆円、平成16年度末約9.7兆円である。(資料：厚生労働省年金局「平成16年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」)

(参考資料5)

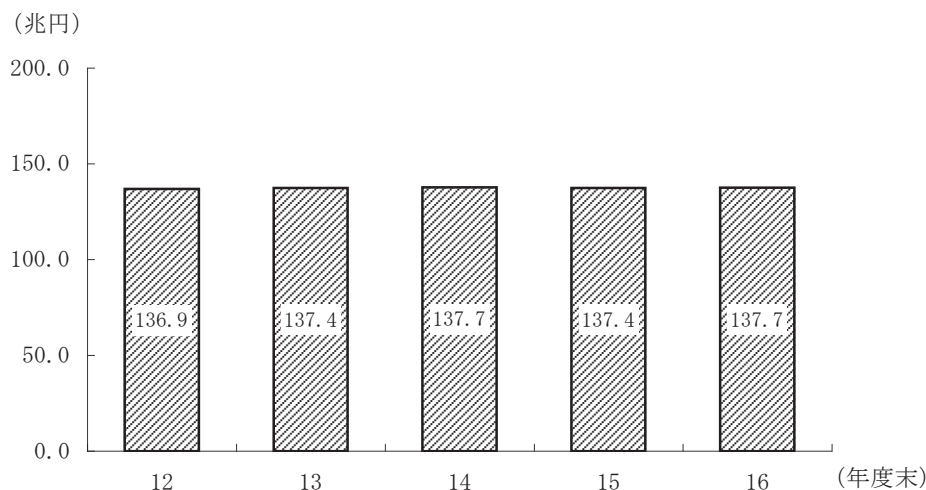
厚生年金保険の実質的な収支状況

(単位：億円)

	収入合計 (実質)		支出合計 (実質)		収支差引残
	保険料収入	運用収入			
平成12年度	283,137	43,067	200,512	262,320	20,817
13	278,198	38,607	199,360	273,068	5,130
14	290,775	31,071	202,034	287,686	3,089
15	293,543	22,884	192,425	296,855	△ 3,312
16	309,140	16,125	194,537	306,631	2,509

注. 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等の額を控除した額である。

厚生年金保険の積立金の推移 (厚生保険特別会計年金勘定)



注1 年金積立金は、平成12年度までは旧大蔵省資金運用部に全額義務預託され、長期固定金利で運用されていたが、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度末までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託される。

注2 平成12年度までは旧大蔵省資金運用部への預託残高である。

注3 平成13年度以降は預託残高と年金資金運用基金への寄託金の合計額である。年金資金運用基金の運用に係る損益(旧年金福祉事業団からの承継資産に係る損益も含む)も含めた時価ベースの積立金額は、平成15年度末約135.9兆円、平成16年度末約138.2兆円である。(資料：厚生労働省年金局「平成16年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」)